

# ASHIYA SMILE BASE

2026-2030  
第5次芦屋市総合計画  
後期基本計画

第3期芦屋市創生総合戦略  
第4次芦屋市市民参画協働推進計画  
第3次芦屋市文化推進基本計画



## 市長挨拶

芦屋市の未来に向けた羅針盤「第5次芦屋市総合計画」について、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を対象とする後期基本計画を策定しました。

人口減少・少子高齢化の進展。生成 AI の進化。少しずつ進む社会の分断。激動の世界情勢。そして、災害の激甚化。私たちは、時代の大きなうねりの中にあります。豊かなまちの持続のためには、過去の常識にとらわれない柔軟な発想と、変革にチャレンジする姿勢が必要です。



私たち市役所も、市民主体の取組の最大の応援団として、地域とともにビジョンを定め、実現へと移す姿勢に変革します。こうした考えのもと、本計画では「学び」「文化」「協働」の3つの要素を重視し、従来の「教育振興基本計画」の理念等を継承しながら、「第3次芦屋市文化推進基本計画」と「第4次芦屋市市民参画協働推進計画」を一体的に策定しました。あわせて、人口減少社会への緩和と適応を念頭に「第3期芦屋市創生総合戦略」も策定しました。

計画策定にあたり、多くの市民、地域団体、事業者、学識経験者の皆さまにお力添えを賜りましたことに、心より御礼申し上げます。何より嬉しかったことは、総合計画審議会の市民委員に多くのご応募があったこと、そして市民アンケートの自由記述欄にびっしりと芦屋への想いが綴られていたことでした。

「まちづくりは、地元を愛する皆さまの想いに支えられてこそ成り立つ。」後期基本計画策定の過程で、私たちが教えていただいたことです。

だからこそ私たちはこれからも、対話を中心としたまちづくりを進めます。市民の皆さま、ともに持続可能な未来を描きましょう。芦屋ならできる。芦屋市民になら、できるのです。

「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を目指した一歩をともに踏み出せることを楽しみにしています。

令和8年(2026年)3月

芦屋市長

高島 峻輔

# 市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

# 目 次

序章 第5次芦屋市総合計画について.....	1
1 総合計画策定の背景と目的.....	2
2 総合計画の役割と構成・期間.....	3
(1) 役割.....	3
(2) 構成・期間.....	4
3 芦屋市の今日と明日.....	5
(1) 芦屋市はどんなまち.....	5
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化.....	9
4 まちづくりの主な課題.....	12
5 総合計画策定・運用における留意事項.....	14
第Ⅰ章 基本構想.....	15
1 それぞれが考えるまちの姿.....	16
2 芦屋市が目指す将来の姿.....	17
3 まちづくりの基本方針.....	18
4 後期基本計画において重視する3つの要素.....	20
第Ⅱ章 後期基本計画.....	25
1 施策体系.....	26
2 分野別施策.....	28
施策分野1 子育て・教育.....	28
施策分野2 福祉健康.....	42
施策分野3 市民生活.....	50
施策分野4 安全安心.....	54
施策分野5 都市基盤.....	62
施策分野6 行政経営.....	70
第4次芦屋市市民参画協働推進計画(基本施策 11-1).....	72
第Ⅲ章 第3期創生総合戦略.....	81
1 創生総合戦略の趣旨.....	82
(1) 背景.....	82
(2) 総合計画と創生総合戦略の関係.....	84
(3) 第3期創生総合戦略の期間.....	84
2 人口推計の概要.....	85
(1) 本市における人口の現状.....	85
(2) 将来の展望.....	89
3 転入アンケートの概要.....	91
(1) 調査目的.....	91
(2) 調査概要.....	91
(3) 調査結果のポイント.....	91

4 第2期創生総合戦略の評価 .....	92
(1) 第2期創生総合戦略の概要 .....	92
(2) 第2期創生総合戦略の評価 .....	92
5 第3期における地方創生の考え方と基本目標 .....	93
(1) 基本的な考え方・目的 .....	93
(2) 基本目標 .....	93
6 取組施策 .....	94
7 重点プロジェクト .....	96
(1) 重点プロジェクトの考え方 .....	96
(2) 本市の強みと弱みの整理 .....	96
(3) 行政アドバイザーと市民からの意見 .....	96
(4) 方向性 .....	97
第IV章 第3次芦屋市文化推進基本計画 .....	101
1 計画の策定にあたって .....	102
(1) 策定の趣旨 .....	102
(2) 計画の概要 .....	103
(3) 計画の対象となる文化 .....	106
(4) 進行管理 .....	106
2 本市における文化をとりまく現状と課題 .....	107
(1) 第2次基本計画の総括 .....	107
(2) アンケートからみる現状 .....	108
(3) ヒアリング・団体アンケートからみる現状 .....	115
(4) 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題 .....	117
3 計画の基本的な考え方 .....	119
(1) 今後5年間の文化政策の方向性(ビジョン) .....	119
(2) 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目 .....	120
(3) 施策の方向性 .....	121
附属資料 .....	127

# 序章 第5次芦屋市総合計画について

## 1 総合計画策定の背景と目的

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

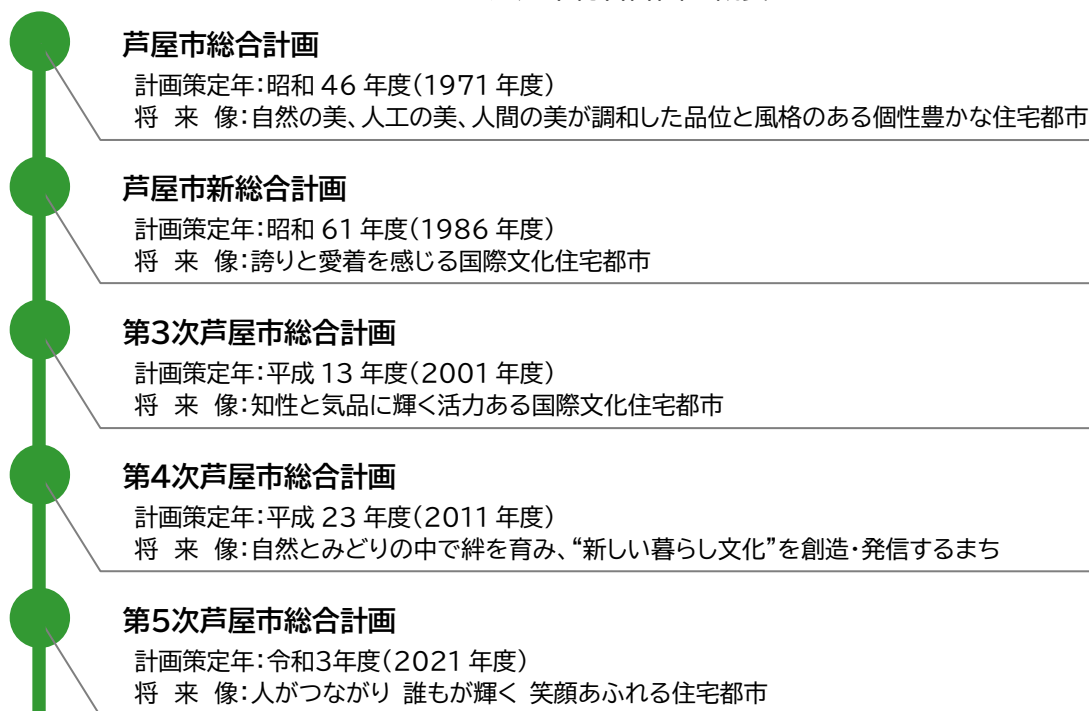
大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し、大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和 15 年(1940 年)に芦屋市が誕生しました。昭和 26 年(1951 年)には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成7年(1995 年)の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻しました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT(情報通信技術)化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、コロナ禍も経験しました。これらの社会環境変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のあり方が求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。本市においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつ、さらに高めていくことと、時代に適った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第5次総合計画前期計画の終了を迎え、その基本構想を引き継ぎながら、上記のような背景を踏まえつつ、基本計画に係る中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、令和 8 年度(2026 年度)以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改めて明らかにすることを目的に、第5次総合計画後期基本計画を策定します。

### これまでの芦屋市総合計画の概要



## 2 総合計画の役割と構成・期間

### (1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

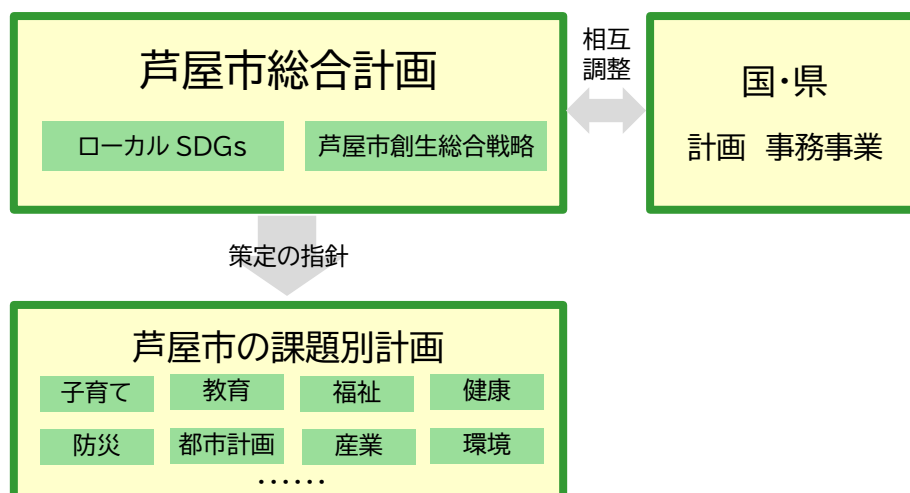
#### ○まちづくりの指針

- ・市民と行政が目標を共有してともにまちづくりに取り組むための指針とします。

#### ○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した課題別計画策定に際する指針
- ✓持続可能な開発目標の視点を取り入れた芦屋市でのSDGs<sup>1</sup>の推進
- ✓国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓芦屋市創生総合戦略を一体的に取り込んだ効果的な地方創生の推進



<sup>1</sup> SDGs:「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成するために掲げた 17 の目標。

## (2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

### ○基本構想

- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は10年とし、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までとします。

### ○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで、後期を令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までとします。

### ○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
基本構想(10年間)									
前期基本計画(5年間)									
					後期基本計画(5年間)				
					実施計画(3年間)				
						実施計画(3年間)			
							実施計画(3年間)		
								実施計画(3年間)	

### 3 芦屋市の今日と明日

#### (1) 芦屋市はどんなまち

##### ○緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

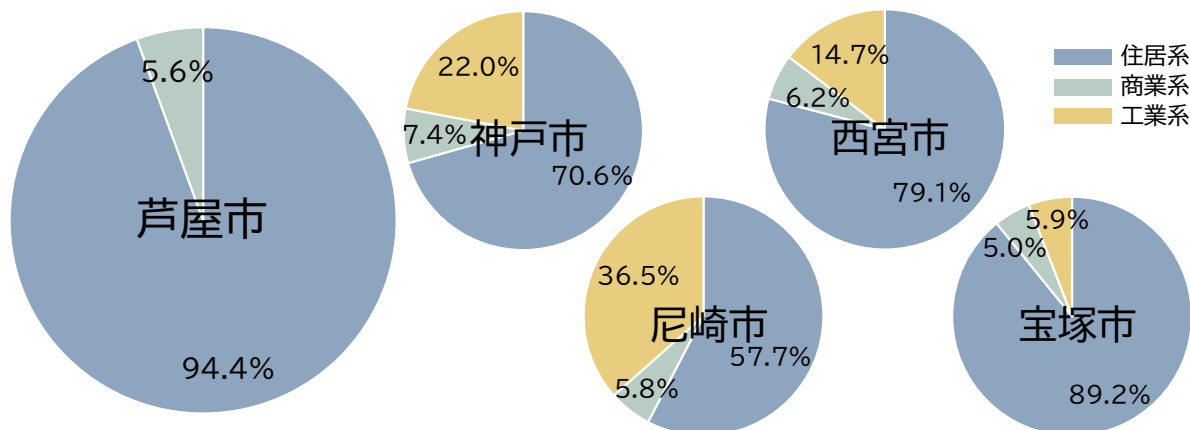
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約 1,857ha で、東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

芦屋の位置



芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



注: 小数第 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。  
資料: 国土交通省「令和6年都市計画現況調査」(令和6年(2024年)3月31日現在)

## ○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行 80 周年を迎えたまち

明治 22 年(1889 年)に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し、精道村が誕生しました。昭和 15 年(1940 年)に行政区域はそのままで市制を施行し芦屋市となり、令和2年(2020 年)には市制施行 80 周年を迎えました。戦後の昭和 26 年(1951 年)には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成7年(1995 年)の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、本市のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

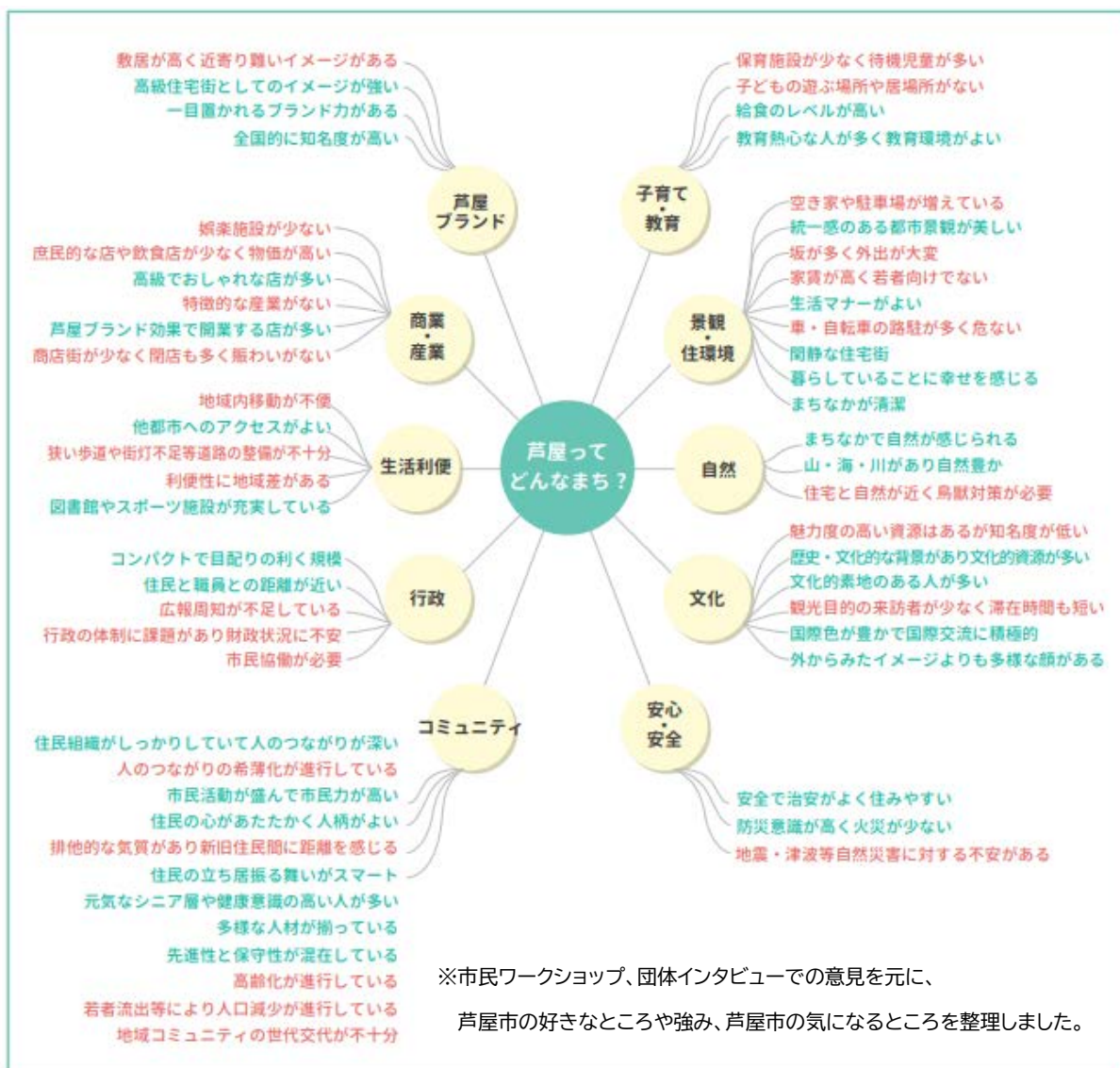
### 芦屋のまちづくりの沿革

明治	● 7 年	大阪・神戸間に国鉄(現 JR)が開通	
	● 22 年	町村制施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生	
	● 38 年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置	
	● 41 年	阪神電鉄により家庭電気の供給が開始	
大正	● 元 年	神戸ガスにより都市ガスの供給が開始／芦屋郵便局が窓口事務を開始	
	● 2 年	国鉄(現 JR)芦屋駅を設置	● 8 年 耕地整理に着手
	● 9 年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置	
	● 12 年	精道村役場庁舎が完成	
昭和	● 2 年	阪神国道(国道2号)が開通／「西宮都市計画区域」へ編入／松風山荘の分譲を開始	
	● 4 年	阪神国道バスが開通／六麓荘の開発が開始	
	● 10 年	下水道事業に着手	● 11 年 阪神水道企業団が設立
	● 13 年	阪神大水害／奥山浄水場・村営上水道が完成し給水開始	
	● 14 年	芦屋川河川改修工事を開始	● 15 年 精道村が芦屋市となる
	● 16 年	「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離	
	● 20 年	阪神大空襲	● 21 年 都市計画道路・公園等を都市計画決定
	● 22 年	戦災復興土地区画整理事業を開始	● 23 年 芦屋市消防署が発足／芦屋市警察署を設置
	● 26 年	「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定	● 27 年 芦屋市霊園の整備に着手／市立芦屋病院を開設
	● 31 年	芦屋庭球場が完成	● 35 年 芦屋市庁舎が完成／芦屋市旗を制定
	● 36 年	芦有道路が開通	
	● 38 年	第2阪神国道(国道 43 号)が開通	● 39 年 芦屋市民憲章を制定／奥山の開発に着手
	● 43 年	都市計画法が施行され高度地区を指定	
	● 45 年	阪神高速道路神戸線が開通／「阪神間都市計画区域」となる／ルナ・ホールが開館	
	● 46 年	奥山貯水池が完成	
	● 47 年	体育館・青少年センターが開館	
	● 48 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行／新都市計画法が施行(用途地域及び高度地区を新たに指定)／若葉町の下水処理場が完成	
	● 50 年	芦屋浜埋立地の造成が完成(54 年から入居開始)	
● 51 年	新築された市民センター別館で公民館が開館		
● 54 年	国鉄(現 JR)芦屋駅北地区の再開発を開始(平成 10 年完了)		
● 61 年	芦屋市新総合計画を策定	● 62 年 図書館を伊勢町に新築開館	
● 63 年	谷崎潤一郎記念館が開館		
平成	● 3 年	美術博物館が開館	● 6 年 阪神高速道路湾岸線が開通
	● 7 年	阪神・淡路大震災	
	● 8 年	芦屋市都市景観条例を施行／震災復興事業に着手／環境処理センターを建替	
	● 9 年	南芦屋浜埋立地の造成が完成	● 10 年 震災復興公営住宅の入居開始
	● 11 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例(昭和 48 年芦屋市条例第1号)の全部を改正	
	● 12 年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行／建築主事を置き特定行政庁となる	
	● 14 年	芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了	
	● 15 年	芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了	
	● 16 年	「芦屋庭園都市宣言」／芦屋市総合公園が完成	
	● 17 年	芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了／芦屋市都市計画マスタープランを策定	
	● 18 年	のじぎく兵庫国体開催	
	● 19 年	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定／山手幹線が神戸市と開通	
	● 20 年	芦屋市緑の基本計画を策定／山手幹線が西宮市と開通	
	● 21 年	市域全域を景観地区に指定／緑の保全地区を指定／芦屋市消防庁舎建替え	
● 22 年	芦屋川南特別景観地区を指定／山手幹線全線開通		
● 24 年	芦屋市都市計画マスタープランを改訂／特別景観地区の区域及び名称変更(芦屋川特別景観地区へ)		
● 26 年	景観行政団体に移行	● 27 年 芦屋市景観計画を策定	
● 28 年	芦屋市屋外広告物条例を施行	● 29 年 芦屋市都市計画マスタープランを改訂	
令和	● 2 年	市制施行 80 周年／子育て支援として「子ども家庭総合支援拠点」を開設／新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国による緊急事態宣言が発出	
	● 3 年	芦屋市都市計画マスタープランを改定／ゼロカーボンシティを表明／精道こども園移転・西藏こども園開園	
	● 4 年	公共施設等のネーミングライツ導入開始／市立小・中学校全校で自校方式による給食開始	
	● 5 年	市立幼稚園で3歳児保育を正式実施／新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行	
	● 6 年	うちばん(打出教育文化センター)リニューアル／指定ごみ袋制度本格実施	

## ○豊かな暮らしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと市内で活動する団体へのインタビューを行いました。その結果を見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がきれい、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いといった、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえます。また、高級住宅地としてのイメージだけでなく、多様な顔のあるまち、文化的素地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

### 芦屋ってどんなまち？



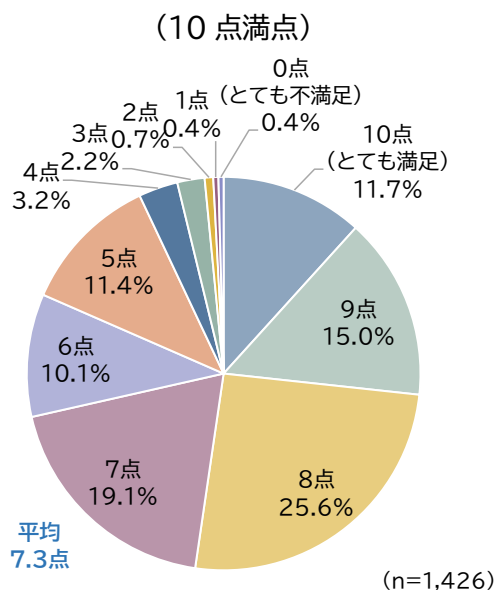
資料：第5次芦屋市総合計画総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果、第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー結果

## ○多くの市民が地域の暮らしに対して満足し、住み続けたいと感じるまち

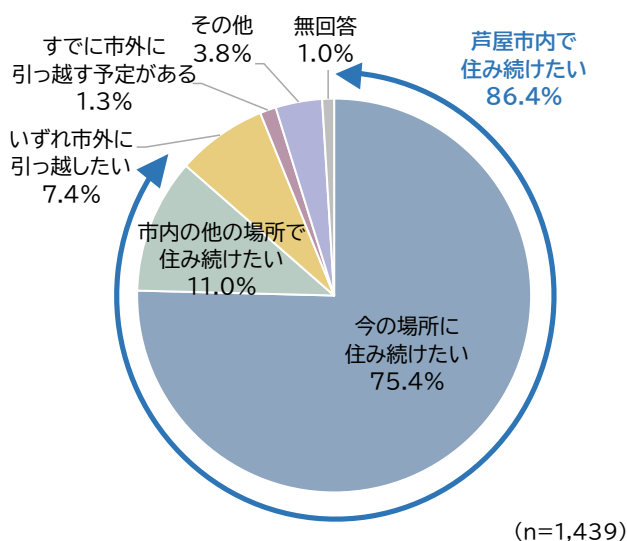
市民アンケート調査の結果によると、住んでいる地域の暮らしの満足度の平均は 7.3 点で、「8点以上」が 52.3%と過半数を占めており、また、今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が 86.4%に上ります。大部分の市民が、芦屋での暮らしに満足し、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、10 歳代以外では若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

居住についての市民アンケート結果

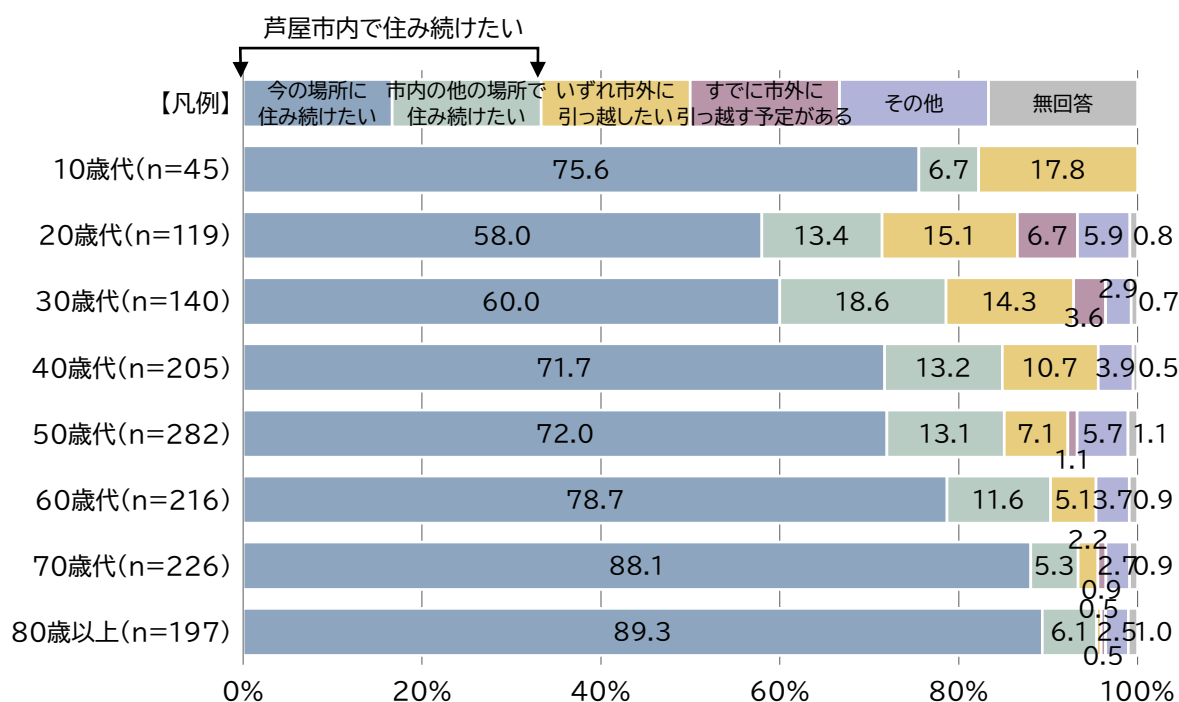
住んでいる地域の暮らしに対する満足度



定住意向



定住意向(年代別)



資料：総合計画策定に向けた市民意識調査(令和6年度(2024年度))

## (2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

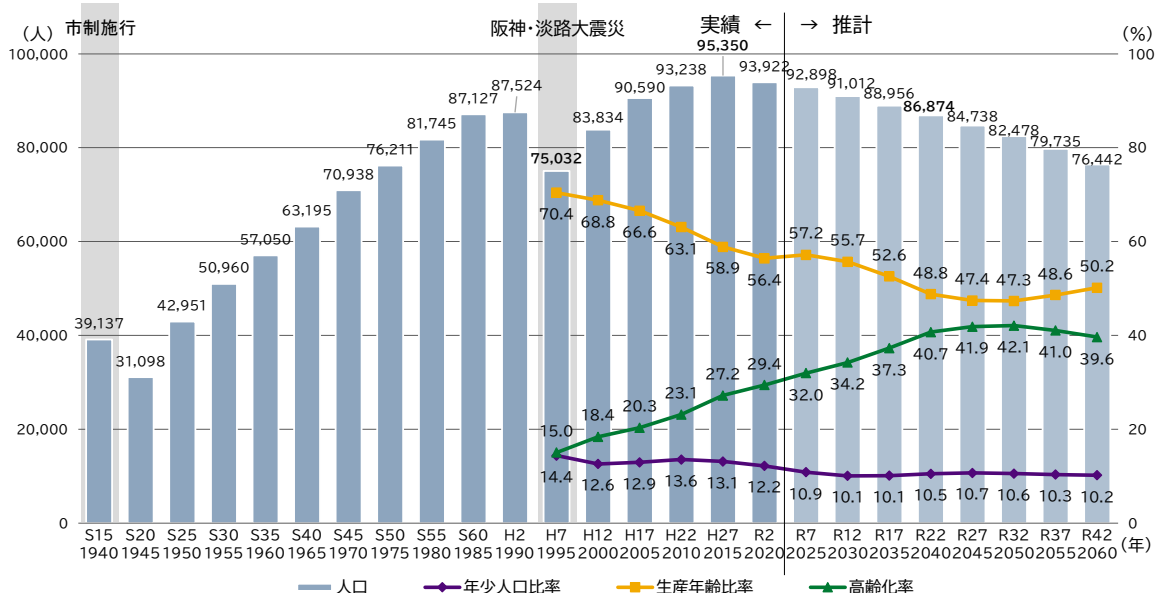
### ○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和 50・60 年代に増加し、昭和 63 年(1988 年)には 88,623 人とピークを迎えましたが、平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災で 75,032 人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成 27 年(2015 年)の 95,350 人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和 22 年(2040 年)には、約 86,874 人と震災前のピーク人口を割り込む水準にまで減少し、高齢化率は 40%を超えると予測されます。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。

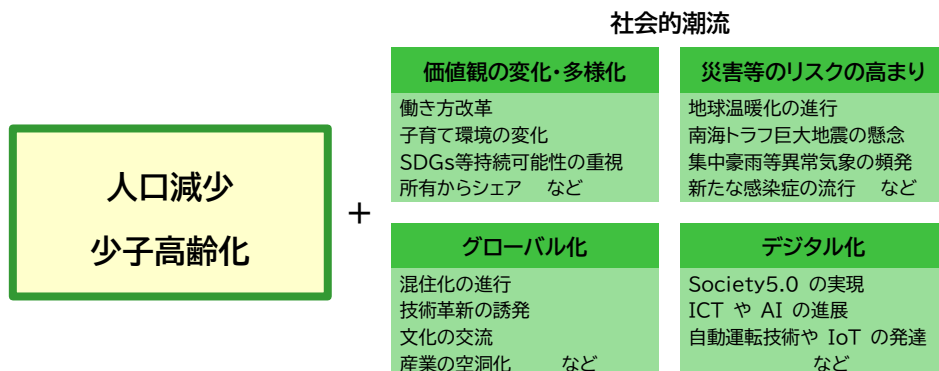
芦屋市の人口の推移・将来予測



資料：国勢調査(昭和 15 年(1940 年)～令和 2 年(2020 年))、芦屋市推計(令和 7 年(2025 年)～令和 42 年(2060 年))

## ○社会の様々な側面での大きな変化がある

人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化、地球温暖化の進行や災害の激甚化、新たな感染症の発生、グローバル化、デジタルトランスフォーメーション<sup>2</sup>の加速化など、近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。

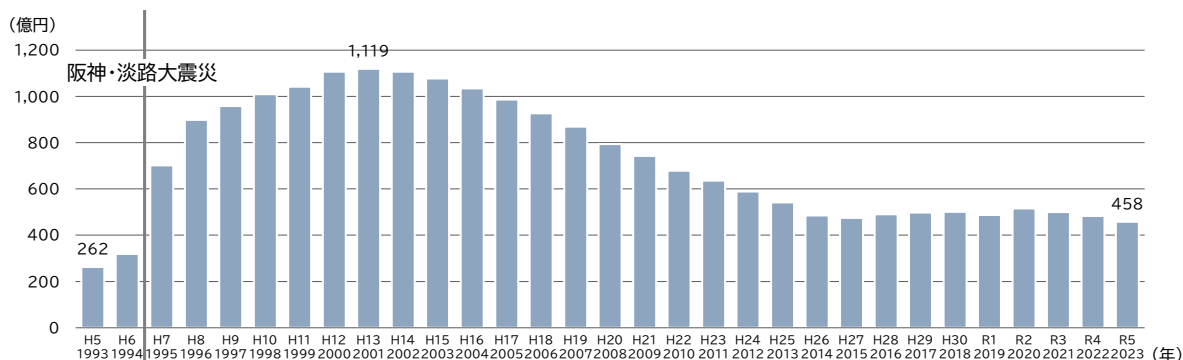


## ○財政構造に変化が生じる

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり、安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し、平成 15 年(2003 年)10 月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め、一時は 1,100 億円を超えていた一般会計の市債残高が平成 26 年度(2014 年度)には 500 億円を切るところまで回復し、その水準を維持しています。

しかしながら、市民ニーズの多様化への対応、こどもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり、高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び、道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え、物価高騰が市民生活や地域経済に与える影響も大きく、今後さらに財政の厳しさが増すと考えられます。また、人口減少の進展に伴い、行政のスリム化が必要になる一方で、市が対応すべき課題が増加していくことが予想され、より慎重な財政運営が求められます。

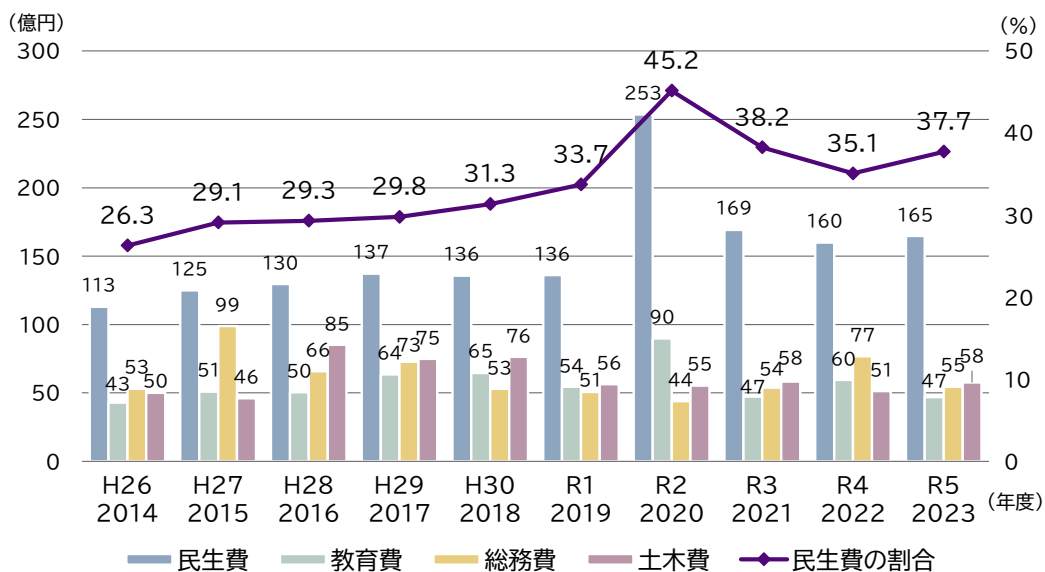
市債残高の推移(一般会計)



資料: 芦屋市財務統計

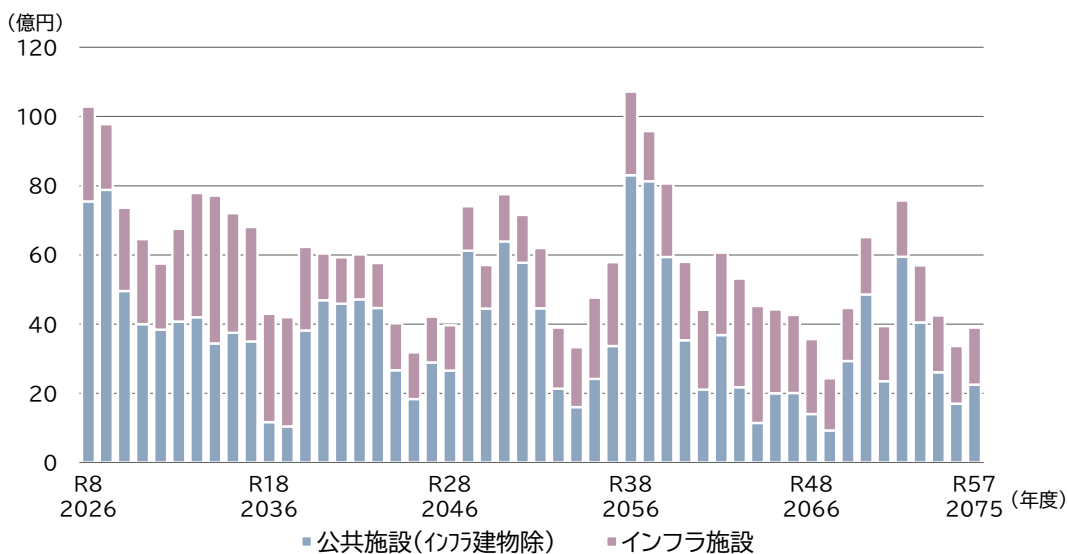
<sup>2</sup> デジタルトランスフォーメーション: 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

目的別歳出額の推移(平成 26 年度(2024 年度)～令和5年度(2023 年度))



資料:芦屋市決算資料(平成 26 年度(2014 年度)～令和5年度(2023 年度))

公共施設等(公共施設+インフラ施設)の将来更新費用試算結果



資料:芦屋市公共施設等総合管理計画(令和8年(2026 年)3月改定)

## 4 まちづくりの主な課題

### ○人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も、すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでは人口が増え、それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが、これからは人口が減少することを前提とし、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

### ○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ、求められる本市のよさは、豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきませんが、継承されてきたまちの魅力、暮らしの質を、時代の変化に応じながら次世代、未来へと持続して発展させ、まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

### ○まちづくりへの市民・地域団体・事業者の参画と協働

本市においては、高齢者の増加、住民の入れ替わり、社会意識の変化等を背景に、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには、課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人ひとりの市民、一つひとつの事業者が、何ができるかを考え、地域団体や行政と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

### ○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり、仕事・買物・医療などの日常生活、道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ、文化・交流活動など、周辺地域との密接な関係を持ち、相互に影響を与えています。人・モノ・情報の動きが早く、遠く広がり、地域の境界が希薄になっていくなか、共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など、行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ、効果的、効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

### ○生涯にわたる主体的な学びの推進

急激に社会が変化する中、地球規模の視野で考え、自分と芦屋市、日本、さらに地球の未来を切り拓くには、市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び、多様な人々とともに学びあい続けることが必要です。

地域コミュニティの核である学校では、不登校や学習意欲の低下など学びづらさを抱えたこどもも含め、多様なこどもに対して公正で最適な「ちようどの学び」の機会を創り

続けることが必要です。それが、多様化する社会を良くするために欠かせないからです。

また、学びは学校だけで行われるものではありません。自ら学習内容や方法を選択し、充実した人生を送ることを目指すとともに、学びを通じて他者につながり、まちづくりへの参画と協働を促進するよう、地域資源や ICT 等の有効活用によって、多様な生涯学習の機会を充実・創出することも求められます。

## 5 総合計画策定・運用における留意事項

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

### ○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組みます。

### ○SDGs、地方創生を含む総合的な計画とする

持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標である SDGs の視点を総合計画に取り入れ、17 の目標の中で特に関連性のある目標を基本計画の施策目標ごとに掲げることで、2030 年までにローカル SDGs の達成を目指します。

また、本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現します。

### ○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進します。

### ○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCA サイクル<sup>3</sup>を基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進します。

#### SDGs(エス・ディー・ジーズ)

～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された、令和 12 年(2030 年)までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17 の目標」と「169 のターゲット(具体目標)」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。



<sup>3</sup> PDCA サイクル: Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを繰り返し、業務効率を改善する進行管理の手法。

# 第 I 章 基本構想

# 1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。

## 市民ワークショップが提案する将来像

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス  
**ASHIYA SMILE BASE**

### ～みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち～

「ASHIYA SMILE BASE」は、少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち」は、様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。(平成30年(2018年)10月から平成31年(2019年)1月まで、計5回開催、延べ191人[市民126人、市職員65人]参加)

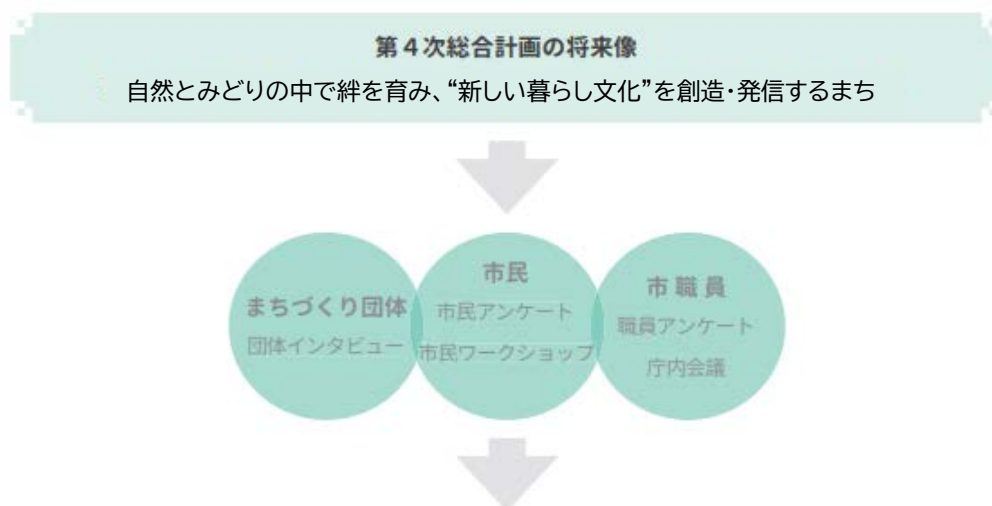
## 市内で活動する団体が考える理想の姿

日本一美しく、安全・安心で住みよいまち  
国際文化住宅都市 芦屋  
住宅を核とした賑わいのあるまち  
世界で「唯一」のまち  
折り目正しいまち  
成熟した大人のまち  
一度は住んでみたいまち など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きしました。

## 2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度(2030年度)に実現する姿を次の通り掲げます。



人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

まちづくりのキャッチフレーズ

ア シ ヤ  
**ASHIYA**  
 ス マ イ ル  
**SMILE**  
 ベ ー ス  
**BASE**

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次総合計画の将来像をコンパクトに表現したものといえます。これを、市民と職員が総合計画を我が事として関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズとします。

## 3 まちづくりの基本方針

### 基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに、少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることがますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めていきます。

### 基本方針を構成する3つの視点

#### 人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

#### 暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域ごとに特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

こどもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン<sup>4</sup>も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

<sup>4</sup> ユニバーサルデザイン:文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

## 資源 ～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

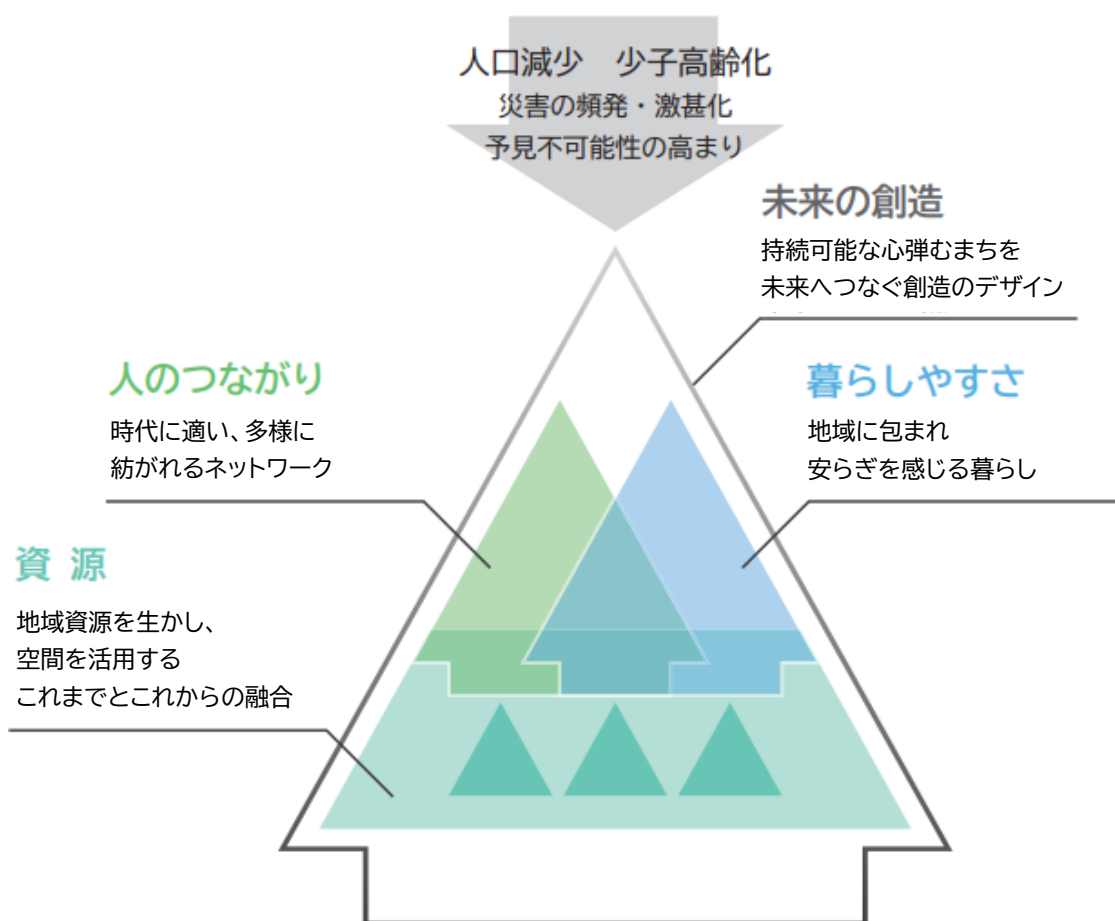
地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が本市のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。

### 将来像 人がつながり 誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市



## 4 後期基本計画において重視する3つの要素

### 趣旨

社会の先行きがますます見通しづらくなる中で、第5次総合計画の、「第Ⅰ章 基本構想 3 まちづくりの基本方針」において定める「未来の創造」に向けた取組を進めていくためには、市民の皆様との「共創」が必要であり、その担い手である「人」を中心に据えることが、より重要になっていると考えています。なぜなら、まちをつくるのは「人」であり、市民一人ひとりの行動が欠かせないからです。この考えに基づき、後期基本計画では多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを推進し、世代や属性を問わず、こどもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、幅広い市民と地域団体・事業者が互いに支え合い、市民一人ひとりが主役として参画・協働する、住みよいまちづくりをめざします。

また、このようなまちづくりをめざすとともに、昨今の急激な人口減少や多様化、デジタル化の進展といった社会変化の中で、市民一人ひとりが生き生きとし、地域に活力がある持続可能なまちとするには、「学び」、「文化」、「協働」の3つの要素を、本市の各種施策全てに共通する観点として取り組んでいくことが必要だと考えます。

後期基本計画策定に当たっては、これら3つの要素の共通性を高めるため、従来から総合計画と一体的に策定している創生総合戦略に加え、文化推進基本計画、市民参画協働推進計画も合わせて策定することとしました。

なお、教育振興基本計画については、令和7年度をもって計画期間を終了し、次期計画の策定は行わず、これまで教育振興基本計画において定めてきた「基本理念<sup>\*</sup>」や、「めざすこども像<sup>\*</sup>」の実現に向けては、本後期基本計画の子育て・教育分野における施策の中で受け継ぐものとしてしました。

後期基本計画において重視する3つの要素は、それぞれを以下のものとして位置づけ、様々な施策に共通する観点として各種施策に取り組んでいきます。

「学 び」…市民一人ひとりの生涯にわたる成長を促し、多様な人々と学びあう中で変化の激しい社会に対応するための関係性を培い、未来を切り拓く力を育む基盤

「文 化」…地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤

「協 働」…様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤

教育振興基本計画において定めてきた「基本理念※」と「めざす子ども像※」

◆基本理念

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

◆めざす子ども像

芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓くこどもの姿”

- 1 人とのかかわりやつながりを尊重でき、寛容な心を持つことも
- 2 理解していること・理解できることを実践し、学びを深めることができることも
- 3 体を動かすことが好きで、健康への意識を向上させることも
- 4 自ら本を手に取り、本が好きなこども



## それぞれの要素

### 学び

生涯にわたる学びと育ちを支えることは、人口減少社会における地域の活力の源であり、個人の自己実現を促し、生きがいや社会とのつながりを育むことで、地域全体のウェルビーイング(well-being)<sup>5</sup>の向上に不可欠です。

市は、就学前のこどもから社会人まで、ICTを活用した学習環境の整備や市民大学の運営などにより、全ての市民が学び続け、学びあう環境づくりの支援を行っていきます。

特に、幼児期から義務教育期間における教育・保育においては、公正で最適な学びを推進し、いじめや不登校など悩みを抱えた児童生徒への支援の充実を図ります。

また、学校教育、社会教育、地域活動、企業との連携などにより、様々な学びの場づくりも推進していきます。

### 文化

本市には、歴史に培われた美しいまちなみをはじめとする生活に根ざした文化や、文学や芸術に親しむ文化的風土があります。これらは単なる保存対象にとどめるのではなく、その価値を理解し、発信し、活用できるようにすることが必要です。

文化の対象には、生活文化、芸術文化、伝統芸能、景観、地域の人々の営みに基づく「らしさ」を含みます。こうした文化を地域の魅力として再発見・発信し、未来に向けて創造的に活かしていくことが、本市の品格と活力を維持するために必要なことです。

市は、他の施策と連携し、地域文化の継承、文化芸術体験の機会の充実、様々な方が参加する文化イベントの開催などを推進します。また、文化を通じた地域の活性化も視野に入れ、「文化を活かしたまちづくり」を進めていきます。

### 協働

人口減少の進行やデジタル化の進展、雇用形態の多様化といった社会変化を背景に、市民ニーズの多様化も進んでおり、限られた行政の資源だけでは全てのニーズに対応していくことが困難になってきています。このような変化に対応し、笑顔あふれる住みよいまちを目指すためには、まちづくりのあらゆる面において、より多くの主体が参画し、協働することで社会課題を克服する視点が不可欠となっており、多様な主体が連携し、協働を通じて課題解決を図る重要性が高まっています。

様々な市民が主体的に関わる仕組みづくりのため、市は、多様な市民と対話を重ね、課題解決の過程を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組む環境を整えていきます。

<sup>5</sup> ウェルビーイング(well-being):肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあること。

この計画では、「市民」「市民参画」「協働」という言葉を、次のように定義し、使用しています\*。

※芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

「市民」とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。



## 第Ⅱ章 後期基本計画

# 1 施策体系

## 施策分野1 子育て・教育

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

- 1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます
- 1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくれます

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている

- 2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます
- 2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

- 3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりを進めます
- 3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

## 施策分野2 福祉健康

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる

- 4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます
- 4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます
- 4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる

- 5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます

## 施策分野3 市民生活

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている

- 6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます
- 6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます
- 6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します
- 6-4 行政サービスの利便性を高めます

学び  
(Learning)

文化  
(Culture)

協働  
(Collaboration)

## 施策分野4 安全安心

### 施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる

- 7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます
- 7-2 まちの防災力を発揮します

### 施策目標8 日常の安全安心が確保されている

- 8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます
- 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます
- 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

## 施策分野5 都市基盤

### 施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている

- 9-1 住宅都市の魅力を高め、持続可能な都市づくりを進めます
- 9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます
- 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます
- 9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

### 施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる

- 10-1 持続可能な交通インフラを保全します(道路・橋梁)
- 10-2 持続可能な生活インフラを保全します(上下水道・ごみ処理施設)
- 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

## 施策分野6 行政経営

### 施策目標11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる

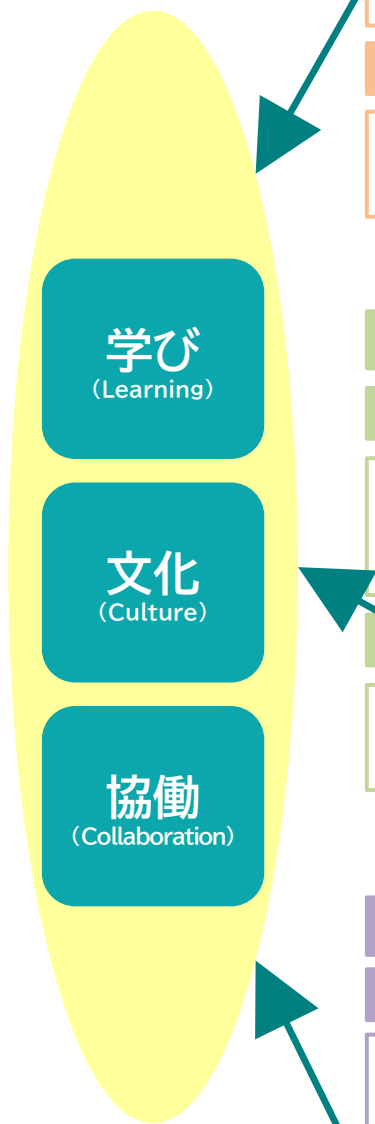
- 11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します  
〔第4次芦屋市市民参画協働推進計画〕
- 11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

### 施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている

- 12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います
- 12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます

### 施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている

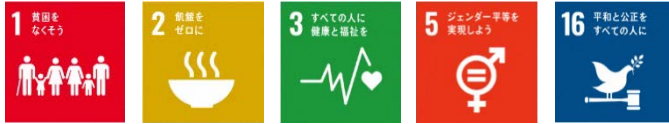
- 13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います
- 13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます



## 2 分野別施策

<施策分野1 子育て・教育>

### 施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童など諸課題の解消に向け、民間保育施設の誘致など、民間事業者と連携し取り組みました。

放課後のこどもの居場所づくりでは、放課後児童クラブを小学校の全学年で実施して待機児童を発生させなかったほか、あしやキッズスクエア事業を拡充しました。

また、子育て家庭への経済的支援及びひとり親の就労支援を実施し、大学などの受験料支援金や入学支度金を給付したほか、「こども家庭・保健センター」を開設し、虐待への予防的対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない支援ができるよう取り組みました。

- 課題

保育所等の利用定員が、民間保育施設の誘致などにより増加しましたが、入所待ち児童は一定数存在すること及び市立幼稚園園児数の減少がさらに進んでいることが課題となっています。

また、放課後のこどもの居場所づくりについては、引き続き、待機児童を発生させないための受け皿の整備や多様な体験活動の充実が課題となっています。

こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、多様なサービスや地域資源を活用した居場所づくりなど必要な支援を充実させることが必要です。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 入所待ち児童数(人)	181	0	109 (R6)	0
② 放課後児童クラブ待機児童数(人)	0	0	0 (R7)	0
③ 放課後児童クラブ利用者の満足度 (%)	(参考) 95.9 (R5)	—	96.4 (R6)	100.0
④ 子育てで困った時に相談できる相手 がいる人の割合(%)	95.5	95.5	89.0 (R5)	98.0
⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用 者数(人)	8,082	61,452	26,728 (R5)	51,384
⑥ 子育て世代の保護者の子育て環 境や支援への満足度(%)	23.6	29.0	23.0 (R5)	29.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示がなかったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7～11年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6～11年度)
- 教育指針(毎年度更新)

注:各名称に共通する「芦屋市」の表記は省略している。

<基本施策、主な施策、説明文>

## 1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

### 1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の環境整備

小学校就学前の教育・保育ニーズを的確に把握しながら、既存施設の環境整備に取り組むとともに、市立幼稚園などに求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営についての検討を進めます。

### 1-1-2 こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブやあしやキッズスクエア事業などの安定的な運営に引き続き努め、放課後のこどもの居場所づくりとしての機能を充実させるとともに、多様な体験活動ができる機会を拡充します。

## 1-2 こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

### 1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を推進するとともに、必要な情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、就労支援などの総合的・継続的な支援を実施します。

### 1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

こども家庭・保健センターにおいて要保護児童対策地域協議会を運営し、こども家庭センター・警察・学校・地域などの関係機関との連携体制の充実により、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

### 1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

妊娠期からの伴走型相談支援や母子保健と児童福祉の一体的支援を通じて、全てのこどもと家庭への支援を充実させ、利用しやすい体制を整備します。

### 1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば」や「あい・あいるーむ」などの身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。



## <施策分野1 子育て・教育>

### 施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

こどもや若者の健全な成長を支えるため、生徒指導・不登校連絡協議会や青少年育成愛護委員による街頭巡視活動などの地域や家庭と連携した取組を推進したほか、若者相談センター「アサガオ」にて不登校、ひきこもりなどの若者へ支援を行い、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。

未来を見据えた教育環境については、インクルーシブ教育・保育<sup>6</sup>の推進に向け、加配教員など配置検討委員会を設置したほか、教職員や支援員などの資質向上を図るための報告会や研究会などを実施することで、人員の量・質を拡充しました。

また、岩園幼稚園では、3歳児保育を本格実施したほか、地域の特色を生かした幼稚園づくりを行い、幼児期と児童期の接続に向け、市内就学前施設の交流を図るため「幼保こ小合同連絡会」での意見交換や「なかよし運動会」、「小学校ごっこ」において小学校区ごとに5歳児の交流を実施しました。

教育・保育の質の向上に向けては、職員の研修やALTをはじめ外部人材の配置の推進などに取り組みました。また、ICTを有効活用した教育に向けては、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配備するほか、その有効活用を図るため小中合同授業研究会などで協議や研究を進めました。さらに外国語教育に関しては、小学校・中学校で連携した授業を実施するとともに、生徒の国際交流の機会を拡充しました。これらを実施するうえで、喫緊の課題である教職員の働き方についても絶えず見直しを行い、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保できるよう、業務改善の取組を進めました。

- 課題

全てのこどもにとって、学校が安心して過ごせる場所でありたいと考えます。特にいじめは絶対に許されないことであり、起こさないための教育や相談できる環境を整えることが急務です。また、いじめはいつでもどこでも起こり得るため、いじめが発生した場合は早期に適切に対応することが求められています。さらに、いじめを未然に防ぐためには、こどもたち自身がいじめの問題に対して意識を高め、互いに支え合う姿勢を育むことが重要です。そのため、こどもたちが自分の思いを発信し、安心して相談できる環境を整えていきます。

児童生徒の学習意欲や自己肯定感が低下している中、興味や疑問を動機付けにして、主体的に学ぶ楽しさを取り戻すため、持続的な学習意欲と問題解決

<sup>6</sup> インクルーシブ教育・保育：個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団でともに学び育ちあう教育及び保育のこと。

力を育む必要があり、児童生徒が自ら問いを立て、現実社会とかかわる体験を通じて課題を深く理解し、対話を通して多様な価値を尊重しながら合意形成を図る力の育成がこれまで以上に求められています。また、社会環境の変化や人間関係の複雑化により、不登校となる児童生徒も増加傾向にあり、こども一人ひとりの気持ちに寄り添い、早期発見と支援を強化することが重要です。さらに、日本語支援を必要とする児童生徒が増加しており、学習や生活面での支援体制の強化が求められています。加えて、学校においても全ての児童生徒が安心してともに成長できる学校づくりを絶えず進めていく必要があります。

中学校部活動の地域展開により、今後はこどもたちが地域のスポーツや文化活動に関わる機会が得られる可能性がある一方で、活動の質や機会の均衡を保つための体制整備が課題となります。学校と地域が一体となった取組を推進します。

## ■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① いじめはどんな理由があってもいけないことだと思おうと回答した児童生徒の割合(%)	小学生	(参考) 95.5 (R5)	—	94.6 (R6)	100.0
	中学生	(参考) 94.6 (R5)	—	95.5 (R6)	100.0
② 若者の自己肯定感(%)	中学生	34.1	40.0	48.6 (R5)	50.0
	15～39歳	49.2	50.0	57.1 (R5)	60.0
③ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学生	83.9	87.0	80.0 (R6)	87.0
	中学生	69.1	72.0	67.0 (R6)	72.0
④ 問題解決型学習に取り組んだという実感を持った児童生徒の割合(%)	小学生	(参考) 76.1 (R5)	—	80.9 (R6)	100.0
	中学生	(参考) 76.9 (R5)	—	77.6 (R6)	100.0
⑤ 学校に行くのは楽しいと思う。どちらかというとと思う。という実感を持った児童生徒の割合(%)	小学生	(参考) 80.8 (R5)	—	80.7 (R6)	88.0
	中学生	(参考) 82.0 (R5)	—	81.7 (R6)	85.0
⑥ こどもと接する機会がある人の割合(%)		65.3	68.0	58.0 (R6)	68.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7～11年度)
- いじめ防止基本方針(平成30年改定)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

## 2-1 こどもや若者の健全な成長を支えます

### 2-1-1 こどもや若者との対話を重視した施策の推進

「子どもの権利条約」・「こども基本法」の趣旨や内容を基に、こども・若者は、生まれながらに権利の主体であることが理解されるよう情報提供や啓発を行うとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを行い、対話しながら施策を進めていきます。

### 2-1-2 いじめ防止と現代的な社会問題への対応に向けた地域・家庭との連携強化

こどもたち一人ひとりが安心して過ごせるよう、いじめの未然防止に向けた教育や教育相談の充実などを図り、また、いじめが発生した場合は早期発見・早期対応を心がけ、適切に対応します。さらに、性に関する問題や、情報通信技術の発展に伴う問題、こどもの貧困及びヤングケアラーなどの社会問題に対応するため、地域や家庭と連携した取組を推進します。

### 2-1-3 こども・若者の悩みへの対応・解消や社会参加の促進、自主活動の支援

広報・啓発の充実を図りながら、相談事業などによりこども・若者を支援するとともに、安心して過ごせる居場所づくりの実現に向けた活動を支援します。

## 2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

### 2-2-1 インクルーシブ教育・保育の推進

配慮を必要とするこどもの支援を充実し、インクルーシブ教育・保育を推進するとともに質の向上に取り組みます。

### 2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設における官民協働による教育・保育研究を通じて職員の学びを進め、個々に応じた健やかな育ちを確保するとともに、育ちの連続性の共通理解につながる交流などの実施により、小中学校との円滑な接続を図ります。また、こどもたちそれぞれの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び(ちょうどの学び)を推進し、小中学校における探究的な学びや外国語教育、食育などを充実させます。こどもたちの学びを支えるために、引き続き、教職員の担うべき業務を整理するとともに効率化を図り、教職員がこどもたちと向き合う時間を確保するための取組を進めます。

### 2-2-3 登校しづらい児童生徒への支援

登校しづらい児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。また、不登校の状況改善や社会的自立に向けて、学校だけでなく家庭や地域社会、関係機関との連携をより一層深め、適切な対応を行います。さらに、保護者への支援も重要視し、相談窓口や支援を得られる機会を整備していきます。

### 2-2-4 日本語支援を要する児童生徒への支援体制の整備

日本語支援を要する児童生徒に対して、日本語習得の指導方法や教材の整備を行い、効果的な支援が実施できる体制を整えることで学習や生活面での支援が強化され、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組みます。

### 2-2-5 ICT を有効活用した教育の推進

未来を担うこどもたちが、社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を発揮できるよう ICT の環境を整備するとともに効果的に活用し、情報活用能力の視点を取り入れた教育を実践します。

### 2-2-6 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担うこどもの成長を支えるため、就学前教育・保育施設では、地域との交流を進め、就学後においても自主的・主体的な活動を行うコミュニティ・スクール<sup>7</sup>への支援、あしやキッズスクエア、トライやる・ウィークの充実など地域との連携に取り組みます。

### 2-2-7 中学校部活動の地域展開の推進

中学校の学校部活動に代わり、こどもたちが地域においてスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を将来にわたって確保できるよう地域における新たな環境構築に向けた取組を進めます。

<sup>7</sup> コミュニティ・スクール：小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的・主体的な文化活動、スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。昭和 53 年(1978 年)、三条小学校に「三条コムスク」を設置したのを皮切りに、昭和 61 年(1986 年)に全小学校区にコムスクを設置しました。



## <施策分野1 子育て・教育>

### 施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

歴史的・文化的な資源の活用推進に向け、芦屋市民文化賞や芦屋市善行賞「つつじ賞」の表彰式を開催したほか、国指定重要文化財であるヨドコウ迎賓館竣工100周年を記念し、講演会や夜間特別見学ツアーなど、市内外へ魅力を発信する取組を実施しました。また、美術博物館改修工事に伴い、新たに歴史資料展示室を常設しました。

「読書のまち」の推進に向け、図書館でのイベント実施や、市役所や図書館における読書活動紹介展示の実施などを行いました。また、学校園と連携し、図書館見学の受入、出前授業や読書スタンプラリーの配布など読書活動の充実に取り組んだほか、電子図書館サービスを開始し、読書環境の整備を図りました。

また、各種イベントや、少年少女カヌー体験教室を実施したほか、春のファミリースポーツのつどいの開催など、様々な地域、団体、大学などと連携して市民がスポーツに親しめる事業を実施しました。

市民による学びに向けては、生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー、芦屋川カレッジ、芦屋病院公開講座、健康フォーラムなどの実施により、学習機会の提供に取り組みました。

- 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化的活動の停滞は、人、地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

また、継続して市民がスポーツに親しめる事業の実施が求められるほか、生涯学習に関する取組については、知の循環型社会をさらに推進していく必要があります。さらに、ライフスタイルが多様化する中、図書館利用者の減少など読書離れの傾向にありますが、市民の様々なニーズに応え、今後も地域に必要とされる図書館であることを目指すとともに、こどもたちの読書活動の充実にも取り組む必要があります。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割合(%)	64.1	70.0	82.7 (R6)	85.0
② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)	42.5	50.0	35.5 (R6)	75.0
③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)	46.9	52.0	35.1 (R6)	55.0
④ 図書館来館者数(人)(※)	—	—	427,310 (R6)	470,000

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示がなかったもの。

(※)本館、打出分室(うちぶん(打出教育文化センター)来館者数)、大原分室の来館者人数。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例(平成22年条例第1号)
- 文化財保護条例(平成元年条例第7号)
- 第3次文化推進基本計画(令和8～12年度)※総合計画と一体的に策定
- 第3期スポーツ推進計画(令和6～15年度)
- 第2期スポーツ推進実施計画(令和6～10年度)
- 教育指針(毎年度更新)

<基本施策、主な施策、説明文>

## 3-1 文化の力を活かした魅力的なまちづくりを進めます

### 3-1-1 文化振興と地域活性化の一体的な推進

国際文化住宅都市として培われた文化の力を活かし、他分野の施策とも連携しながら、社会包摂の観点から、誰もが文化的活動に参加できる取組を推進し、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

### 3-1-2 歴史的・文化的な資源の保存・活用の推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し、社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

### 3-1-3 将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

中学校部活動の地域展開やコミュニティ・スクールの活動等により、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけられるよう取組を進めます。

### 3-1-4 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

多世代のニーズに対応するとともに、社会や地域の情報拠点としての役割を果たせるよう、魅力ある読書環境の整備を図ります。また、子どもたちが読書に親しみ、読書の楽しさを実感できるよう、学校図書館との連携充実に取り組みます。

### 3-1-5 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体、学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し、全ての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

## 3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

### 3-2-1 市民による生涯を通じた学びの推進

地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、学習情報を活用し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。



## <施策分野2 福祉健康>

### 施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

包括的な支援体制の一層の強化に向け、重層的支援体制整備事業<sup>8</sup>を実施し、市職員や関係機関への研修や連携を推進しました。障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう支援する体制の整備を図るため設置した自立支援協議会において、障がいのある人の居場所づくりに取り組み、今後も市民が主体となって継続して活動できるようボランティア登録団体を発足させました。

経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などに向け、総合相談窓口においてワンストップの相談を実施するとともに、家計改善支援事業や就労準備支援事業・社会参加推進事業などを実施しました。高齢者への支援に関しては、地域包括支援センターを増設し、相談窓口を拡充したほか、認知症地域支援推進員の設置や認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始するなど認知症施策の強化に取り組みました。さらに、障がいを理由とする差別の解消に向け、民間事業者による合理的配慮<sup>9</sup>の提供を支援するための補助事業や、やさしいお店登録事業を実施しました。

男女共同参画の視点では、第5次男女共同参画行動計画の策定を行ったほか、DV相談、女性活躍に関する啓発事業・講座、ASHIYA RESUME事業などを実施しました。また、国際交流事業では、「潮芦屋交流センター」を中心に、国際交流や多文化共生理解推進を目的とした講座などを実施したほか、姉妹都市交流や小中学校における外国からの編入生に伴う初期日本語指導教室を行いました。

権利擁護に関連する施策については、権利擁護支援センター事業や人権教育・人権啓発事業を実施したほか、パートナーシップ宣誓制度を拡充し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。また、平和施策では、平和首長会議へ出席や、平和首長会議の提唱する事業を進めるとともに、「たゆまぬ平和への歩み」展などの啓発事業に取り組みました。

- 課題

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域でのつながりの希薄化が加速しました。コロナ禍後には、イベントや人々が集える場が再開しつつありますが、状況に応じた活動の活性化に向けた支援などを実施する必要があります。また、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応するため、重層的支援体制整備

<sup>8</sup> 重層的支援体制整備事業:こども・障がい・高齢・生活困窮などの分野を超えて、属性を問わない「相談支援」、多様な「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う支援体制を整備し、本人や世帯を包括的に受け止め支える重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業。

<sup>9</sup> 合理的配慮:障がいのある人から日常生活や社会生活上で障壁となるもの(社会的障壁)を取り除いてほしいという意思が示された場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲で対応すること。

事業を中心に、様々な機関と連携しながら、支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

地域包括支援センターにおける相談件数が年々増加傾向にあり、身近な相談窓口としての認知度が高まっておりますが、認知症相談窓口としての役割もあることを知らない高齢者も多いことから、認知症相談窓口でもあることや、令和6年度から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴う取組の推進に向け、周知を行う必要があります。

男女共同参画をはじめ、様々な人権課題や平和意識の醸成に関する各種啓発事業においては、内容・方法ともに工夫しつつ継続的に展開していく必要があります。

## ■指標

指標			前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 日常生活で困った時に相談できる人や場所がある(ある)人の割合(%)			66.2	75.0	69.5 (R6)	75.0
② 高齢者や障がいのある人などが安心して暮らせるまちであると思う人の割合(%)			-	-	54.2 (R6)	60.0
③ 夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合(%)	家事	理想	55.8	65.8	58.2 (R6)	60.6
		現実	25.8	33.8	30.2 (R6)	34.6
	育児	理想	61.7	68.7	56.2 (R6)	61.7
		現実	28.3	38.7	29.7 (R6)	31.1

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例(令和2年条例第28号)
- 第4次地域福祉計画(令和4～8年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画)(令和6～8年度)
- 障がい者(児)福祉計画第7次中期計画(令和3～8年度)
- 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6～8年度)
- 第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(令和8～12年度)
- 男女共同参画推進条例(平成21年条例第10号)
- 第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(第3次女性活躍推進計画・第3次配偶者等からの暴力対策基本計画含む)(令和5～9年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

## 4-1 地域共生社会の実現に向けた協働の体制づくりを進めます

### 4-1-1 重層的支援体制の構築強化

複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくりなどを行政、専門機関、地域住民などの多機関<sup>10</sup>の協働により一体的に進め、重層的なセーフティネットの構築を推進します。

### 4-1-2 地域福祉とまちづくりの連携促進

地域の住民や事業者をはじめとした多様な主体の参加と協働による、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

## 4-2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます

### 4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への支援の充実

生活困窮者自立相談支援事業を中心として、相談支援や参加支援の充実に取り組みます。

### 4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステムと認知症施策の総合的な取組を推進します。

### 4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解や社会的障壁を取り除くための合理的な変更・調整について普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

## 4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

### 4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性の活躍とともに、ジェンダー平等につながる事業の展開

男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

<sup>10</sup> 多機関:重層的な支援を進めていく上で連携が必要な様々な分野の関係機関のこと(例:子ども・若者・学校教育関係、障がい分野、高齢分野、生活困窮、権利擁護、保健・医療関係、商工・労働関係、市民参画、地域住民、地域活動団体、行政など)。

### 4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し、市内在住外国人の支援、社会参画の促進、多文化共生を推進します。

### 4-3-3 市民一人ひとりの多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し、権利擁護に関わる施策を推進します。

### 4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承のため、映画会や平和首長会議と連携した啓発事業などに取り組みます。

## <施策分野2 福祉健康>

### 施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

高齢者の社会参画を推進するため、シルバー人材センターなどの活動支援を通じて、自らの経験や技術を生かしながら、地域活動や社会参画ができる機会の創出に取り組みました。また、生きがいデイサービス事業では、周知・啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげました。

全世代の健康づくりを促進するため、さわやか教室や、介護予防講座を実施しました。また、ウォーキングマップを全戸に配布し、「いつのまにか健康」へつながる行動変容を起こす取組として、より多くの方が参加できるよう「ヘルスアップ事業～あしや健康ポイント～」の取組を展開しました。

芦屋病院公開講座、健康フォーラムにおいては、専門家の立場から健康・医療についての情報提供を行いました。また、新型コロナワクチンの特例臨時接種においては、より多くの市民が接種機会を得られるよう、集団接種・個別医療機関での接種を実施しました。

- 課題

新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響は大きく、様々な方面で健康増進に対する影響がありました。特に高齢者の活動機会が減少する傾向が見られ、高齢者の活動機会に関する取組を行う必要があります。

また、健康無関心層に対する心身の健康づくりの促進も必要であり、ヘルスアップ事業をはじめとする各種取組に対し、参加しやすい仕組みを構築する必要があります。

様々な感染症に対しては、平常時からの予防接種事業及び感染症予防への周知・啓発に取り組むことが必要です。

## ■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	全国	18.7	全国平均から +0.9%以内	19.7	全国平均から +0.9%以内
	本市	19.9		21.6 (R6)	
② 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		24.1	50.0	23.5 (R6)	50.0
③ 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		70.3	75.0	74.8 (R6)	75.0
④ ストレスを感じた時の相談相手がいる人の割合		-	-	69.9 (R4)	100
⑤ 麻しん風しんワクチンの接種率(%)	1期(※)	(参考) 88.1 (R4)	-	94.9 (R5)	100 (R12)
	2期(※)	(参考) 86.6 (R4)	-	92.3 (R5)	100 (R12)

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

(※)1期:生後12か月から24か月に至るまで、2期:小学校就学前1年間

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6～11年度)
- データヘルス計画(令和6～11年度)
- 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画)(令和6～8年度)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

## **5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしくいきいきと過ごすことができる取組を進めます**

### **5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備**

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまちを目指し、介護予防、認知症予防などに取り組むほか、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動やボランティアなどの社会活動への参加につなげます。

### **5-1-2 多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築**

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援を推進します。

### **5-1-3 感染症の拡大防止の取組**

予防接種しやすい環境整備など、感染症の予防・拡大防止・収束に向けた対策を充実させるとともに、感染症の感染状況などに柔軟に対応しながら適切な周知・啓発に取り組めます。また、市立芦屋病院と連携し、通常診療を継続しながら感染拡大防止を行うための医療提供の体制を整え、備えます。



## <施策分野3 市民生活>

### 施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

良質な生活環境の維持、向上を図るため、市民マナー条例に基づき、マナー指導員による巡回強化、周知・啓発を行いました。また、指定ごみ袋の導入や民間事業者と提携するなどリサイクルの取組を推進し、ごみの減量・資源化を図ったほか、ゼロカーボンシティ<sup>11</sup>を表明し、「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。さらに、省エネ家電購入促進を図ったほか、再エネ導入に対する啓発を実施し、環境に対する意識醸成に取り組みました。

商業分野においては、創業塾を開催したほか、コワーキングスペースで勉強会や交流会を開くなど起業・創業・経営継続を支援しました。また、商店街などの活性化に向けた支援を行ったほか、キャッシュレス決済還元事業を実施し、市内事業者の応援とキャッシュレス決済の普及を促進しました。

行政サービスについても、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進として、交付専用窓口を設け、出張申請やマイナポイント事業の周知を行ったほか、マイナンバーカードを用いたサービスの拡充を行いました。

- 課題

市民意識調査では、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高くなっており、これを継続するためには、大人だけではなく次世代への意識の醸成や啓発が重要です。また、深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し、持続可能な社会を構築するため、3R<sup>12</sup>推進により、燃やすごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

商業分野においては、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出するとともに、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信の様々な取組と一体的に推進し、地域経済の活性化を図る必要があります。

行政サービスについては、新たなデジタル技術やマイナンバーを活用し、オンライン手続を充実させることで利便性を向上させる必要があります。マイナンバーカードについては、引き続き周知・啓発していく必要があります。

<sup>11</sup> ゼロカーボンシティ:2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確固たる対策を約束する対外的な「決意表明」として位置付けられる。

<sup>12</sup> 3R:リデュース(Reduce)廃棄物の発生抑制、リユース(Reuse)再使用、リサイクル(Recycle)再生利用の3つの取組の総称。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 芦屋市が美しく清潔だと思ふ人の割合(%)	87.4	92.1	92.2 (R6)	94.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	(参考) 515.7 (R4)	481.4	470.9 (R6)	470.6
③ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均) <sup>13</sup>	2.93	3.20	2.68 (R6)	3.00
④ 主に市内で日常生活に必要な物(食料品・日用品・衣料品・医薬品・書籍・化粧品)を購入する人の割合(%)	(参考) 50.4 (R5)	—	51.6 (R6)	55.0
⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合(%)	65.6	70.0	60.3 (R6)	70.0
⑥ 電子申請可能な市の主な手続き(%)	—	—	—	100.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示がなかったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(平成 19 年条例第 13 号)
- 第3次市民マナー条例推進計画(令和6～10 年度)
- 第4次環境計画(令和7～16 年度)
- 第5次環境保全率先実行計画(令和3～11 年度)
- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和7～16 年度)
- 森林整備計画(令和4～14 年度)
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 12 年条例第 32 号)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4～13 年度)
- 中小企業・小規模企業振興基本条例(平成 30 年条例第 24 号)
- 中小企業・小規模企業振興基本計画(令和5～9年度)

<sup>13</sup> 地球温暖化防止に向けた取組全5項目の内訳:

- ・買い物にマイバックを持っていく、分別を積極的に行うなど、ゴミを減らす工夫をしている
- ・不要な電気は消す、使っていない家電のコンセントは抜くなど、節電に取り組む
- ・冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする
- ・省エネ製品を選んで買う
- ・自動車の利用を控え公共交通機関を利用する

<基本施策、主な施策、説明文>

## 6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

### 6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナー条例のほか、ごみの出し方やまちの清掃を、市民一人ひとりが心がけ、将来を担う若い世代にも受け継がれる、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

## 6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

### 6-2-1 ごみの減量化、再資源化事業の促進

持続可能な社会を構築するため、プラスチックの再資源化に向けたごみ分別や、新たな資源回収の取組を検討し、資源循環と脱炭素を促進するとともに、さらなる 3R の推進と事業系も含むごみの適正処理などにより、燃やすごみの減量化・再資源化を図ります。

### 6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、ゼロカーボンを実現するため、省エネの推進に加え再エネの導入に向け、周知・啓発に取り組みます。

### 6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、若い世代をはじめとする市民一人ひとりが生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

## 6-3 本市の特性に合った地域経済の活性化を目指します

### 6-3-1 商業活性化の推進

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペースを活用した創業支援や商店街の支援など事業者に寄り添った支援に取り組み、商業活性化を推進します。

### 6-3-2 住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信

文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

## 6-4 行政サービスの利便性を高めます

### 6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

デジタル技術やマイナンバーなどを活用し、オンライン手続の充実など業務変革により行政サービスの利便性の向上を図ります。

## <施策分野4 安全安心>

### 施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

住宅の耐震改修を促進するため、簡易耐震診断、住宅耐震改修計画の策定、改修工事・建替工事に対する費用の助成を行いました。また、避難所等施設の防災機能の強化に向け、山手中学校に耐震性貯水槽を設置し、飲料水の確保を行ったほか、防災情報システムの整備及び防災行政無線システムの更新を行いました。無電柱化を進めるとともに、芦屋川沿いの鳴尾御影線以南について、電線共同溝整備を進めました。

災害発生対策として、様々な形式で防災総合訓練、避難所開設研修を実施し、「被災者生活再建支援システム」を導入したほか、地区防災計画策定を支援しました。また、計画などの見直しとして、「感染症に対応した避難所運営マニュアル」、危機管理指針、事業継続計画(BCP)、地域防災計画・水防計画などをそれぞれ見直し・改訂を行いました。

- 課題

本市においては、住宅の耐震化を進めており、地区防災計画を策定した地区の割合も高まっていますが、近年、日本各地で大規模な災害が頻発しています。

災害対策として、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災、減災への準備を進めていくなど体制の整備の重要性がより増すとともに、被災から早く回復できる仕組みづくりも検討する必要があります。

また、防災機能を発揮できるよう、引き続き住宅の耐震改修や無電柱化に取り組むとともに、すでに整備した防災に係る施設や、資機材が必要な際に活用できるよう適切な維持管理を行う必要があります。国の方針や新たな災害による教訓など、状況の変化に応じて指針や計画を必要に応じて見直していくことも必要であり、地域による防災体制については、消防団の入団者などを、募集の手法を工夫しながら、増やしていくことが必要です。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	6.0	50.0	44.4 (R5)	70.0
② 3日以上以上の食料備蓄をしている割合(%)	38.9 (R5)	—	41.1 (R6)	50.0
③ 地域の防災訓練に参加している割合(%)	8.3 (R5)	—	7.9 (R6)	9.0
④ 芦屋市の防災メールやアプリ、SNSの登録者数(人)	21,101 (R5)	—	22,396 (R6)	27,000

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画(平成 20 年策定)
- 強靱化計画(令和4～8年度)
- 無電柱化推進計画(平成 30 年策定)
- 地域防災計画(毎年更新)
- 水防計画(毎年更新)
- 国民保護計画(平成 28 年変更)
- 危機管理指針(令和5年改訂)
- 第4次地域福祉計画(令和4～8年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

## 7-1 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

### 7-1-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織などの活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び防災と福祉の連携による要配慮者支援など共助の取組を支援します。

### 7-1-2 防災に関わる情報の効果的な発信

防災ポータルサイトなどホームページやテレビ、ラジオだけでなく SNS などを活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知や自助の重要性の啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組めます。

### 7-1-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの地域防災体制の充実、事業継続計画(BCP)の見直しなどを行うほか、様々な支援を迅速かつ的確に活用する受援体制の構築や職員訓練の実施に取り組めます。

## 7-2 まちの防災力を発揮します

### 7-2-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

### 7-2-2 避難所等施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、施設や資機材を適切に維持管理するとともに、市立芦屋病院ほか医療機関と協働し、感染症の予防対策、災害時医療提供対策を講じたうえで、災害の状況や避難者に応じた避難所などの運営及びその環境の向上、土砂災害特別警戒区域などへの対策の強化などを図ります。

### 7-2-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。



## <施策分野4 安全安心>

### 施策目標8 日常の安全安心が確保されている



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

防犯の取組を向上させるため、生活安全推進連絡会、まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、特殊詐欺については、被害防止啓発チラシを全戸配布し、特殊詐欺等対策電話機等の購入者に補助金を交付しました。また、緊急時のトラブル情報や、消費生活に関する情報などを発信しました。

交通安全については、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育、自転車運転安全教室、街頭啓発、通学路の合同点検、違法駐車・駐輪対策などを芦屋警察署等と連携して取り組みました。救急体制については、安定した119番受信体制を維持するため、計画的に老朽化した指令台を更新しました。また、救命講習会や市ホームページ等で救急車の適正利用を啓発しました。

地域医療体制面では、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携強化に努め、地域包括ケアシステムの構築に向け、ケアマネジャーとの連携強化等、医療と介護の連携に努めるなど、住み慣れた地域で市民が安心して暮らせるよう体制整備を進めました。

- 課題

市内の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は、前期基本計画策定時の実績値より減少しています。近年では、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあり、関連する団体への情報発信や関係各所と連携して対応を強化していく必要があります。また、インターネットを通じた取引やキャッシュレス決済等の拡大により、消費生活トラブルも多様化・複雑化しているのに加え、成年年齢が引き下げられ、若者が様々なトラブルに巻き込まれることが懸念されています。

交通安全に関しては、今後、警察による「青切符」の取締りが行われることなどを踏まえ、自転車利用の交通ルールの啓発等を継続して取り組むことが必要です。

医療分野においては、市内の救急件数が近年増加傾向にあるため、現場到着所要時間<sup>14</sup>が延伸傾向にあり、引き続き救急や医療提供体制などを充実することも必要です。

<sup>14</sup> 現場到着所要時間：119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでに要した時間。

## ■指標

指標		前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
①	特殊詐欺の認知件数(件)	(参考) 39 (R5)	—	45 (R6)	41
②	「芦屋市くらしの安全情報」によるXの年間投稿件数(件)	(参考) 7 (R5)	—	34 (R6)	50
③	交通事故の発生 件数(件)	人身	293	251 (R6)	240
		自転車関係	(参考) 80 (R5)	—	87 (R6)
④	救急119番通報受信から現場到着までの時間(分)	6.7	6.0	7.0 (R6)	6.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 芦屋市民の生活安全の推進に関する条例(平成13年条例第17号)
- 交通バリアフリー基本構想(平成19年策定)
- 市立芦屋病院経営強化プラン(令和5年策定)
- 第3次消費者教育推進計画(令和5～9年度)
- 健康づくりプランあしや(第4次母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)(令和6～11年度)
- 第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」(令和7～11年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

## **8-1 地域などと連携し防犯・消費者力の向上に取り組みます**

### **8-1-1 関係機関、地域活動団体などとの連携を図り、市民の安全を確保するための対策**

特殊詐欺被害などを含む犯罪防止に向けて、まちづくり防犯グループなどとの連携、見守り活動の支援、警察などとの連携による情報発信に取り組みます。

### **8-1-2 消費者力<sup>15</sup>の向上の支援**

消費者教育推進計画に基づき、消費者協会など関係団体と連携し、消費者への啓発・教育に取り組みます。

## **8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます**

### **8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善**

子どもたちを交通事故から守るため、学校、PTA、地域などと連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

### **8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施**

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

### **8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化**

交通事故を減少させるため、交通安全教室や様々な媒体を通じた周知活動などにより、自転車を含む交通ルールやマナーについて警察と連携して啓発に取り組みます。

<sup>15</sup> 消費者力:消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする力。

## 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

### 8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない 119 番受信体制に努め、一刻も早い救急救命活動を進めます。また、市立芦屋病院における救急患者の受入体制の整備を推進します。

### 8-3-2 医療の地域連携の推進

市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、安心して医療を受けられる体制を整備します。

## 施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

まちなかを花と緑で彩り、緑を守り育てるため、オープンガーデンの参加箇所数の拡大を図り、街路樹をはじめとした道路及び公園施設の新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

芦屋らしい景観誘導策として、芦屋市屋外広告物条例に基づく運用や景観地区の認定により良好な景観の維持・創出に取り組みました。また、地域の価値を高める公共空間の活用を推進するため、公園の活性化や利活用を推進し、公園施設のバリアフリー化などユニバーサルデザインを考慮した改修を実施したほか、ブランディングエリアにおいて人が滞留できる空間づくりの社会実験を行いました。

良好な住環境の維持の観点からは、市営住宅のあり方の検討を行い、良質な住宅ストック形成に向けては、芦屋市マンションの管理の適正化に関する条例の制定に加え、住宅相談や空き家の活用支援などを実施しました。

- 課題

人口減少や高齢化の進展により生じる課題は避けられないものであり、現在の魅力あるまちを維持し、子育て世代や高齢者など全ての世代が快適に住み続けられるまちとして持続的に発展していくための都市づくりが必要です。

良好な景観の維持については、過去から積み上げてきた各種施策の成果が着実に出てきているものの、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、持続可能な手法での景観維持に課題があります。

公共空間の活用では、今後も地域の意向を確認しながら、国が提唱するウォーカブルの考え方<sup>16</sup>に基づく道路空間の利活用などに取り組んでいく必要があります。

住宅総数に占めるマンションの割合が非常に高いため、建物の老朽化や居住者の高齢化を見据え、管理組合などの自律的な取組を促し、管理適正化の推進を図る必要があります。

<sup>16</sup> ウォーカブルの考え方：“居心地が良く歩きたくなるまち”を目指して、街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組。

## ■指標

指標	前期計画策 定時実績	前期計画策 定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 定住意向(%)	84.3	84.3	86.4 (R6)	86.4
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合(%)	15.7	20.0	14.2 (R6)	20.0
③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	91.3	91.3	95.1 (R6)	95.1
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0	45.1 (R6)	55.0

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 都市計画マスタープラン(令和3～12年度)
- 景観計画(平成27年策定)
- 緑の基本計画(令和3～12年度)
- 住生活基本計画(令和7～17年度)
- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成11年条例第10号)
- 都市景観条例(平成21年条例第25号)
- 住みよいまちづくり条例(平成12年条例第16号)
- 屋外広告物条例(平成27年条例第54号)
- マンションの管理の適正化の推進に関する条例(令和6年条例第14号)
- 街路樹更新計画(令和3年度～)
- 公園施設長寿命化計画(令和3～令和12年度)

<基本施策、主な施策、説明文>

## 9-1 住宅都市の魅力高め、持続可能な都市づくりを進めます

### 9-1-1 持続的に発展していくための都市づくり

持続的に発展し、暮らし続けられる住宅都市の実現のため、都市機能が集まる拠点と住宅地との円滑なネットワークによる都市構造の形成を目指した都市整備を検討します。

## 9-2 みどり豊かな美しいまちづくりを進めます

### 9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り育てるため、都市景観形成に寄与する意識や価値観の醸成を推進します。また、既存の建物などを含めた大切にすべき景観や緑のあり方について意識付けを推進するとともに、「景観地区」の認定制度の活用、無電柱化の推進などを図ります。

### 9-2-2 緑の質<sup>17</sup>の向上

花と緑で彩られた芦屋で、時代や市民ニーズの変化に応じて、まちの魅力や暮らしの発展に寄与する「緑の質」の向上に努めるため、街路樹の更新、まちがひとつの庭園となるオープンガーデンなど市民による緑化活動の促進などを行います。

### 9-2-3 次世代まで緑を守り育む取組

緑の基本計画や街路樹更新計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

<sup>17</sup> 緑の質：整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進めていく必要がある。新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の有効活用等、新しい緑の施策を検討する必要がある。

○量から質への取り組み例

【街路樹】幹線道路等で重点的に管理する路線を定め、路線ごとの適正な整備や管理を地域の皆さんとともに考え、ともに取り組みます。

【公園・緑地】市民が利活用しやすい公園・緑地となるよう、地域の皆さんとともに検討します。

## 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

### 9-3-1 公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう地域の特性に応じた緑の配置を見直すとともに、地域活動での積極的な活用を推進し、道路空間など他の公共空間との連携を検討します。

### 9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

### 9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

## 9-4 住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承します

### 9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅などの有効活用と管理戸数の最適化を検討します。

### 9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

中古住宅の流通促進・空き家などの適切な維持管理の支援に加え、マンションの管理状況の把握と管理組合の自律的な適正管理を推進します。また、ニュータウン再生への課題認識の共有や支援を検討します。

## <施策分野5 都市基盤>

### 施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

持続可能なインフラ保全の観点から、今後増大していくと見込まれる老朽化交通インフラに対して、計画的に橋梁の定期点検、修繕工事を実施し、防護柵なども工事を行いました。また、道路などについては、新たな維持管理手法として、民間事業者のノウハウを活用し、包括管理業務委託を導入しました。

生活インフラの保全では、上下水道施設の耐震化及び浸水対策を実施し、ごみ処理施設の安定的な運用に向け、環境処理センター施設整備基本計画の策定などに取り組みました。

さらに、JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進に向け、用地取得を進め、管理処分計画及び特定建築者を決定しました。また、市街地における道路ネットワーク機能の検討実施や、自転車ネットワーク計画に基づく矢羽根型路面表示の自転車通行空間整備など、市内交通の円滑化に向けた取組を実施しました。

- 課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。市民生活を安全・安心なものとして持続していくため、さらなる老朽化及び優先度を考慮した計画的な更新及び適切な維持管理に努める必要があります。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプラインについては、課題に対する協議を進めつつ、今後の代替収集方法の検討を継続的に進めていくことが求められています。また、ごみ処理施設の更新については、地球温暖化対策及び人口減少や資源化に伴うごみ量の減少などに対して、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。公共交通ネットワークは市内に広く形成されていますが、一部の地域ではネットワークから離れていることに課題があります。将来にわたり安心して移動ができる交通環境を維持・充実させる必要があります。

JR 芦屋駅南地区再開発事業については、引き続き推進していきます。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 対策が必要な橋梁の割合(%)	18.8	0.0	6.9 (R5)	0.0
② 水道管耐震化率(%)	(参考) 42.1 (R2)	—	44.9 (R6)	50.0
③ 下水道管耐震化率(%)	23.39	27.27	24.95 (R6)	27.29
④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	69.8	69.8	74.1 (R6)	74.1

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示がなかったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画(令和7～11年度)
- 水道事業経営戦略(令和4～13年度)
- 水道ビジョン(令和4～13年度)
- 下水道ビジョン(令和4～13年度)
- 下水道ストックマネジメント計画(令和5～9年度)
- 一般廃棄物処理基本計画(令和4～13年度)
- 総合交通戦略(平成30～令和10年度)
- 自転車ネットワーク計画(平成30年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

## 10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

### 10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後、増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

### 10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け、適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

## 10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

### 10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう、施設の計画的な維持管理、耐震化を行います。

### 10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ処理施設の安定的な運用に取り組むとともに、神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進めつつ、中継施設及び資源化施設の整備・運用に取り組みます。また、パイプライン施設については、代替収集方法の検討を進めます。

## 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

### 10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において、安全かつ円滑な交通を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、再開発事業を推進します。

### 10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上などを図るため、稲荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第1、2地区の面的整備、阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅周辺の交通結節点機能を中心とした面的整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

### 10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて、道路を整備します。

### 10-3-4 公共交通ネットワークの充実

既存の公共交通等の利用促進や持続可能性を高める取組を進めるとともに、バス路線から離れている山手地域において、移動に関する不安を解消し、安全安心に住み続けられるために、生活に必要な移動ができる交通環境をつくる取組を進めます。

## <施策分野6 行政経営>

### 施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

あしや市民活動センターにおいて、オンライン・対面を併用する形での様々なセミナーなどを開催しました。また、主体的な市民活動を促進する環境づくりとして、市民提案型事業補助金を交付したほか、社会的な市民活動や地域づくりにつながる取組を紹介し、多くのつながりや新たな活動へのきっかけとなるよう情報を発信する冊子の作成などを行いました。さらに、多世代が集い、語り、つながる居場所づくりとして「みんなのつどい場」を毎月開催し、市民の交流と新たな活動につなげることができました。

阪神間で連携し、阪神間モダニズムなどの市の魅力発信に取り組んだほか、日本遺産講座の開催やイベントに参加しました。また、市制施行 80 周年記念式典は、オンラインライブ配信を行ったほか、特徴のある本市の学校給食を映画「あしやのきゅうしょく」として、全国上映し、本市の魅力を市内外に発信しました。

- 課題

少子高齢化や住民のニーズの多様化等社会の変化に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、市民主体の様々な活動が果たす役割はますます重要となっています。一方、人材確保や活動の継続性が困難になってきている状況にもあります。今後も継続して、多様な主体のまちづくりへの積極的な参画を促すとともに、活動の活性化を図る必要があります。

また、市民意識調査では、市の情報発信に関して周知不足などの意見もありました。情報発信については、各メディアの特性を生かした媒体を研究し、本市が住み続けたいまちであると思っただけの内容を工夫するなど、市の魅力発信に繋がるよう検討する必要があります。また、情報公開においては、市民が市政を理解するための行政情報を積極的に提供する必要があります。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 市民参画・協働を必要だと思う人の割合(%)	62.6	—	64.0 (R6)	67.0
② 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	35.9	40.0	32.6 (R6)	40.0
③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	29.0	40.0	51.0 (R6)	55.0

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例(平成19年条例第5号)
- 第4次市民参画協働推進計画(令和8～12年度)※総合計画に位置付け
- 市民参画・協働推進の指針(平成18年策定)
- 情報提供の推進に関する指針(平成17年策定)

<基本施策、主な施策、説明文>

## **11-1 多様な主体が協働してまちづくりを行える環境を整備します** **〔第4次芦屋市市民参画協働推進計画〕**

### **11-1-1 市民参画・協働の理解促進**

効果的な情報発信による周知や参画機会の充実を図ることで、幅広くあらゆる世代や分野の市民の意見を聴取し市政へ反映するとともに、まちづくりへの市民参画・協働の理解と関心を高めていきます。

### **11-1-2 新しいまちづくり人材の発掘、育成、活動支援**

市民による様々な活動の支援に向けた環境づくりと地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図る取組を推進します。

### **11-1-3 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進**

市民、地域団体及び民間事業者等の多様な主体が集い、連携する機会や場の提供や、まちの課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの構築を行います。

## **11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます**

### **11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実**

まちの魅力や行政情報を多様な選択肢により発信することで、市民の愛着(シビックプライド)の醸成を図りつつ、本市の関係人口の増加に取り組みます。

### **11-2-2 情報を公開し、オープンガバメントを推進**

行政の透明性・信頼性の向上、行政の効率化、市民の市政への関心度向上に向け、行政情報のオープンデータ化などによる積極的な提供を行います。



## <施策分野6 行政経営>

# 施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている



### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組

施策評価や事務事業評価においては、施策ごとに概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証のうえ、改善に努めました。また、企業版ふるさと納税、複数施設のネーミングライツの導入や未利用公共用地の民間事業者への売却や貸付けなどを実施するとともに、ふるさと寄附金について、連携ポータルサイトを追加し、返礼品を拡充することにより、新たな歳入確保に取り組みました。

公共施設のマネジメントについては、施設カルテや建物点検チェックリストにより施設の状態を把握するとともに、包括的な委託により、業務の効率化と施設の維持管理に係る質の向上を図りました。

- 課題

経常的な歳出は、人口構造の変化による社会保障関係経費の増加に加え、近年の原油・物価高騰や人件費の上昇により、増加が予想されます。また、今後、大規模な投資的事業の実施に伴う市債の発行や基金の取りくずしが見込まれます。厳しい財政運営の中において、歳入確保に向けた取組は一層重要性が増していくと考えられます。

計画の進捗管理と行政評価の手法については、総合的な視点での施策の再構築等につながるよう効率的、効果的な方法を検討し、公共施設の再配置<sup>18</sup>については、長期的な視点で、地域・利用者などと十分な協議を行い、時代のニーズに合った施設になるよう取り組みながら、適時適切に分かりやすい情報を発信する必要があります。

<sup>18</sup> 施設の再配置：複数の類似施設を一つにまとめる「集約」、異なる機能を持つ施設を一つにまとめる「複合化」、既存施設の用途を変更する「転用」、利用状況等を踏まえた「廃止」、利用者ニーズや効率性に応じて施設規模を調整する「拡大・縮小」、施設機能やサービスの提供場所を変更する「移転」を示す。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 経常収支比率 <sup>19</sup> (%)	96.9	94.0	92.7 (R6)	94.0
② 実質公債費比率 <sup>20</sup> (%)	7.4	16.0 未満	8.4 (R6)	16.0 未満
③ 将来負担比率 <sup>21</sup> (%)	97.7	97.0 以下	30.5 (R6)	66.6 未満
④ 公共施設の市民1人当たり延べ床面積(m <sup>2</sup> )	—	—	4.3 (R6)	上限 4.2

注:「-」は、後期基本計画策定時に新設したため、前期基本計画には表示が無かったもの。

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 新行財政改革基本計画(第2期)(令和8~12年度)
- 債権管理に関する条例(平成21年条例第13号)
- 長期財政収支見込み(毎年更新)
- 公共施設等総合管理計画(令和8年3月改訂)

<sup>19</sup> 経常収支比率:経常的経費に充てられた一般財源が経常一般財源に対してどの程度の割合となっているかを示す数値で、財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する指標として用いられる。

<sup>20</sup> 実質公債費比率:借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標。3か年平均の数値を用い、数値が大きいほど財政運営が硬直的であることを意味する。

<sup>21</sup> 将来負担比率:地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の決算年度末における残高の程度を示す指標。数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを意味する。

<基本施策、主な施策、説明文>

## **12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います**

### **12-1-1 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し**

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

### **12-1-2 多様な手法による歳入確保**

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、新行財政改革基本計画に基づき、多様な手法による歳入確保に取り組みます。

### **12-1-3 健全な財政運営**

行財政改革を行う中で、長期的視点に立ち、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

## **12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます**

### **12-2-1 公共施設等のライフサイクルコストの縮減**

公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新などに係る中長期的な経費の見込みのもとで、官民で連携しながら、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

### **12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化などによる最適な配置の検討**

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画を推進します。施設が持つ意義や利用状況、更新時期等を勘案しながら、地域や利用者との協議を踏まえ、公共施設の最適配置を進めます。



## <施策分野6 行政経営>

### 施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている



#### ■概要

- 第5次総合計画前期基本計画における主な取組  
行政手続のオンライン化、RPA<sup>22</sup>の利用など ICT を活用し、市民サービスの向上に努めたほか、民間事業者・大学などと協定を締結し、様々な事業を実施するなど、多様な主体との連携を深めました。  
働きやすい職場環境を構築するため、課を新設し、ハラスメント対策などに取り組んだほか、職員の柔軟な働き方に対応するため、職員の在宅勤務・時差勤務を可能にしました。また、業務デジタル化に伴う、働く環境の整備や、オンライン会議の推進など、業務の改善・効率化を図りました。加えて、社会教育機関などの事務の市長部局への移管、こども家庭・保健センターの新設、室の設置、課長補佐級の設置など合理的な組織体制を構築しました。民間や他市などの外部機関へ職員を派遣するなど、自ら考え行動する職員の育成に取り組むとともに、高度で専門的な知識などを有する人を任期付きで任用できる仕組みを構築しました。
- 課題  
社会構造の急速な変化や個人のライフスタイルの多様化に加え、限られた資源の中で、前例踏襲型の手法や職員像でなく、新たな手法・考え方でまちづくりを行う必要があります。また、柔軟かつスピード感をもって課題解決ができる能力が身に付くよう、職員が個人の能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう働く環境・組織体制を整えることが課題となっています。さらに、組織内部の事業における取組内容について、充実した情報を発信する必要があります。

<sup>22</sup> RPA:Robotic Process Automation の略。パソコン等の操作において、あらかじめ設定した手順に従って、定型的な処理を自動化する技術。

## ■指標

指標	前期計画 策定時実績	前期計画 策定時目標	最新 実績	後期計画 終了時目標
① 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0	30.3 (R6)	50.0
② 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0	84.3 (R6)	85.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値 <sup>23</sup>	90	120 未満	96 (R6)	100

## ■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成・確保基本方針(令和8年度改訂)
- 特定事業主行動計画(令和8年度改訂)
- 職員の職場における心の健康づくり(令和8年度改訂)

<sup>23</sup> ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値:職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的にストレスチェックアンケートを実施しており、仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与えるかの指標となる。リスク値が高いほど職員の健康に与える危険性も高いと考えられ、全国平均を100とした場合のリスク値が120を超える場合は対策が必要とみなされる。

<基本施策、主な施策、説明文>

## **13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います**

### **13-1-1 多様な主体との連携強化**

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け、新たな発想に基づく民間事業者など多様な主体との連携強化を図ります。

### **13-1-2 全庁的な業務の改善**

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、デジタル技術の積極的な活用などによる働く環境の充実及び、市役所内の各部門が互いに連携し、協力し合う「協同」を通じて、全庁的な業務の改善や効率化に取り組み、持続的な行政サービスの提供に取り組みます。

## **13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます**

### **13-2-1 生産性向上と職員が安全・安心に働くことのできる適切な手法の選択と環境整備**

職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推奨するとともに、職員が心身の健康を保ち能力を最大限に発揮することで、質の高い市民サービスや効率の良い行政運営に取り組みます。

### **13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に発揮できる職場づくり**

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、自ら考え行動する職員の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる職場づくりに取り組みます。

## 第Ⅲ章 第3期創生総合戦略

# 1 創生総合戦略の趣旨

## (1) 背景

国は、平成 26 年(2014 年)に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月 27 日に人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

また、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案した地方版の人口ビジョン及び総合戦略の策定が地方公共団体の努力義務とされ、本市もその必要性から平成 28 年(2016 年)3 月「芦屋市創生総合戦略(芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略)」を策定しました。

国は、令和 4 年(2022 年)12 月に、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂に合わせて、その名称を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更しました。デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指すものとしています。

本市においても、国の新たな総合戦略や社会経済の変化を踏まえ、第 3 期創生総合戦略を策定します。

「まち・ひと・しごと創生法」の施行、公布〔平成 26 年(2014 年)11 月〕

〈目的〉

- ・少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・地域での住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

### ■国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略の方向性

デジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決に向けた 4 つの「施策の方向」が示されています。本市においても、デジタル活用の視点を取り入れ、新たな第 3 期創生総合戦略及びそれに基づく具体的な事業を検討していきます。

#### ①地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業 DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業、食品産業、観光 DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等

#### ②人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等

#### ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚、出産、子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策における DX 等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等

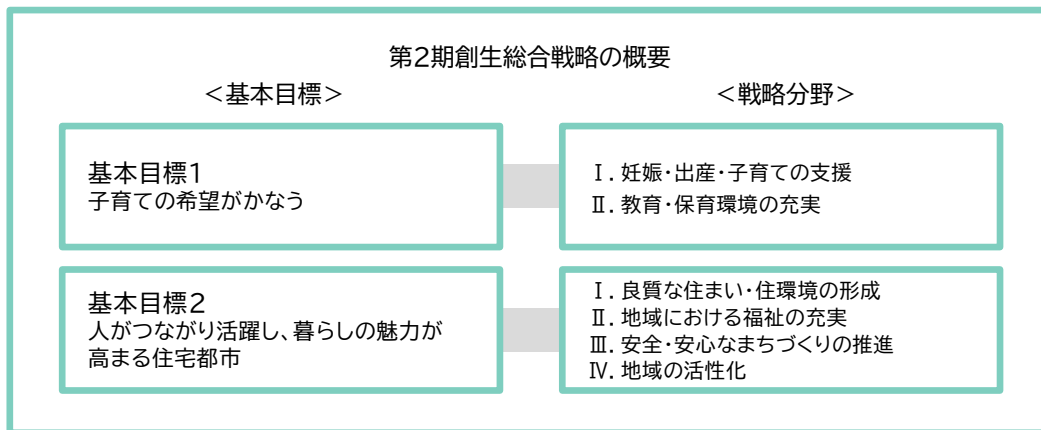
#### ④魅力的な地域をつくる

教育 DX、遠隔医療、公共交通・インフラ・物流 DX、まちづくり DX、地域資源の活用、デジタルの活用による防災・減災対策、地域コミュニティ機能の維持・強化 等

## ■本市における第2期創生総合戦略の取組と第3期の進め方

本市では、国・県の創生総合戦略を踏まえ、人口ビジョンから見える課題や社会増減・自然増減の状況を鑑み、人口減少を緩和するため2つの基本目標と4つの戦略分野のもと、各施策に取り組みました。

第5次総合計画後期基本計画策定のための市民アンケートや対話集会、転入アンケートや総合計画審議会、行政アドバイザー会議などのさまざまなご意見に留意し、第2期創生総合戦略の方向性を踏襲しつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた新たな視点も加えて「第3期芦屋市創生総合戦略」を策定します。



## (2) 総合計画と創生総合戦略の関係

総合計画は、市民・行政が共有する指針であり、行政運営の最上位の計画となるものであって、各施策分野の課題別計画と併せてまちづくりを進めています。

創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年(2014年)11月施行)に基づき、特に重要かつ喫緊の課題である人口減少・少子高齢化へ対応していくために、課題別計画の一つとして、人口推計を示したうえで策定しています。

総合計画と創生総合戦略を一体的に進めることで、施策の整合性を確保し実効性のある計画としています。

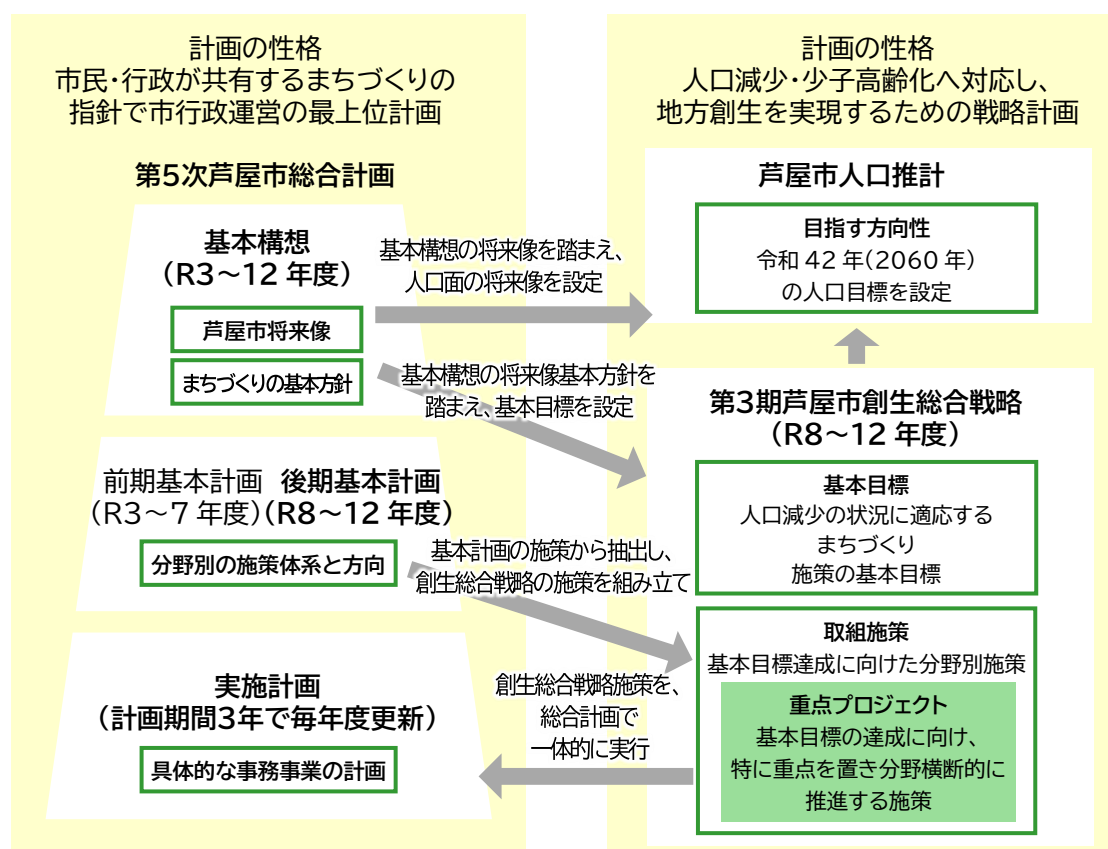
### ○人口推計

人口推計は、短期・中期・長期の人口の将来像を示します。

### ○創生総合戦略

創生総合戦略は、総合計画基本構想における将来像と基本方針を踏まえ、人口減少抑制に向けたまちづくり施策の基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けて、基本計画の分野別施策と連動する施策を位置付けた取組施策に加え、特に推進すべき分野横断的な施策を設定した重点プロジェクトで構成しています。

総合計画と創生総合戦略の性格、構成と相互関係



## (3) 第3期創生総合戦略の期間

計画期間は第5次総合計画後期基本計画と同一とし、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年とします。

## 2 人口推計の概要

### (1) 本市における人口の現状

増加傾向にあった本市の人口は、平成 27 年(2015 年)の 95,350 人をピークに減少傾向にあります。令和 2 年(2020 年)以降、減少がやや緩やかになりますが、令和 5 年(2023 年)には 93,271 人まで減少しています。

人口が変化する要因のうち社会増減については、平成 26 年(2014 年)から平成 27 年(2015 年)にかけて転出超過に転じたものの、平成 29 年(2017 年)には転入超過に戻り、近年も転入超過の状況で推移しています。特に、神戸市をはじめとする近郊都市からの転入が多くなっていますが、関東圏の東京都や神奈川県に対しては転出超過の状況にあります。

自然増減については、平成 22 年度(2010 年度)に死亡数が出生数を上回って以降、自然減で推移しており、減少幅は拡大傾向にあります。少子高齢化の進行に伴い、この傾向は今後も継続することが予測されます。

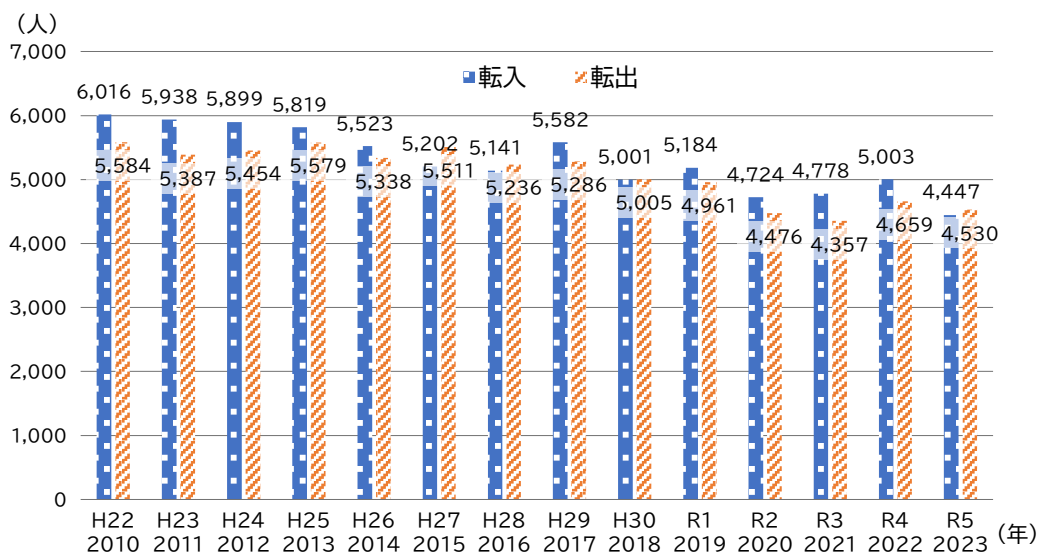
また、令和 2 年(2020 年)の合計特殊出生率は、全国と同水準にありますが、兵庫県下においては低位となっています。

#### 本市人口の概要

区分	概要
人口	<ul style="list-style-type: none"><li>●平成 27 年(2015 年)95,350 人をピークに減少</li><li>●令和 2 年(2020 年)以降は、減少がやや緩やかに</li><li>●令和 5 年(2023 年)時点で 93,271 人</li></ul>
社会増減	<ul style="list-style-type: none"><li>●一部の年を除いて転入超過で推移している</li><li>●転入超過の特徴： 兵庫県内では神戸市(特に東灘区)からの転入が多い</li><li>●転出超過の特徴： 東京都、神奈川県への転出が特に多い 進学・就職にともなう転出であると考えられる</li></ul>
自然増減	<ul style="list-style-type: none"><li>●平成 22 年度(2010 年度)に自然減となって以降、減少幅は拡大傾向</li><li>●本市の合計特殊出生率(令和 2 年(2020 年) 1.31)は、兵庫県下において低位であり、兵庫県平均(同年 1.39)を下回る。</li></ul>

注:合計特殊出生率は、兵庫県の公表値に基づく。

## 社会増減数の推移



資料: 芦屋市統計書(令和6年版(2024年版))

## 他地域との転出入の状況(令和5年(2023年))

### 【兵庫県内】

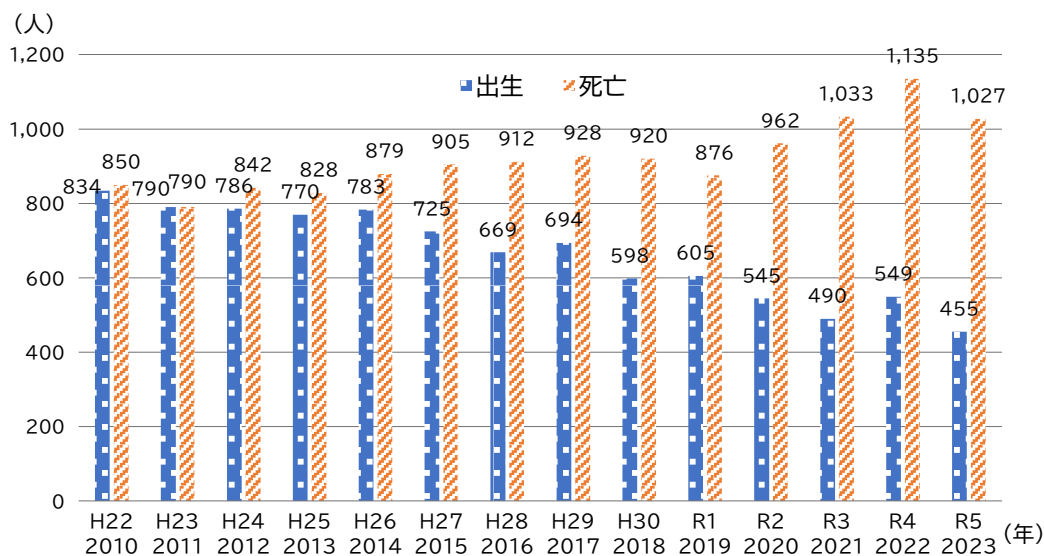
	転入	転出	転入超過
兵庫県 他市町村計	2,041	2,023	18
神戸市	977	891	86
(東灘区)	459	345	114
(灘区)	81	85	-4
(兵庫区)	46	80	-34
(長田区)	27	37	-10
(須磨区)	48	82	-34
(垂水区)	60	56	4
(北区)	80	47	33
(中央区)	120	114	6
(西区)	56	45	11
姫路市	65	55	10
尼崎市	138	172	-34
明石市	56	89	-33
西宮市	539	540	-1
伊丹市	28	39	-11
加古川市	42	44	-2
宝塚市	49	69	-20

### 【全国都道府県】

	転入	転出	転入超過
全国計	3,948	4,095	-147
兵庫県	2,041	2,023	18
大阪府	703	625	78
東京都	292	488	-196
京都府	121	129	-8
愛知県	95	78	17
神奈川県	72	122	-50
岡山県	54	28	26
滋賀県	51	41	10
奈良県	48	34	14
福岡県	46	65	-19
広島県	44	37	7

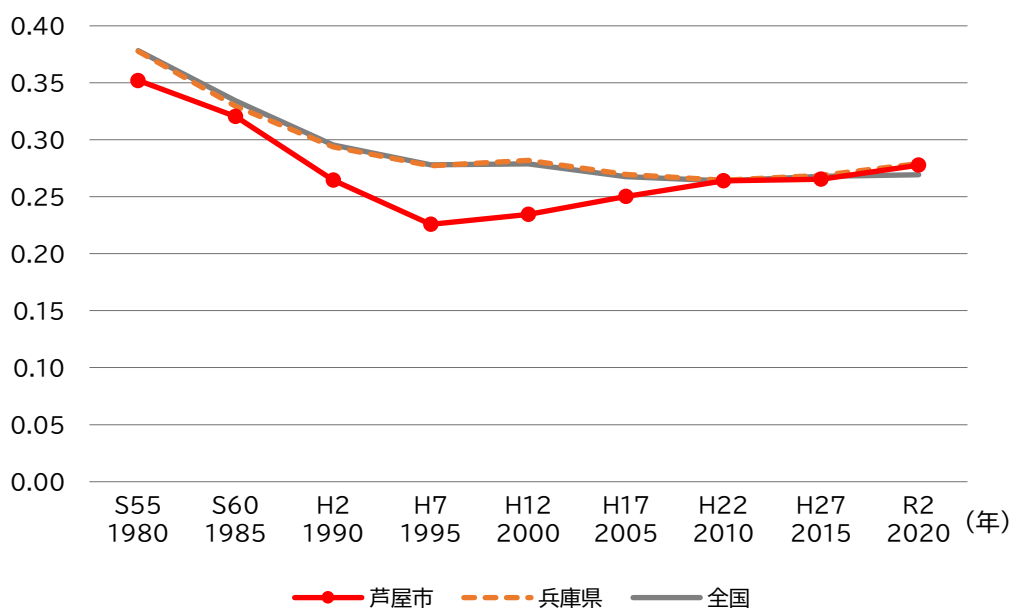
資料: 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(令和5年(2023年))

### 自然増減数の推移



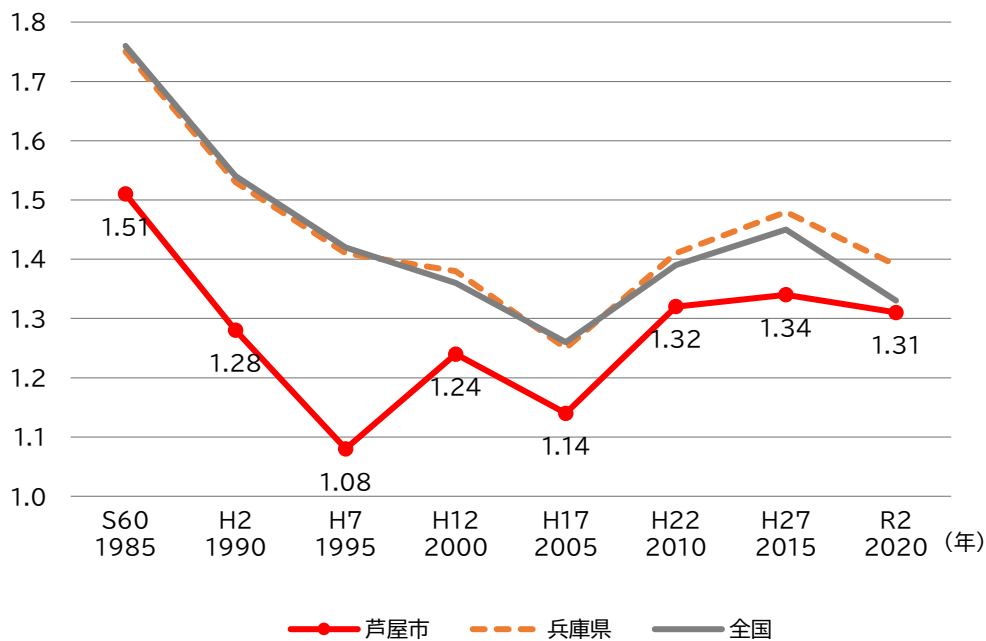
資料: 芦屋市統計書(令和6年版(2024年版))

### 子ども女性比の推移



注: 子ども女性比は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」に準じて、0~4歳人口を20~44歳女性人口で除した割合としている。令和7年(2025年)を例に、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率(2.07)を子ども女性比に換算すると0.401となる。(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より算出)  
資料: 総務省「国勢調査」(昭和55年(1980年)~令和2年(2020年))

合計特殊出生率の推移



	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
芦屋市	1.51	1.28	1.08	1.24	1.14	1.32	1.34	1.31
兵庫県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33

資料:兵庫県「保健統計年報」(令和5年(2023年))

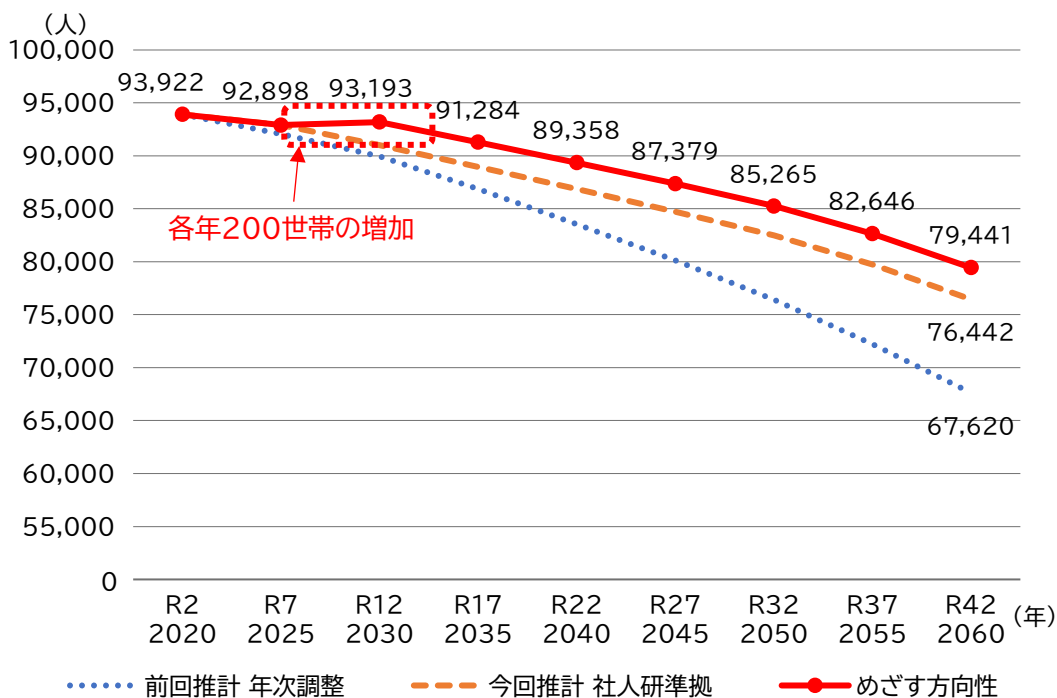
## (2) 将来の展望

芦屋市人口ビジョン(令和3年(2021年)9月改訂)では、本市の将来目標人口を65,000人以上と定めました。その一方で、今回実施した国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)に基づく推計では、65,000人を上回る見込みであるため、同人口ビジョンは堅持しつつ、さらなる高みを目指し、少子高齢化対策として、めざす方向性を設定します。

芦屋市の今後の目標人口の検討のため、転入超過状況にある年齢層の社会増加がさらに拡大し、より具体的な仮定を設定した推計とし、以下条件でシミュレーションを実施しました。

なお、この場合、将来推計人口は、令和42年(2060年)時点で約8万人を達成する見込みです。

人口の将来推計(「社会増」を実現)



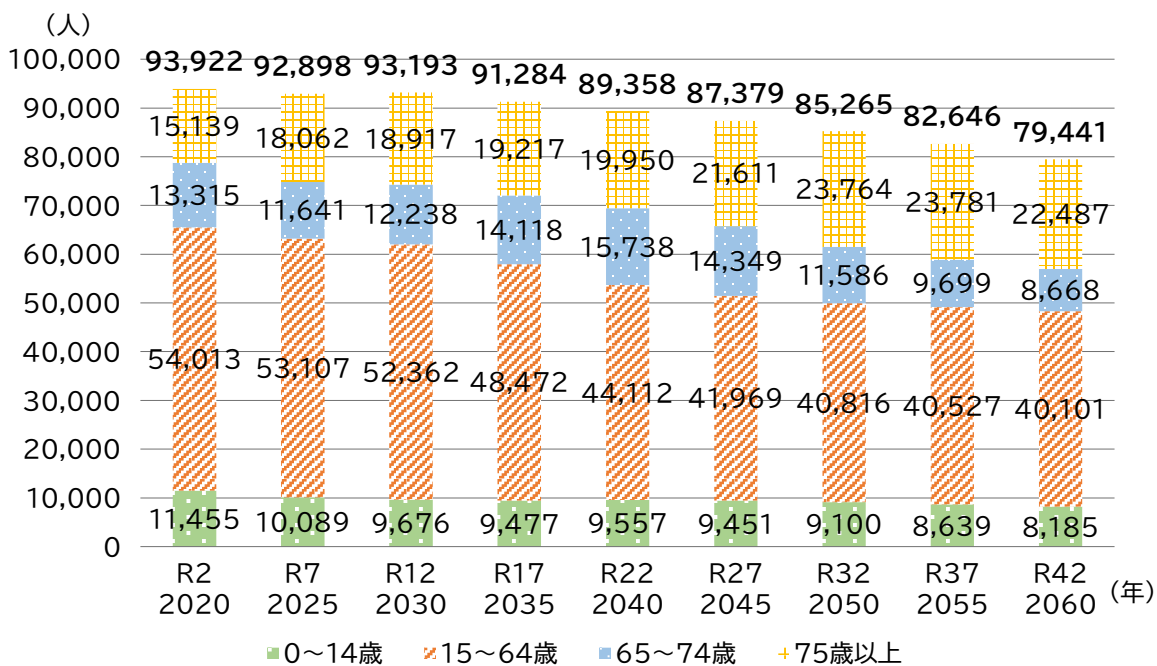
注: 令和7年(2025年)から令和12年(2030年)にかけて、毎年200世帯が増加すると仮定している。  
資料: 芦屋市人口推計結果(令和6年度)

将来の合計特殊出生率・子ども女性比

	実績	人口の将来推計における仮定値							
		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)
合計特殊出生率	1.31	1.35	1.39	1.43	1.43	1.43	1.44	1.49	1.49
子ども女性比	0.278	0.262	0.268	0.274	0.273	0.275	0.271	0.271	0.271

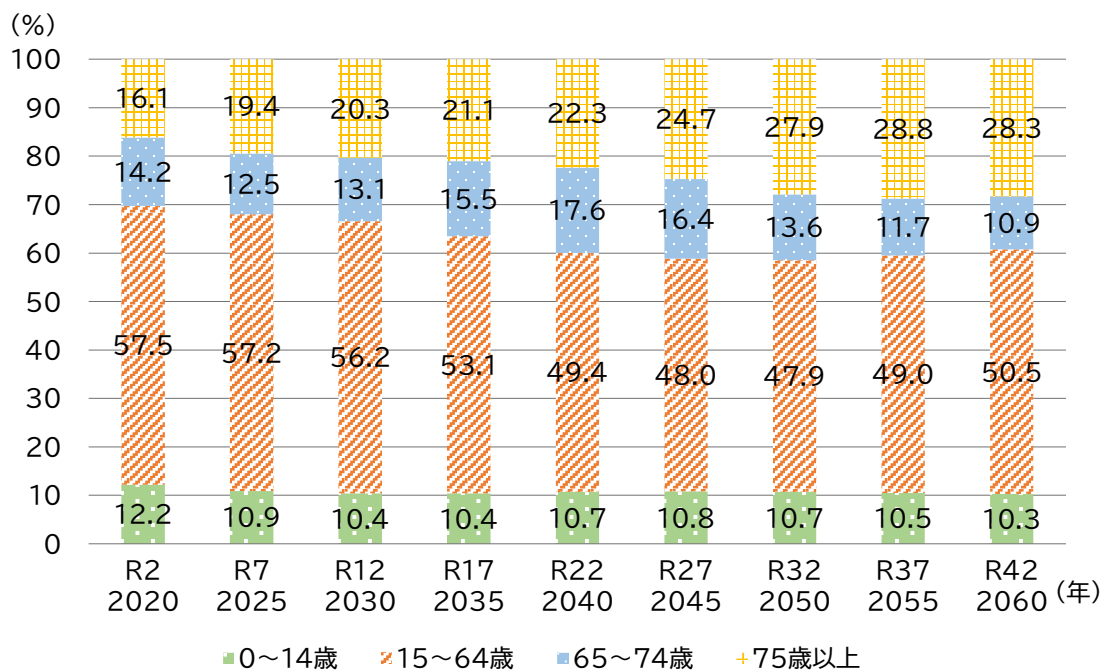
注: 令和2年(2020年)の合計特殊出生率実績値は兵庫県公表値に基づく。  
令和7年(2025年)以降の合計特殊出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」における芦屋市の子ども女性比仮定値をもとに換算している。

「めざす方向性」を達成した場合の総人口・年齢4区分人口



資料: 芦屋市人口推計結果(令和6年度)

「めざす方向性」を達成した場合の総人口・年齢4区分人口構成比



資料: 芦屋市人口推計結果(令和6年度)

### 3 転入アンケートの概要

#### (1) 調査目的

転入アンケートは、芦屋市に新たに転入された方を対象に、居住のきっかけやお住まいを選ばれるときの関心事項などについて調査を実施し、今後の市政運営やまちづくりに活用することを目的として実施しました。

#### (2) 調査概要

調査概要は以下の通りです。

実施期間	令和5年(2023年)6月1日(木)～令和6年(2024年)3月31日(日) ※配布は、令和6年(2024年)3月29日(金)まで
対象者	上記期間に新たに芦屋市に転入して来られた方
回答方法	市民課の窓口で配布し、オンラインもしくは窓口にて回収
回答数	430件
その他	アンケートは無記名で実施 日本語版以外に、英語・中国語・韓国語・スペイン語版を作成・配布

#### (3) 調査結果のポイント

アンケートの回答者は20歳代が最も多く、次いで30歳代が多くなっており、転入者に占める若年層の割合が高いことを反映していると考えられます。

転入前の居住地は神戸市や西宮市など近隣自治体からの転入が中心ですが、東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)からの転入も目立ちます。

転入のきっかけとして最も多いのは、就職・転職・転勤など仕事の都合によるものです。次いで、環境をよりよくするために本市に転入して来られる方が多いということが分かりました。

本市に転入を決めた時に重視した項目としては、通勤通学など交通の便が良いことが最も多く挙げられており、阪神間に位置しており大阪市にも神戸市にも電車一本でアクセスできる立地がポイントとなっていることが分かりました。次いで、まちなみが美しいこと、地域イメージが良いこと、自然環境が豊かであることが続いています。本市の洗練された住宅都市としての魅力が、転入先として本市を選ぶ理由の1つになっていると考えられます。

引っ越し先を選択する際の情報の入手先については、知人からの情報が最も多く、次いでインターネットでの情報(市のホームページ以外)が多いことが分かりました。情報入手先の傾向を踏まえた効果的な情報発信が求められます。

## 4 第2期創生総合戦略の評価

### (1) 第2期創生総合戦略の概要

第2期創生総合戦略では、2つの基本目標と6つの戦略分野のもと、各施策に取り組みました。

### (2) 第2期創生総合戦略の評価

基本目標1(子育ての希望がかなう)は、2つの指標において目標値を達成できていません。子育て世代の声を丁寧に聞き取り、ニーズにあった支援策の検討や、行政と地域の連携強化などを行い、施策に反映させていくことが必要だと考えられます。目標の実現には、多角的な視点から現状を分析し、具体的な改善策を講じていくことが求められます。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績
①合計特殊出生率	1.35 (H30(2018))	1.41	1.31 (R2(2020))
②子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)	23.6 (R2(2020))	29.0	23.0 (R5(2023))

基本目標2(人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市)では、2つの指標において目標値を達成しています。恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件を活かし、まちなみの美しさと安全性を維持・向上させることで、本市の魅力を継承しつつ、まちづくりの担い手育成や地域活動の活性化に取り組んでいると考えられます。

指標	第2期戦略 策定時実績	第2期戦略 策定時目標	最新実績
①人口の社会増人数(5年間計)	103人 (H27(2015) ~R1(2019))	920人 (R3(2021) ~R7(2025))	1,174人 (R1(2019) ~R5(2023))
②市民の定住意向の割合(%)	84.3 (R2(2020))	84.3	86.4 (R6(2024))

## 5 第3期における地方創生の考え方と基本目標

### (1) 基本的な考え方・目的

第2期創生総合戦略の戦略期間から引き続き、人口の減少が続いています。そういった人口減少の状況に適応し、本市が、住みたくなる・住み続けたい魅力的なまちとして持続的に発展していくために、第2期創生総合戦略の方向性を引き継ぎつつ、行政のみならず市民、地域団体、事業者等の多様な主体の連携・協働を推進し、それぞれの強みを活かしたまちづくりに取り組みます。

### (2) 基本目標

以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

#### 基本目標1 子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

～[人口減少の緩和]～

市民、地域団体、NPO、行政など多様な主体がつながる力を発揮、連携しながら、こどもや子育て家庭のそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の整備、こどもたちが未来を自ら切り拓くための質の高い教育機会の提供を図ります。

指標	第2期戦略策定時実績	第2期戦略策定時目標	最新実績	目標
①子ども女性比	0.278 (R2(2020))	—	0.251 (R6(2024) 9月末)	0.268 (R12(2030) 9月末)
②子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)	23.6 (R2(2020))	29.0	23.0 (R5(2023))	29.0

注:「子ども女性比」は20～44歳女性人口に対する0～4歳人口の割合である。年齢別出生率と比べて、年による変動が小さいため、社人研の市区町村別人口推計において、人口の自然増の指標として用いられている。令和2年(2020年)の国勢調査に基づく全国の子ども女性比は0.269である。

「-」は、第3期創生総合戦略策定時に新設したため、第2期創生総合戦略には表示が無かったもの。

#### 基本目標2 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

～[人口減少への適応][人口減少の緩和]～

自然豊かな環境と優れた交通アクセスに恵まれた本市は、引き継いできた美しい景観を大切にしながら、より安全で魅力的なまちへと発展させていきます。互いの違いを認めつつ、まちづくりの担い手を育み、だれ一人取り残さない地域社会の実現を目指します。また、いかなる災害からも市民の安全を確保し、強く・柔軟な対応力を持つ都市機能の強化を図ります。

指標	第2期戦略策定時実績	第2期戦略策定時目標	最新実績	目標
①人口の社会増人数(5年間計)	103人 (H27(2015)～ R1(2019))	920人 (R3(2021)～ R7(2025))	1,174人 (R1(2019)～ R5(2023))	3,587人 (R8(2026)～ R12(2030))
②市民の定住意向の割合(%)	84.3 (R2(2020))	84.3	86.4 (R6(2024))	86.4

## 6 取組施策

基本目標	戦略分野	戦略施策
〔基本目標1〕 子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める	I 妊娠・出産・子育ての支援	I-1 就学前教育・保育施設の充実
		I-2 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援
	II 教育・保育環境の充実	II-1 未来を見据えた教育環境・こどもの居場所の提供
		II-2 地域社会と連携した取組
〔基本目標2〕 災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する	I 良質な住まい・住環境の形成	I-1 まちに根ざす文化の推進
		I-2 より快適な暮らしの実現
		I-3 庭園都市の推進
		I-4 景観の保全・育成
	II 地域における福祉の充実	II-1 地域福祉の推進
	III 安全・安心なまちづくりの推進	III-1 災害に強いまちづくり
		III-2 防犯力向上に向けたまちづくりの推進
		III-3 安全・快適に利用できる道路環境の推進
	IV 地域の活性化	IV-1 地域主体のまちづくり

## 対応する第5次総合計画後期基本計画の主な施策

社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の環境整備(1-1-1)
妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実(1-2-3)
子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供(1-2-4)
子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくり(1-1-2)
インクルーシブ教育・保育の推進(2-2-1)
時代に合った質の高い教育・保育環境の整備(2-2-2)
ICTを有効活用した教育の推進(2-2-5)
就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり(2-2-6)
中学校部活動の地域展開の推進(2-2-7)
歴史的・文化的な資源の保存・活用の推進(3-1-2)
生涯にわたって読書に親しむ環境の整備(3-1-4)
誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進(3-1-5)
市民による生涯を通じた学びの推進(3-2-1)
時代に合った媒体の活用による情報発信の充実(11-2-1)
市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進(6-1-1)
商業活性化の推進(6-3-1)
住宅都市としての価値を高める市の魅力の発信(6-3-2)
新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上(6-4-1)
JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進(10-3-1)
緑の質の向上(9-2-2)
次世代まで緑を守り育む取組(9-2-3)
良質な都市景観への誘導(9-2-1)
都市施設のユニバーサルデザインの推進(9-3-2)
住宅ストックの効果的な活用(9-4-2)
重層的支援体制の構築強化(4-1-1)
地域福祉とまちづくりの連携促進(4-1-2)
高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備(5-1-1)
多様な主体との連携により、市民が気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築(5-1-2)
災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援(7-1-1)
防災に関わる情報の効果的な発信(7-1-2)
避難所等施設の防災機能の強化(7-2-2)
無電柱化の推進(7-2-3)
関係機関、地域活動団体などとの連携を図り、市民の安全を確保するための対策(8-1-1)
地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善(8-2-1)
道路の安全な通行につながる対策の実施(8-2-2)
交通安全に関する周知・啓発の強化(8-2-3)
市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実(10-3-2)
自転車ネットワーク計画の推進(10-3-3)
公園や道路ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理(9-3-1)
多様な主体による公共施設の活用(9-3-3)
新しいまちづくり人材の発掘、育成、活動支援(11-1-2)
市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進(11-1-3)
情報を公開し、オープンガバメントを推進(11-2-2)
公共施設等の統廃合・複合化などによる最適な配置の検討(12-2-2)
多様な主体との連携強化(13-1-1)
職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みや持てる力を十分に発揮できる職場づくり(13-2-2)

## 7 重点プロジェクト

### (1) 重点プロジェクトの考え方

第2期創生総合戦略に引き続き、第3期創生総合戦略においても、分野を超えて重点的に推進するプロジェクトとして、3つの重点プロジェクトを設定します。

第3期創生総合戦略では、第1期・第2期で進めてきた事業の趣旨を継承しつつ、新たに教育・防災の観点から取組の充実を図ることで、本市の魅力をさらに高めていきます。

### (2) 本市の強みと弱みの整理

創生総合戦略の策定に向け、伸ばすべき強みと改善すべき弱みといった本市の特性を、統計情報や市民アンケートの結果などに基づき、以下のとおり整理しています。

	強み	弱み
「統計的事象」 ↑ ↓ 「感覚的事象」	ファミリー層(0～9歳、30歳代)で社会増傾向 高い定住意向 阪神間へのアクセスが良い 全国的な知名度 活動的な高齢者が多い 医療・教育サービスが充実 文化的な住民が多い 洗練された住宅都市	20歳代の東京圏への転出 出生数の低下・自然減の拡大 高い高齢化率 少ない昼間人口 働く場所は他都市に依存 居住コストが高い 大きな観光資源がない 外から見ると閉鎖的なイメージ

### (3) 行政アドバイザーと市民からの意見

行政アドバイザーから、次の点に留意して施策を進めるべきとの意見が提出されています。

- ・全ての人々が便利で快適に暮らせる社会を目指すという観点
- ・人口に加え財政面を踏まえた課題認識の必要性
- ・一定程度の人口減少を受け入れ、最適化を目指す縮充の考え方の必要性

また、市民意識調査で、次のような施策を重視してまちづくりを進めるべきとの意見をいただきました。

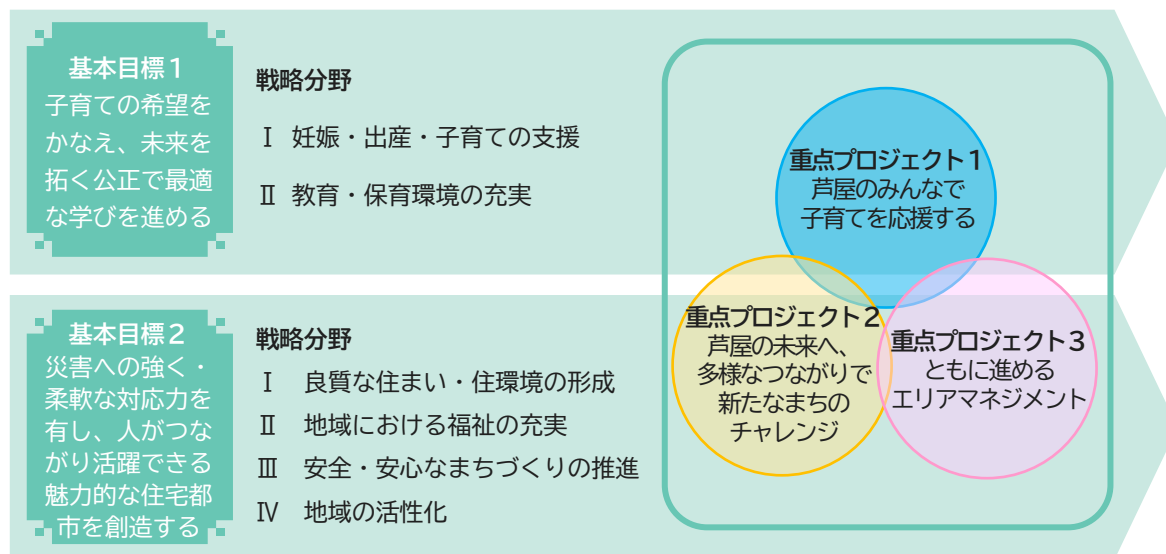
- ・こども・若い世代に住みやすいまちづくり
- ・教育に力を入れたまちづくり
- ・災害時の対策・防災の強化
- ・住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくり
- ・地域交流の活性化

## (4) 方向性

以上の分析や意見をもとに、次の3つの方向性で重点プロジェクトを設定します。

NO	現状	対応	プロジェクト名
1	①人口の減少 ②子育て世代の転入は堅調	◆子育て世代の希望をかなえる ◇これまで培ってきた他市にはない子育て施策や教育の良さの継承 ◇子育て世代に選ばれるまちへ、市内外を問わず魅力を積極的に発信	芦屋のみんな子育てを応援する
2	①地域のつながりが希薄化 ②昼間人口の低い割合	◆地域力を高める ◇まちに我が事として関わる人の増加 ◇企業、団体や地域と多様に関わる人々(関係人口)がつながる仕組みづくり	芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ
3	①若年層の著しい転出 ②30歳代以降の転入は堅調 ③洗練された住宅地としてのイメージ	◆まちの魅力を向上させる ◇これまで積み上げられた資源の活用 ◇多様な人々による賑わいのエリアの創出 ◇公共施設の最適配置に伴うエリアマネジメントの推進	ともに進めるエリアマネジメント

第3期創生総合戦略体系と重点プロジェクトの関係



## 重点プロジェクト1

### 芦屋のみんなで子育てを応援する

基本目標1:子育ての希望をかなえ、未来を拓く公正で最適な学びを進める

#### <コンセプト>

魅力的な子育て環境と「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域や事業者などの関係者と連携しながら、ニーズに応じた多様な子育て支援サービス、こどもや子育て家庭に寄り添った悩みや不安への対応、こどもの健やかな成長を促す教育や保育の提供など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を進めます。

また、本市の教育では、一人ひとりの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた、一人ひとりに公正で最適な学び(ちょうどの学び)を推進します。

さらに、子育て支援サービスや教育を中心に、芦屋の多様な主体による子育てを応援する取組を市民に分かりやすく伝え、「みんなで子育てを応援してくれるまち」として、本市の魅力さをさらに高めていきます。



#### <具体的な事業の例>

- ・ 就学前教育・保育施設の整備や官民連携による教育・保育の質の向上
- ・ 成長の段階に合わせた多様な「こどもの居場所」の連携
- ・ こどもも親もいきいきと暮らせる支援体制
- ・ 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備
- ・ Ashiya PEACE プロジェクトの推進

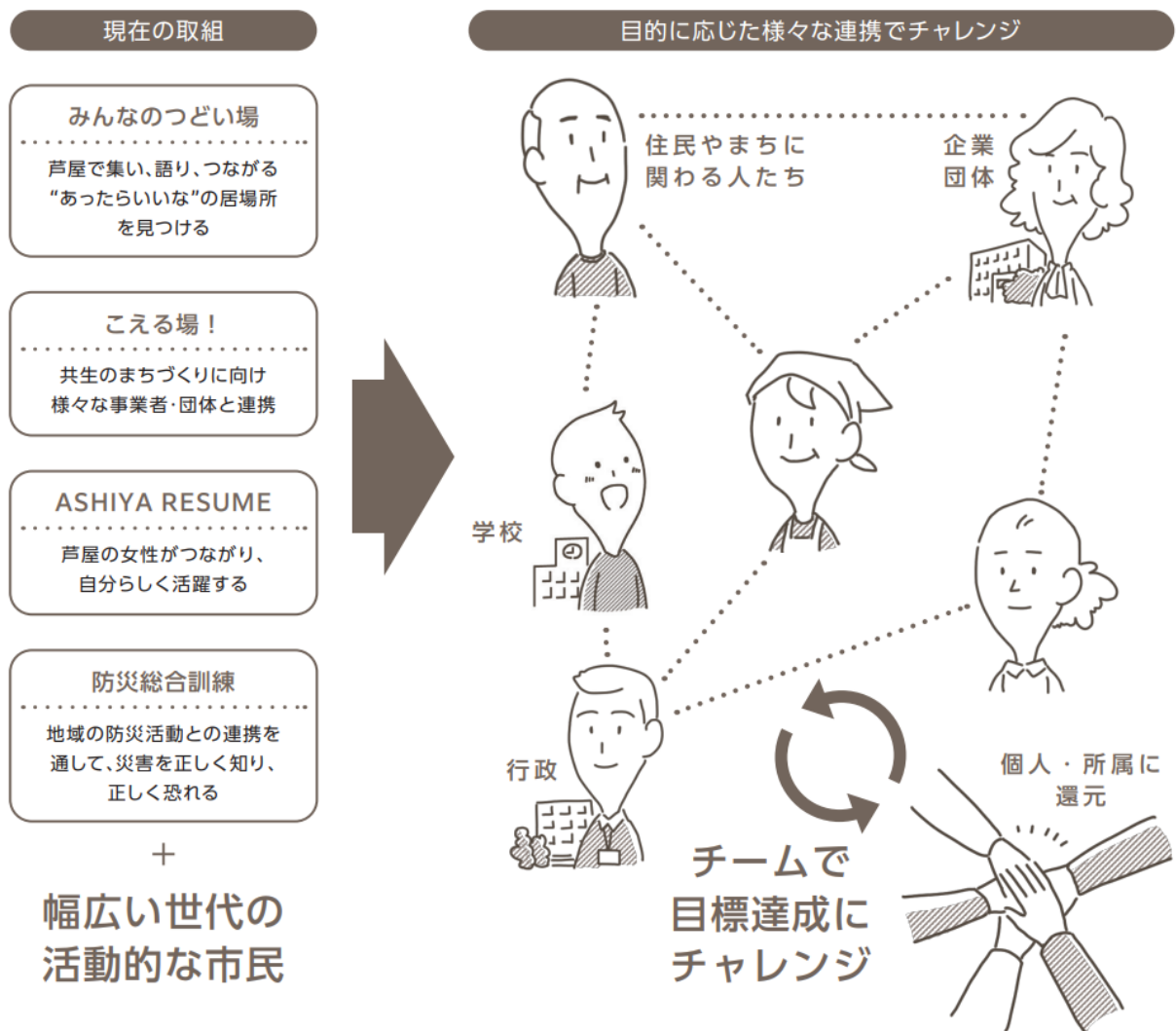
## 重点プロジェクト2

### 芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ

基本目標2:災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

#### <コンセプト>

まちに愛着のある市民、企業、団体や地域と多様に関わる人々(関係人口)等がつながりをもつ機会や場を増やし、時代の変化やそれぞれの課題に応じた協働を促進させる人材を発掘・育成します。そして、多様な主体が集う相乗効果により、新たな可能性の発見や地域の課題解決を達成することで、より暮らしやすいまちの実現を目指します。



#### <具体的な事業の例>

- 官民を超えて目的の達成に向かう職員の育成
- 地域と多様に関わる人々(関係人口)も含めた多様な主体が連携できる地域のプラットフォームづくり
- 部活動の地域展開

## 重点プロジェクト3

### ともに進めるエリアマネジメント

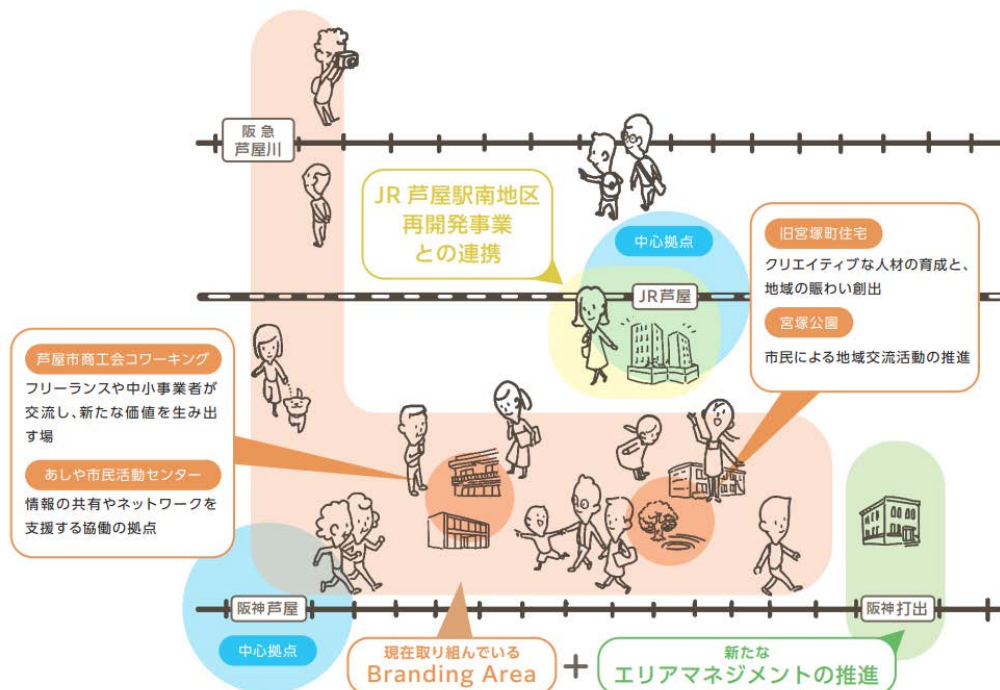
基本目標2:災害への強く・柔軟な対応力を有し、人がつながり活躍できる魅力的な住宅都市を創造する

#### <コンセプト>

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再配置にあたっては、将来にわたる施設利活用を踏まえ、縮小しながら充実させていく「縮充<sup>24</sup>」の概念を取り入れるとともに、エリアマネジメントの視点で取組を進めます。

また、本市の中心拠点である JR 芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺を結ぶ個性豊かな店舗などが緩やかに集まる地区と魅力的な景観が広がる芦屋川沿いをブランディングエリアとして、地域・事業者・行政など多様な主体が連携して公共空間の利活用を進め、活性化に取り組んでいます。

JR 芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用とともに、起業や市民活動を支援し、賑わいや自己実現の場などをデザインすることに併せて、市内回遊性を高め、市全体への効果の波及を目指します。



#### <具体的な事業の例>

- ・ 旧宮塚町住宅や宮塚公園を活用した、人が集い交流する場の創出
- ・ 歴史的建造物など文化的な資源、商業資源、景観資源の複合化による回遊性の向上
- ・ 時代の流れと市民ニーズに合わせた公共施設の新たな使い方の実現
- ・ 道路や公園など公共空間の新たな利活用の推進
- ・ JR 芦屋駅の南北の人の流れを接続する

<sup>24</sup> 縮充:人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民の生活が充実したものになっていくこと。ここでは施設は縮小するものの、機能やサービスを充実させること。

## 第IV章 第3次芦屋市文化推進基本計画

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化・グローバル化・高度情報化などが進み、人々の生活様式や価値観が多様化する現代社会では、精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、文化の重要性が再認識されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による文化活動の停滞を経て、文化は、人と人、人と地域とをつなげ孤独から救い、人々に安らぎと勇気、生きる楽しみを見出せるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。文化は、社会的財産であると同時に、心豊かな社会の形成に寄与し、まちの品格を高め、魅力や活力となって、ふるさとの誇りや愛着を育む礎となります。

国においては、「文化芸術基本法」及びそれに基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」で、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築や少子高齢化などの課題への対応、文化芸術立国の実現に向けた方向性などが示されています。さらに、令和5年(2023年)3月に「第2期文化芸術推進基本計画」が策定され、誰もが文化芸術活動に参画し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することが重要であるとし、共生社会の実現に向けた包摂的な文化政策が重視されています。加えて、令和5年(2023年)には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定され、障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術を創造し、参加できる社会の実現が求められています。

本市では、平成18年(2006年)5月に文化行政推進懇話会を設置し、平成20年(2008年)3月に重点的に取り組むべき課題を中心とした「芦屋市文化行政推進に対する提言(Ashiya Renaissance)」をまとめました。さらに、平成22年(2010年)4月には芦屋市文化基本条例を制定し、文化の振興に関する施策を総合的に推進する上で基本的な理念及び施策の基本となる事項を明確化しました。その後、文化振興の諸施策を継続して展開するため、平成24年(2012年)5月に「芦屋市文化振興基本計画(基本計画)」を、平成29年(2017年)3月には「第2次芦屋市文化振興基本計画(第2次基本計画)」を策定し、文化を活かしたまちづくりを推進してきました。

このたび策定する「第3次芦屋市文化推進基本計画」は、第2次計画の成果と課題を検証しつつ、社会環境の変化や新たな政策的要請を踏まえて、本市の文化政策の方向性を定めるものです。また、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指すため、本計画は、第5次芦屋市総合計画後期基本計画と一体的に策定することとしました。本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、文化活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信していきます。

## (2) 計画の概要

第3次基本計画は、第5次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化に関する基本的な計画」として、文化政策の方向性を包括的に示すものです。

対象となる文化の範囲、文化振興推進の基本理念は、本条例に定められており、本章では、基本理念及び基本目標等、計画の概要について記載します。

### 1)基本理念

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(芦屋市文化基本条例 第3条 抜粋)

### 2)基本目標

「自然に恵まれた、人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」

人が心豊かに生きるまちとは、豊かな自然や美しいまちなみや心地良い空間があり、人が人らしく生きることのできるまちです。

このようなまちは、居住空間とそこに住んでいる人の両方が生き生きとしたつながりを保つことで創られると考えます。

豊かな自然や歴史、美しいまちなみ、多様な文化などは、美しさを感じる感覚を養い、創造性や、寛容性を育む源となっています。そして、こうした文化の力は、人と人とのつながりや地域への誇りを育み、交流や賑わいを生み出すことで、地域の魅力や活力を高める原動力となります。豊かな自然や美しいまちなみを保存・形成するとともに、市民が年齢や立場にかかわらず多様な文化に触れる機会や環境を整えることによって、市民の心の豊かさを育むとともに、持続可能で魅力あるまちづくりを目指します。

### 1 「ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現」

市民が身近なところで優れた文化を鑑賞し、自ら文化活動を行うことができる機会などが整った社会の実現を目指します。

### 2 「文化振興と地域活性化を一体的に推進し、文化の力を活かしたまちづくりの実現」

「国際文化住宅都市」として培われた文化の力を活かし、社会包摂<sup>25</sup>の観点から、誰もが文化活動に参加できる取組を推進するために、他分野の施策とも連携しながら、人々の繋がりや居場所の創出など、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

## 3)市民及び事業者の役割

市民は、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割が期待され、事業者には、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開し、市民の文化活動を支援する役割が一層期待されています。

## 4)市の役割及び責務

行政における文化政策や、市民の文化活動をより盛んにしていくためには、市民と行政の参画と協働の仕組みづくりとともに、行政全般を文化の視点から捉え、施策を推進することが必要です。

市が実施する施策について、ソフト、ハード両面に、美しさ、ゆとり、潤い、安らぎなどといった文化の視点を取り入れ、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

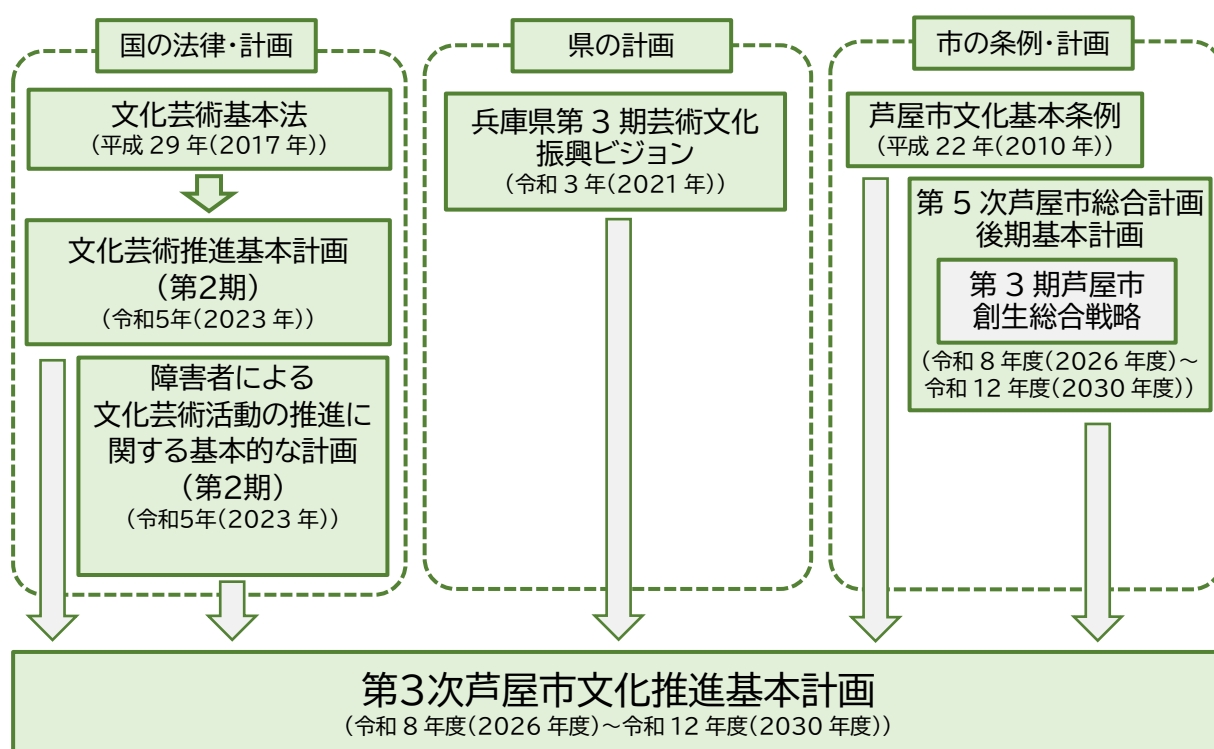
あらゆる施策に文化の視点を取り入れることは、景観やまちなみ、風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる要素となるとともに、教育、福祉、国際交流などの面でも、教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成など、心豊かな暮らしの実現に寄与すると考えます。

<sup>25</sup> 社会包摂:違いのある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方。

## 5) 計画の位置づけ

本計画は、国の「文化芸術基本法」及びそれに基づく「文化芸術推進基本計画(第2期)」ならびに「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」等の方針や、兵庫県が文化芸術振興の方向性を定めた「第3期芸術文化振興ビジョン」、芦屋市において文化に関する理念と方向性を定めた「芦屋市文化基本条例」及び市政全体の最上位計画である「第5次芦屋市総合計画後期基本計画・第3期芦屋市創生総合戦略」と整合を図りながら、本市の文化施策の基本的な方向性を明らかにするものです。

また、本計画は、芦屋市総合計画を上位計画とする分野別計画の一つであり、教育、子育て、福祉などその他関連する様々な分野の個別計画とも密接に連携を図りながら、本市の文化施策を推進します。



## 6) 計画期間

第3次基本計画は、令和8年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までを計画期間とします。

令和3年度 (2021 年度)	4年度 (2022 年度)	5年度 (2023 年度)	6年度 (2024 年度)	7年度 (2025 年度)	8年度 (2026 年度)	9年度 (2027 年度)	10 年度 (2028 年度)	11 年度 (2029 年度)	12 年度 (2030 年度)
第5次芦屋市総合計画 (前期基本計画)					第5次芦屋市総合計画 (後期基本計画)				
第2次芦屋市文化推進基本計画 (平成 29 年度(2017 年度)~令和7年度(2025 年度))					第3次芦屋市文化推進基本計画				

### (3) 計画の対象となる文化

文化芸術基本法において、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされています。また、文化芸術それ自体が、固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされています。

本市は前期計画で、文化の範囲を芸術、芸能、生活文化など、いわゆる「文化」だけではなく、景観、スイーツ・パンなどを含む食に関すること、ファッション、まつり、花や緑・山川海等の自然など広い視点を対象としており、第3次文化推進基本計画においてもこの考え方を踏襲します。

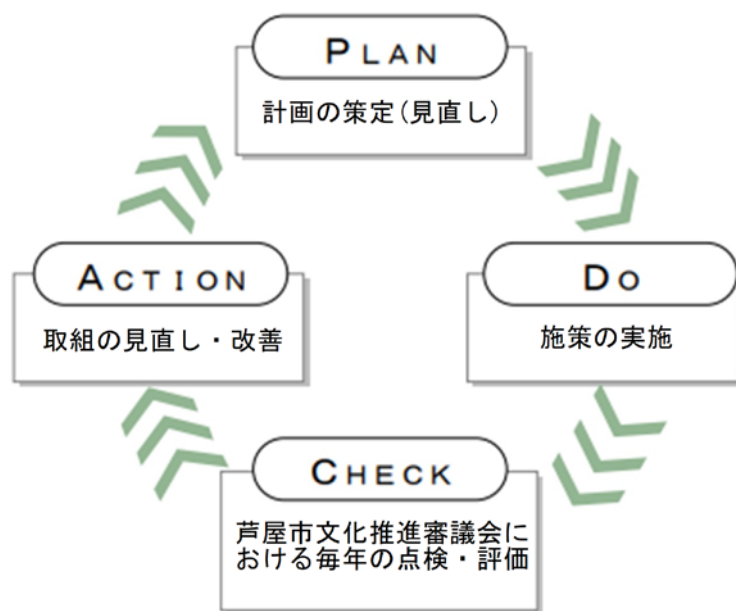
他の行政分野の計画と重なる内容に関しては、課題別計画に基づき推進するものとします。

### (4) 進行管理

第3次基本計画に基づく事業の進捗状況等については、文化推進審議会において毎年点検・検証し、公表します。

文化推進審議会は、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」に基づいて設置された附属機関であり、文化の推進に関する重要事項の調査審議や施策の評価を行っています。

今後も、計画に基づく施策の評価とともに、常に時代に即した、また、市の方向性を踏まえた新たな要素を取り入れつつ、第3次基本計画の進行を管理します。



## 2 本市における文化をとりまく現状と課題

### (1) 第2次基本計画の総括

第2次基本計画については、当初、平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)の計画期間でしたが、第5次総合計画の計画期間と合わせることで一体的に進めていくとともに、これまでの方向性を踏襲しつつ、各施策をさらに「深化」させるため、当該計画を改訂し、令和7年度(2025年度)まで延長しました。計画の推進については、実施した事業を文化推進審議会において毎年、点検・検証したことを踏まえ、これらの審議過程で出た意見などをもとに、下記に挙げた課題や考慮すべき点を第3次基本計画に反映します。

前期では、第2次基本計画に基づき、市民が文化に関わる機会の創出や、地域の資源を活かした文化事業の展開などに取り組み、一定の成果が見られました。その一方で、社会情勢の変化や環境の変化に伴い、いくつかの課題も明らかになりました。

まず、文化活動に関する情報の発信方法が限定的であり、市民がアクセスしやすい「伝わる」周知・広報のあり方を検討する必要があります。また、文化財等の保存・活用の観点からも文化資源のデジタルアーカイブ化やオンラインでの発信といったデジタル化への対応をさらに進めていく必要があります。加えて、今後の継続的な文化資源の継承・共有を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって、イベントや文化施設の休業など様々な制約下での開催を余儀なくされ、文化活動の停滞は、人と人、人と地域とのつながりにも大きな影響を及ぼしました。人々の繋がりや居場所の創出、次世代への継承など、文化施策と他分野の施策との連携を深め、まちの魅力創造・発信など、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

また、少子高齢化を背景とした担い手の不足などにより、これまでの活動を継続していくことが困難になっており、既存の取組にとらわれない柔軟な発想や創意工夫が求められています。

## (2) アンケートからみる現状

### 1) 市民アンケート調査結果について

第5次総合計画後期基本計画のためのアンケートに合わせて、第3次基本計画策定の基礎資料とするため、文化芸術の鑑賞、イベントやまつりなどの体験や自身の文化的創作活動などについて質問するとともに、今後の本市の文化やその活性化について質問しました。ここでは、主な意見をお示します。

#### [調査の概要]

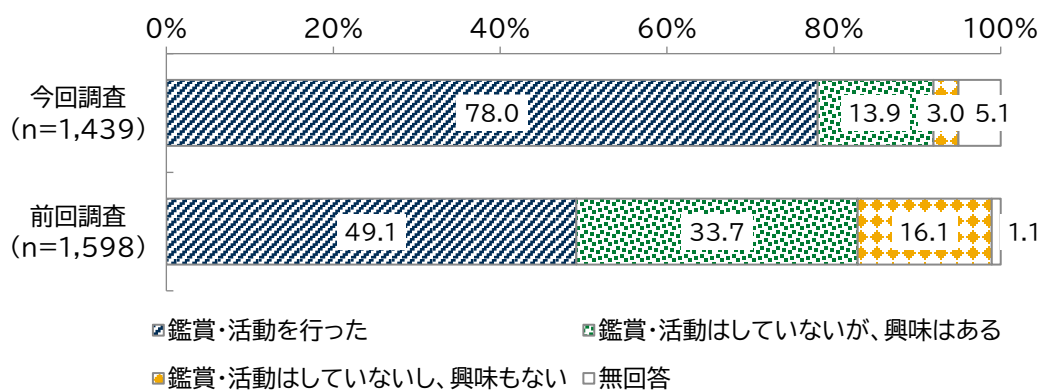
調査対象	市内にお住まいの18歳以上の方から無作為に選んだ3,000の方が対象。
調査方法	郵送による配布・回収(回収はWEBを併用)
調査期間	令和6年(2024年)10月17日(木)～令和6年(2024年)11月1日(金)
回収結果	有効回答数 1,439件(有効回収率 48.1%)

#### ア. この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ

「鑑賞・活動を行った」の割合が最も高く78.0%となっています。次いで、「鑑賞・活動はしていないが興味はある(13.9%)」、「鑑賞・活動はしていないし、興味もない(3.0%)」となっています。

前回調査と比較すると、「鑑賞・活動を行った」の割合が上昇し、「鑑賞・活動はしていないが興味はある」、「鑑賞・活動はしていないし、興味もない」の割合が低下しています。

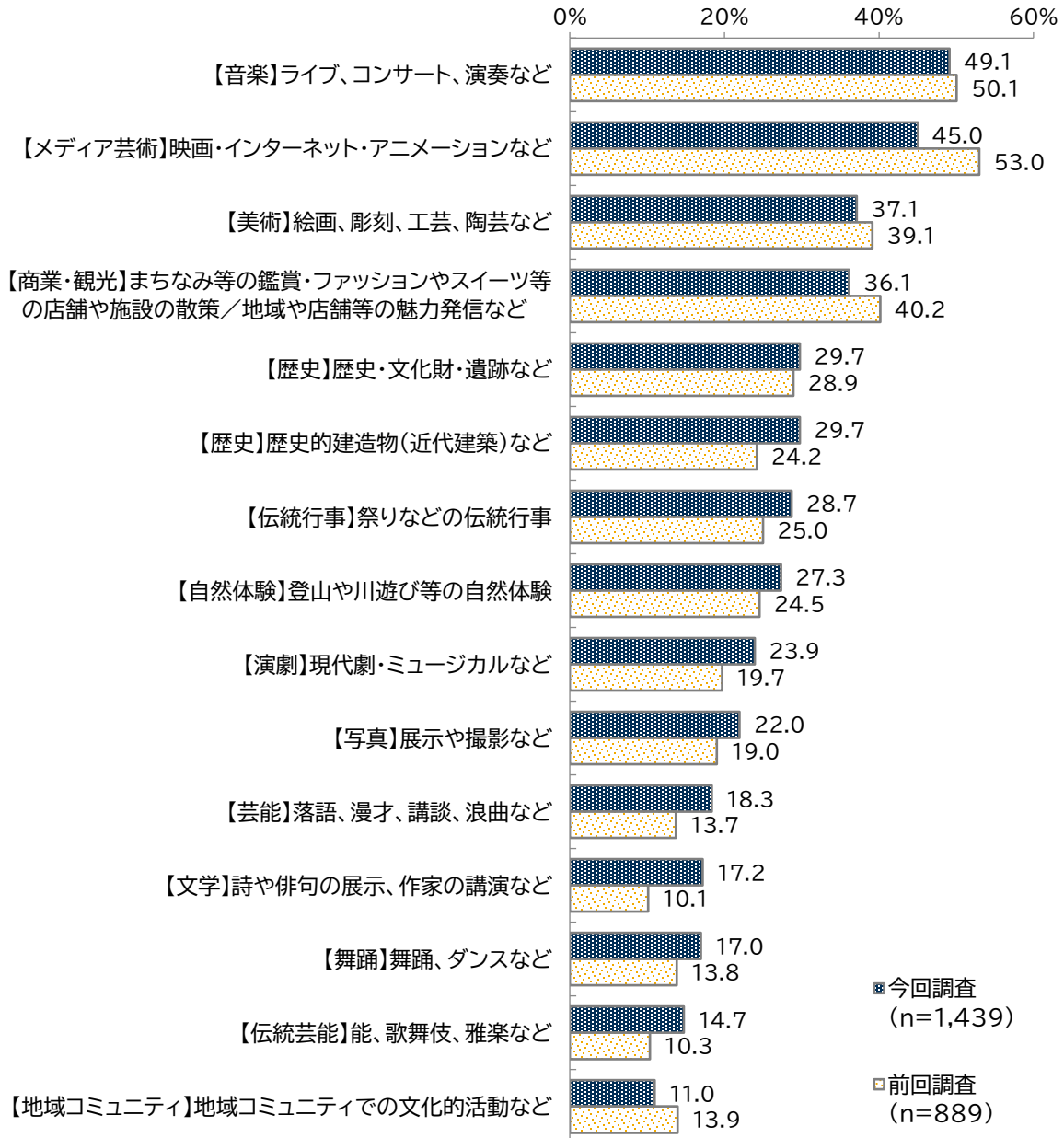
この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ(指標との比較)



## イ. この1年間における文化体験・活動の有無

平成28年(2016年)に実施した調査と比較すると、「自ら(創作・活動に)関わった」「鑑賞・参加のみ行った」と回答した割合については、「【メディア芸術】映画・インターネット・アニメーションなど」等の割合が低下し、「【文学】詩や俳句の展示、作家の講演など」「【写真】展示や撮影など」等の割合が上昇しています。

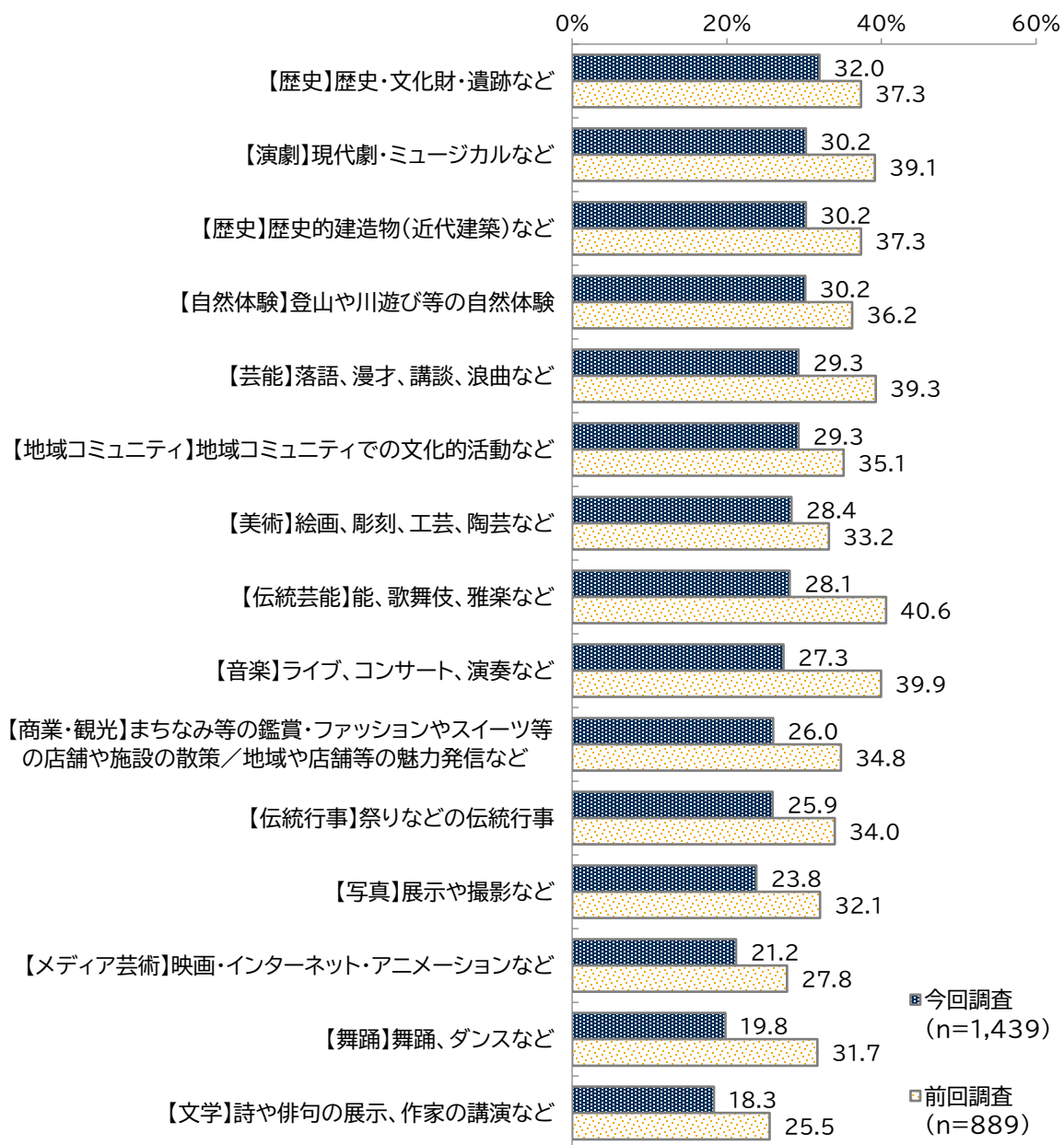
この1年間に体験や活動をした文化的なコト・モノ(前回調査との比較)  
【「自ら(創作・活動に)関わった」+「鑑賞・参加のみ行った」割合の合計値】



注: 前回調査と比較可能な項目のみを掲載している。

また、「これからしてみたい・興味がある」の割合については、全体的に低下しています。

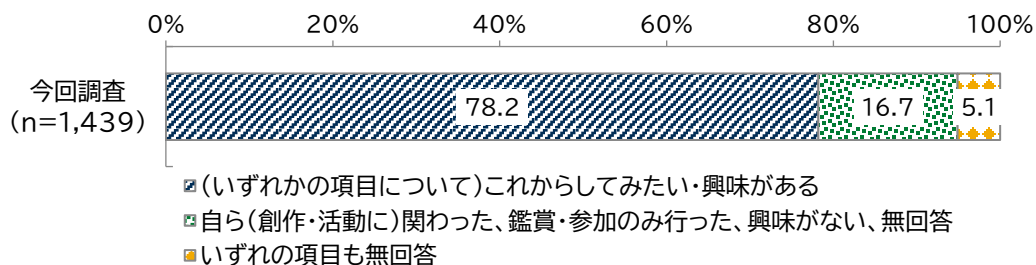
「これからしてみたい・興味がある」文化的なコト・モノの割合(前回調査との比較)



注: 前回調査と比較可能な項目のみを掲載している。

いずれかの文化的なコト・モノについて「これからしてみたい・興味がある」と回答した割合は 78.2%となっています。

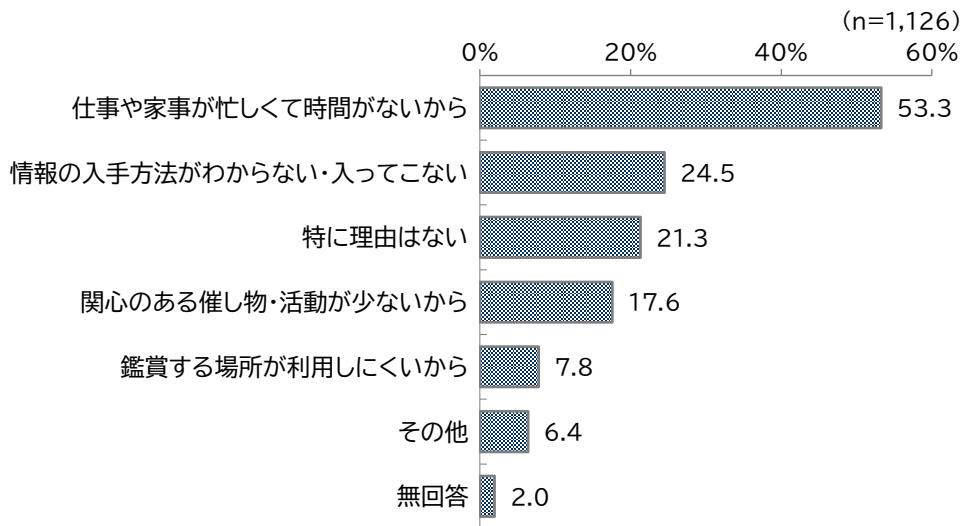
いずれかの文化的なコト・モノについて「これからしてみたい・興味がある」と回答した割合



ウ.「これからしてみたい・興味がある」と回答した項目ができなかった主な理由  
(複数選択)

「仕事や家事が忙しくて時間がないから」の割合が最も高く 53.3%となっています。次いで、「情報の入手方法がわからない・入ってこない(24.5%)」、「特に理由はない(21.3%)」となっています。

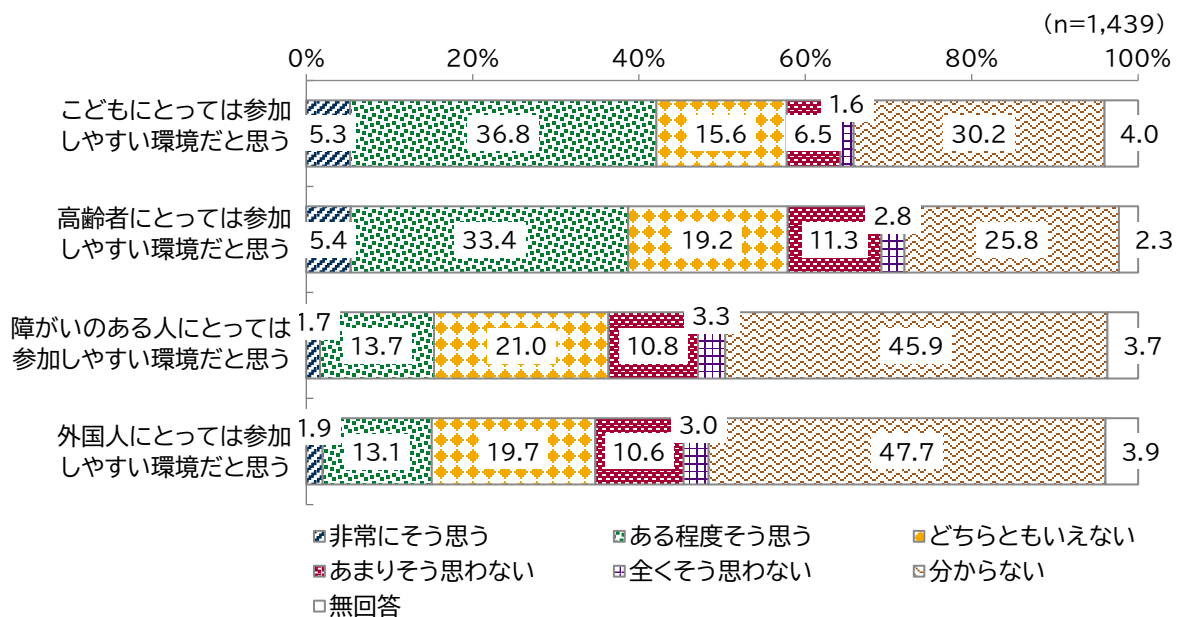
「これからしてみたい・興味がある」と回答した項目ができなかった主な理由



エ. 自然・社会・文化などの体験や、それらに参加しやすい環境だと思うか

様々な人のライフステージ、属性ごとに自然・社会・文化などの体験をしやすい、あるいはそのような機会に参加しやすい環境かを聞いたところ、子どもや高齢者にとっては「参加しやすい環境だと思う」「ある程度そう思う」の割合が4割程度になっている一方、障がいのある人、外国人にとってはその割合が2割未満となっています。

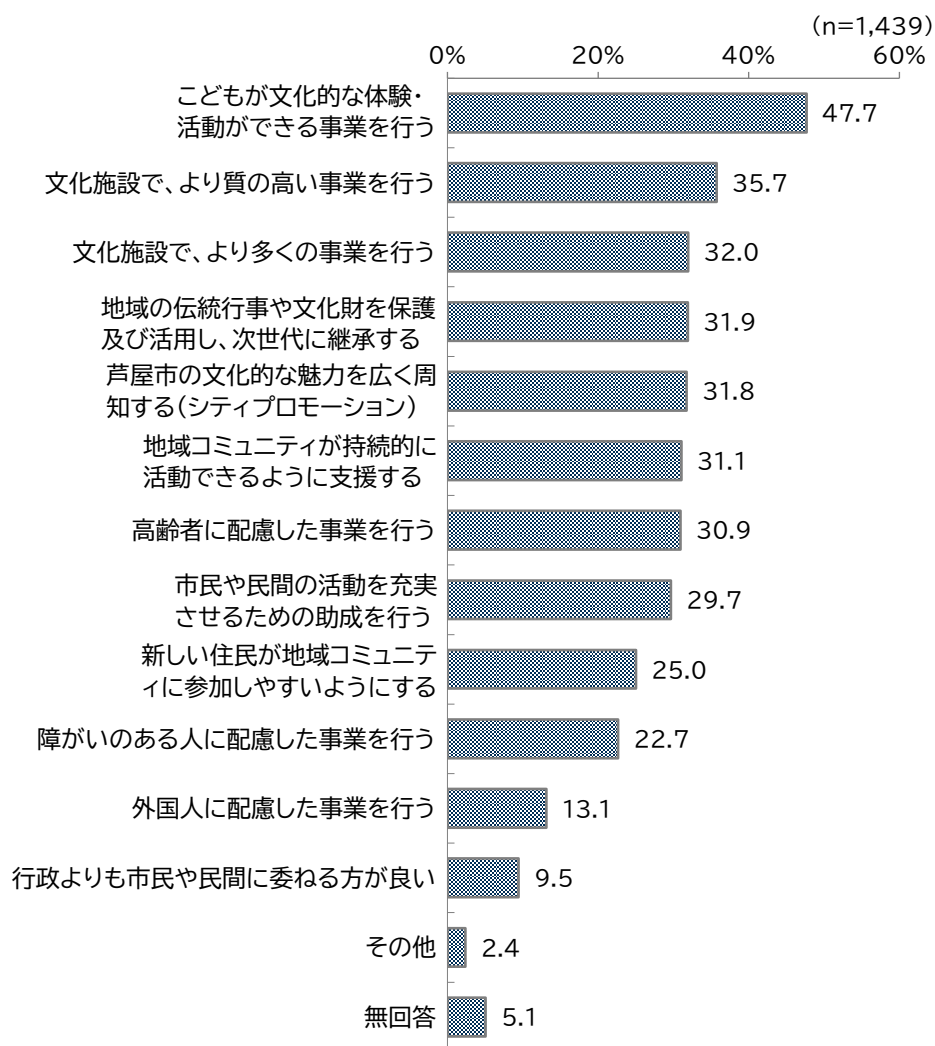
自然・社会・文化などの体験や、それらに参加しやすい環境だと思うか



オ. 身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うこと  
(複数選択)

「こどもが文化的な体験・活動ができる事業を行う」の割合が最も高く 47.7%となっています。次いで、「文化施設で、より質の高い事業を行う(35.7%)」、「文化施設で、より多くの事業を行う(32.0%)」となっています。

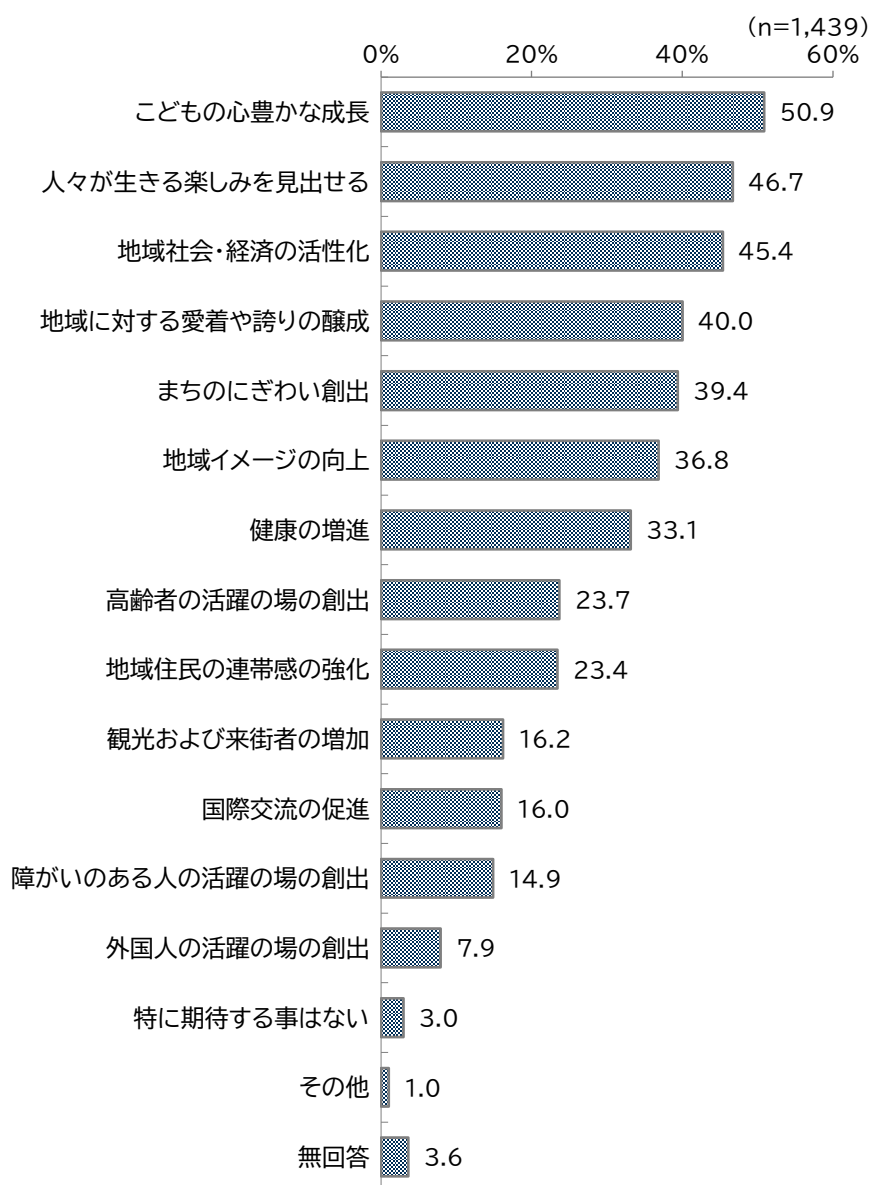
身近に文化を感じることができるまちであるために行政が行うとよいと思うこと



カ. 文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待すること  
(複数選択)

「こどもの心豊かな成長」の割合が最も高く 50.9%となっています。次いで、「人々が生きる楽しみを見出せる(46.7%)」、「地域社会・経済の活性化(45.4%)」となっています。

文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待すること



### (3) ヒアリング・団体アンケートからみる現状

#### 1) ヒアリング調査結果について

文化の観点からの本市に対する印象や将来の文化に期待すること、活性化の方向性など、定量的な調査では得られにくい意見をお聞きするため、市民アンケート調査のほかにヒアリングを行いました。

ヒアリング対象は、特に若い世代の声を聴くため高校生・大学生と、外国人市民から意見を聴取しました。

#### [調査の概要]

対象者の属性：高校生、大学生、外国人市民、弁護士

※聞き取り手法は、一部グループインタビューによる。

#### ア. ヒアリングでの主な意見

- ・外国人に対しても様々な情報を届けようとしていることは芦屋らしいと思う。
- ・芦屋市民はすごく丁寧で、育ちがよいという印象である。まち並みが静かで上品という印象もある。
- ・住む前からのイメージとして住宅街や別荘地といったイメージがあった。高級な教養のある文化。
- ・大阪城から切り出した石垣や街中のお地蔵さんなど昔からの遺産が多く、昔からのものを大事にしている印象がある。
- ・芦屋は落ち着いた雰囲気や美しい街並みなど上質な生活文化が感じられる上品なまちで、こうした歴史や品格そのものが文化だと思う。
- ・スポーツやライブ、コンサートというよりは、文化財、美術など上品なものが多い印象である。
- ・芦屋市には景観に関する条例があるなど、他市より特に景観に気を使っていると感じる。

#### イ. 今後の展開として望む意見のまとめ

- ・言葉の壁があって参加しにくいことが多いので、英語の通訳がいればそれがベストだが、それができなければ申込書やチラシ、当日配布資料などに日本語と英語があると当日通訳がいなくても参加しようと思う。
- ・定期的でなくてもよいので、子どもたちの集える場がほしい。
- ・自分から文化施設に行くことはあまりないので、身近なところで文化に触れられるとよい。
- ・芦屋市は横のつながりが強いと思う一方で、世代間でつながることができるイベントがあればよいと思う。世代間のつながりがあれば、今後も住んでいきたいと思えるのではないか。
- ・まちの中に芸術家のモニュメント、彫刻などがあったら面白いと思う。

## 2)団体アンケート調査結果について

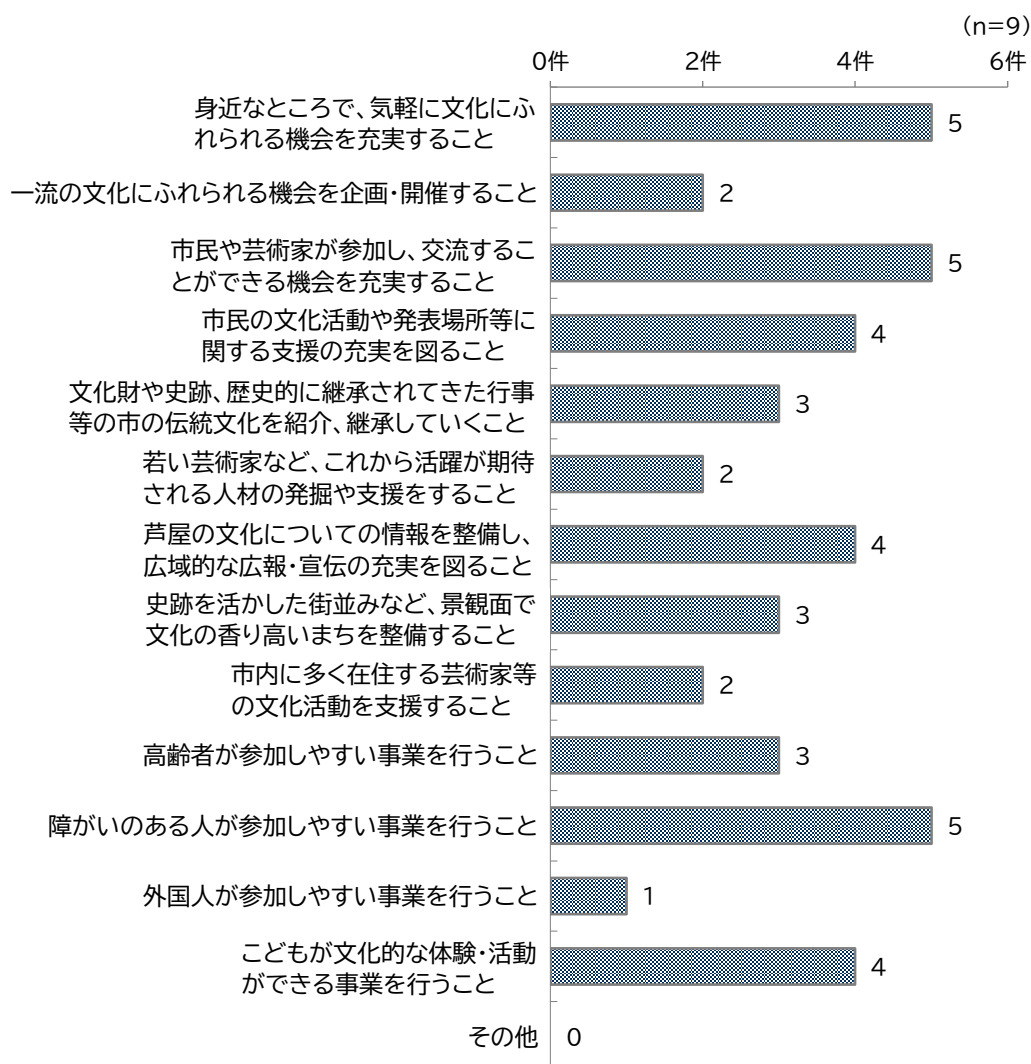
市内で文化活動に関わる団体にアンケートを行った結果、芦屋の魅力を高めるために重視すべきこととして、身近なところで気軽に文化に触れられる機会を充実させることや市民や芸術家が交流する機会を充実させること、誰もが参加しやすい事業の実施などが挙げられました。

その他、市が発信する文化に関する情報の入手方法については、広報紙やホームページ、広報掲示板が多くなっていることから媒体の特性を活かした情報発信の充実が必要です。

### [調査の概要]

調査対象	あおぞらドラマカンパニー、芦屋家族会、芦屋市障がい児者父母の会、芦屋市身体障害者福祉協会、株式会社ジェイコムウエスト 神戸芦屋局、特定非営利活動法人 芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋能楽塾、株式会社ハナヤ勘兵衛、芦屋市 PTA 協議会、芦屋市老人クラブ連合会
調査方法	調査シートによる記入もしくはウェブフォームからの回答
調査時期	令和7年(2025年)1月

### 芦屋の魅力を高めるために重視すべき分野



## (4) 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題

第2期の文化推進施策を踏まえ、令和6年度(2024年度)に実施した市民・団体アンケート調査やヒアリング等から、本市における文化に関わる現状と課題を整理しました。

### 1) 全ての人のライフステージに応じた文化政策の展開

アンケート調査から、地域コミュニティでの文化活動の減少や文化活動に対する考え方は多様化し、文化芸術などへの関わり方も様々であることがわかります。

このような状況を踏まえ、全ての人が文化活動に参加できる取組を推進するとともに、他分野の施策とも連携しながら、人々の繋がりや居場所の創出を図り、文化振興と地域活性化を一体的に進めていくことが必要です。

また、市民一人ひとりが自発的に文化に関わり、地域の文化を支える担い手になることへの重要性もさらに高まっており、市民が気軽に参加できる機会や環境を整えるとともに、全ての人が主体的かつ継続的に関わることの意義を実感できるよう、活動への支援を充実させることが重要です。生涯学習の機会を充実させ、誰もが学び、表現し、繋がることのできる場を確保し、文化芸術団体や地域の文化を支える担い手への支援も欠かせません。

さらに、文化を通じて年齢や立場に関わらず誰もが交流し、相互理解を深めるためには、文化ゾーンの活性化や市内の各種施設の活用を進め、誰もが等しく文化芸術活動に親しみ、参加できる機会を確保することが不可欠です。あわせて、生涯にわたり文化に関われるよう、ライフステージに応じた文化政策の展開を工夫していく必要があります。

### 2) 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策

アンケート調査において、身近に文化を感じることができると感じるまちであるために行政が行うとよいと思うことについては、「子どもが文化的な体験・活動ができる事業を行う」ことが高い回答率になっています。また、文化の推進を図ることに社会にもたらされる効果として期待することについても、「子どもの心豊かな成長」が回答の約5割を占めています。

そのため、子どもたちが身近にある文化芸術の大切さを知り、地域のつながりを活かした文化芸術体験の機会を充実させるために、子どもを対象とした文化的な体験や活動を行うなど、次代の芦屋の文化を担う子どもが心豊かに育ち、創造力を養っていくことが必要です。

また、多様な文化的背景をもつ子どもたちがともに学ぶ機会が増えているため、相互理解や意識の向上に取り組むことが求められます。子どもだけでなく大人も多様な文化や価値観への重要性について理解を深め、互いを尊重し合う意識を育む取組をすすめることが大切です。

子どもたちの豊かな情操を育み、将来にわたって文化芸術を継続的に親しむことのできる環境や機会を整えることが重要となっています。

### 3) 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

アンケート調査から、この1年間に文化的な活動や体験を行ったことのある市民が約8割となっており、文化的な関心の高さが感じられる結果となっています。

一方で、文化的な活動や体験ができなかったという回答もあり、その理由として、「情

報の入手方法がわからない・入ってこない」の割合が高くなっています。

そのため、幅広く情報が届くように、広報紙や SNS など様々な媒体の特性を活かした情報発信を推進することが求められています。また、効果的に様々な情報発信ツールを活用し、発信することが必要です。さらに、外国人市民にも情報が行き渡るように多言語による情報発信を行うとともに、今後これらの情報を集約・整理し、「伝わる」発信の仕組みづくりが重要となります。

また、多様な文化的背景をもつ市民の交流の機会を創出することや様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を高める機会の充実が必要になります。

さらに、アンケート調査において、文化の推進を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することとしては、「こどもの心豊かな成長」の割合が最も高く、次いで「人々が生きる楽しみを見出せる」「地域社会・経済の活性化」の割合が高くなっています。

豊かで恵まれた自然が育んだ文化財など、地域の暮らしに根ざした歴史文化遺産の保存活用を図るとともに、誰もが歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会の創出が重要となります。事業者等との連携などにより、芦屋の魅力の醸成を持続的に図っていくことが必要です。

これまでの第2次基本計画では、市民に対して公平かつ平等に文化を享受できる機会を提供する

「市民文化政策」と、本市の都市としての発展を描く上での「都市文化政策」の両面から、「国際文化住宅都市」としての総合的な文化戦略の推進や個人・事業者・団体等の「参画と協働」による取組を進めてきました。

次期計画においても、これまでの取組を継承しつつ、個人・事業者・団体等による多様な文化活動への支援と協力体制の整備、さらには教育・福祉・まちづくりなど他分野との連携を一層強化させることで、文化を通じた包摂的なまちづくりを進めます。

### 3 計画の基本的な考え方

#### (1) 今後5年間の文化政策の方向性(ビジョン)

本市では、北に六甲の山並みと南に広がる大阪湾、市域を流れる芦屋川・宮川など、豊かな自然環境に育まれた住環境や景観を芦屋文化の基盤として、「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかし、日本全体の人口減少が進む中で、将来において本市もその例外ではなく、地域活力の低下とそれに伴う文化資源や市の魅力への影響が懸念されます。

将来の人口減少社会を見据え、今後の文化政策の方向性として、まちづくりのあらゆる施策に文化の要素を反映させることを基本とします。また、著しく変化する社会環境において、多様な文化的背景をもつ人と共生していくことも重要となります。文化活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出、まちの魅力創造・発信など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。

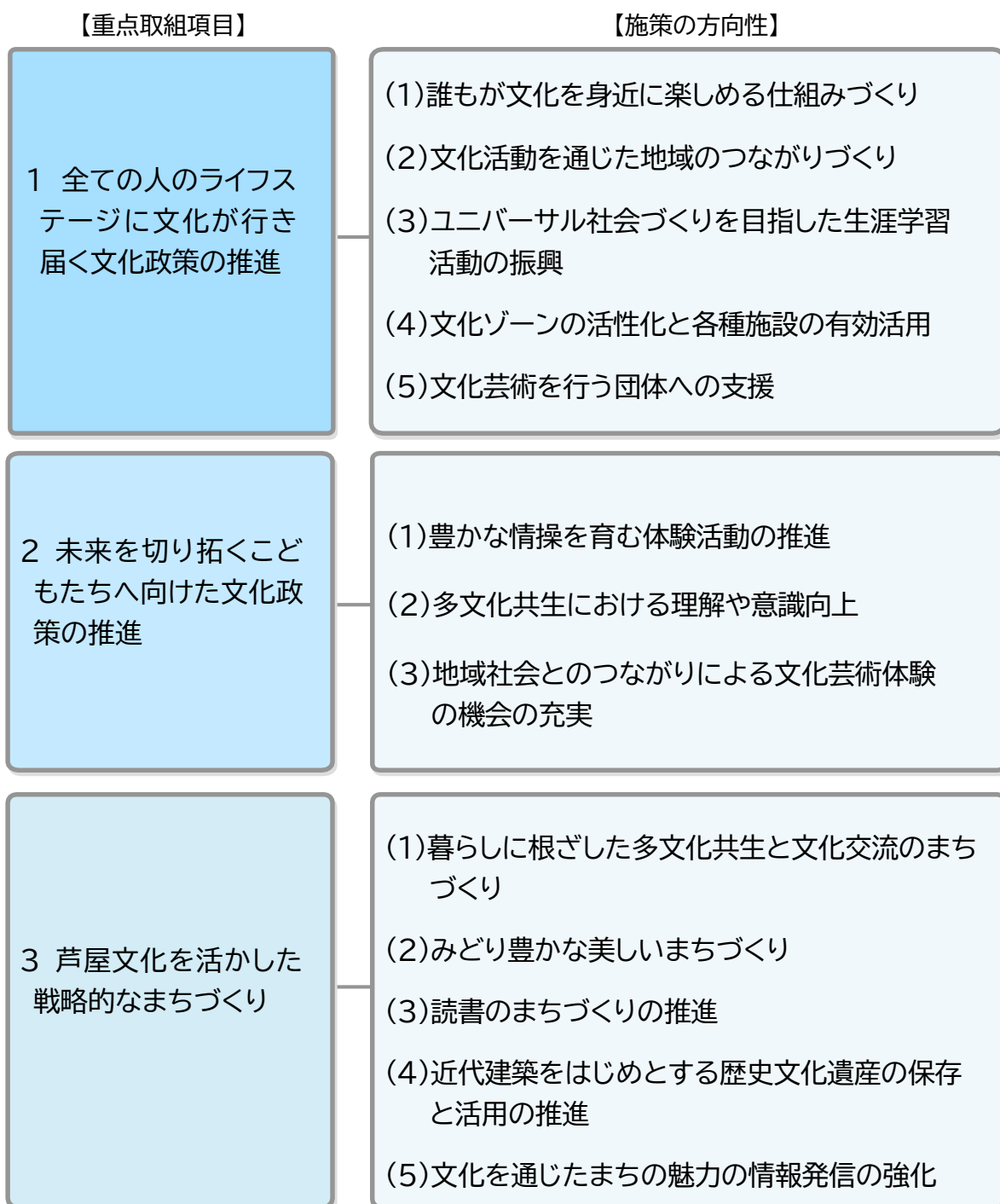
少子高齢化が進む中、世代間の繋がりを意識しながら、こどもから高齢者まで年代に関わらず文化活動に関わる環境を整える必要があります。次世代を担うこどもへは、豊かな感性と創造力を育む様々な文化体験を提供し、高齢者へは、文化活動を通じた生きがいづくりの醸成や活躍の機会、社会とつながる機会を確保します。また、障がいのある人が文化活動に参加しやすいよう環境づくりに配慮し、文化活動の幅を広げることで社会参画を促進します。さらに、外国人市民に対しては文化活動を通じて人や地域と繋がることで相互理解を深めていきます。

全ての人々が文化活動に親しむ機会をつくり、世代や文化的背景を超えた交流を促進することで、誰もが活躍でき、芦屋市が一層魅力的に感じられるまちづくりを目指します。

## (2) 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目

歴史・風土に培われ、先人によって育まれてきた比類ない本市の文化は、年齢や立場に関わらず私たちに心豊かな暮らしをもたらすだけでなく、本市のこれまでのまちの発展に大きく寄与してきました。今後も、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりが求められています。

そこで、次期文化施策の推進に当たっては、誰もが文化に接することができる機会や文化活動を通じた人々の繋がり、居場所の創出、次世代への継承、まちの魅力創造・発信、多文化共生理解の重要性など、文化と他分野の施策との連携を深め、文化の力を活かした魅力的なまちづくりを目指します。



### (3) 施策の方向性

#### 重点取組項目1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

少子高齢化の進展、外国人市民の増加など、本市の人口構成の変化を踏まえた施策の展開が必要となることから、文化振興と地域活性化を一体的に推進します。

また、文化活動を通じた人々の繋がりや居場所の創出を推進することで地域のつながりが深まるまちづくりを目指します。

##### 1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり

年齢や立場、国籍などに関わらず、誰もが等しく文化芸術活動に参加することにより、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、市民まつりや公共施設でのミニコンサートの開催・体験の場の提供など身近に文化芸術に触れ、楽しむことのできる機会の創出を推進します。

##### 2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり

市民が地域で日常的に文化芸術に触れ、親しむことができるよう文化活動を通じた地域のつながりづくりに引き続き取り組みます。

地域の学習情報を得る機会を創出するとともに、自ら学んだ成果を発表する場や機会を提供し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

文化活動において、様々なかたちでの創作・表現を行うことができる状況を育むことで、文化を生み出す担い手づくり、さらには地域の様々な課題に対して文化振興と地域活性化を一体的に進め、地域のつながりを深める環境づくりを推進します。

##### 3) ユニバーサル社会<sup>26</sup>づくりを目指した生涯学習活動の振興

市民一人ひとりが主体となって行う文化芸術活動を支援するとともに、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習の機会の充実を図ります。

多様な価値観や考えが尊重される中で、生涯学習を通じた交流を広げ、年齢や立場に関わらず誰もが安心して文化や学びに触れることが出来る環境づくりを推進します。

##### 4) 文化ゾーン<sup>27</sup>の活性化と各種施設の有効活用

美術博物館、谷崎潤一郎記念館、図書館において、市民が気軽に訪れやすいイベントや文化活動事業を3館が連携・協力して実施し、文化芸術活動に親しむ鑑賞や体験の場を提供します。また、市民センター、公民館、市内の各種施設においても文化芸術活動に親しむ場を提供します。

<sup>26</sup> ユニバーサル社会:年齢、性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわらずだれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

<sup>27</sup> 文化ゾーン:美術博物館・谷崎潤一郎記念館・図書館が隣接し、芦屋文化ゾーンと呼ばれる複合文化施設を形成している。

## 5)文化芸術を行う団体への支援

市民の文化芸術活動が活発に行われるよう支援するとともに、行政や財団等の様々な補助金や助成金の制度を周知することにより、文化芸術活動への参画を促し、活動の機会の創出を促進します。

## 重点取組項目2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進

こどもたちが地域にある文化財や文化芸術に触れる機会及び体験活動できる場の充実を図ります。

部活動の地域展開により、将来にわたって継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、生涯にわたって文化芸術と豊かに関わる力を身につけ、未来を切り開くこどもたちを育成できるよう取組を進めます。

また、多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成を育んでいきます。

### 1)豊かな情操を育む体験活動の推進

次世代を担う人材の育成を目的とした豊かな文化芸術教育の充実を図るため、発達段階に応じた体験学習や芸術鑑賞、地域に根ざした歴史文化遺産への理解を深める機会を提供するとともに、学校給食をはじめとした食育の推進や学校図書さらなる活用に取り組むことで、豊かな感性と創造力を育みます。

### 2)多文化共生における理解や意識向上

幼少期から多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育むことで、より良い社会を築くための基盤を構築することが重要です。

市内の就学前施設や小中学校では、多様な文化的背景をもつこどもたちがともに学ぶ機会が増えているため、相互理解や意識の向上を図ります。

さらに、こどもだけでなく保護者に対してもその重要性について理解を深めてもらうため、関係機関と連携し意識の醸成に努めていきます。

### 3)地域社会とのつながりによる文化芸術体験の機会の充実

地域社会において文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図り、こどもたちが生涯にわたって文化芸術と豊かに関わるができるよう、コミュニティ・スクールの活動等に加えて中学校部活動の地域展開など取組を進めます。

こどもたちが地域にある文化芸術の大切さを知り、文化活動を行うことで、地域における伝承の機会の充実を図ります。

## 重点取組項目3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり

「国際文化住宅都市」である芦屋らしい良好な住まい・景観づくりを進め、まちの魅力創造・発信等文化施策と他分野の施策との連携を深め、文化を活かした、戦略的な魅力あるまちづくりを推進します。

多様な文化的背景をもつ市民の交流の機会を創出することにより、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成を目指します。

また、文化的資源を活用するなど地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大や定住者の呼び込みが図れるよう、市の魅力の向上及び発信に取り組みます。

### 1)暮らしに根ざした多文化共生と文化交流のまちづくり

本市には、恵まれた自然や豊かな歴史が育んだ文化財など、多くの文化資源があり、こうした芦屋の暮らしに根ざした文化資源の保存活用を効果的に行うことで、文化交流のある魅力的なまちづくりを推進します。

また、多様な文化的背景をもつ市民が交流をすることで、様々な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育んでいきます。

### 2)みどり豊かな美しいまちづくり

芦屋の文化資源を有効活用し、「国際文化住宅都市」である芦屋らしいみどり豊かな美しい住環境を将来にわたって守り、育んでいきます。

また、周辺地域や事業者等が連携し、それぞれの地域独自の公園の利活用を推進した庭園都市ならではの一体的なまちづくりを進め、市民の誇りとなる芦屋の魅力の醸成を図ります。

### 3)読書のまちづくりの推進

市民が読書に親しみ、学ぶことができるような取組を推進します。

また、日頃図書館に赴くことのできない方に対しても電子図書の充実など、ITの活用によって読書をより身近に感じることができる環境の整備を推進します。

### 4)近代建築をはじめとする歴史文化遺産の保存と活用の推進

本市には長い歴史の中で育まれた歴史文化遺産が数多くあります。さらに、名建築や洗練されたライフスタイルは、阪神間モダニズム<sup>28</sup>と呼ばれ、本市の歴史文化を特徴づけています。これら本市にとってかけがえのない歴史文化遺産を次世代へと継承していくためには、市民がその価値を理解し、守り、活用できる環境を整えることが重要です。

その実現に向けて市民と店舗や事業者等と連携して、阪神間モダニズムをテーマとした地域イベント等において、地域に残る歴史文化遺産の価値や魅力を積極的に発信することによって、市民が歴史文化遺産に触れ、身近に感じる機会を創出します。

さらに、デジタルアーカイブの整備や SNS を通じた情報発信の充実など、ICT を利用した保存と活用を推進します。

<sup>28</sup> 阪神間モダニズム:明治後期から昭和前期にかけて、六甲山地南麓を中心とする阪神間で近代的な芸術及び建築、生活様式等を育んだ地域文化で、現在の阪神間の文化やライフスタイル、地域のイメージ等にも大きな影響を与えている。

## 5)文化を通じたまちの魅力の情報発信の強化

幅広く市民に情報が行き届くように、広報紙や SNS など各メディア媒体の特性を活かし、誰もが知りたい情報を容易に得ることができるよう映像や音声、多言語による情報発信などを行うことで、文化に触れる機会の充実を図ります。

また、周辺地域や事業者等と連携し、民間の様々な情報発信ツールを活用することで、イベント情報など、より地域に密着した情報発信を推進します。

### 第3次芦屋市文化推進基本計画指標

指 標	単 位	最新実績 (R6 実績)	計画終了時 目標
1 全ての人のライフステージに文化が行き届く文化政策の推進			
①この1年間における文化体験・活動の有無	%	78.0	85.0
②公民館講座等の受講率	%	77.9	85.0
③1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合	%	35.1	55.0
④あしや保健福祉フェアの満足度	%	81.3	85.0
⑤高齢者の生きがい活動の参加者数	人/年	4,968	5,000
⑥障がい児・者作品展の作品数	点/年	168	200
⑦芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源の知っている割合	%	82.7	85.0
⑧美術博物館の展覧会の満足度	%	93.9	100.0
2 未来を切り拓くこどもたちへ向けた文化政策の推進			
⑨中学生以下の美術博物館の入館者数	人/年	2,793	3,000
⑩学校給食の地産地消週間の地場産物平均活用率(品目ベース)の向上	%	52.0	60.0
⑪公立中学校の学校図書における児童生徒一人当たりの年間の図書貸出冊数	冊/年	8.6	20.0
⑫あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数	回/年	459	680
3 芦屋文化を活かした戦略的なまちづくり			
⑬多文化共生理解を深めるための講座の参加者数	人/年	3,768	3,900
⑭地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観の美しいと感じている人の割合	%	95.1	95.1
⑮公園を年数回以上、利用したことがある人の割合	%	45.1	55.0
⑯公立図書館における市民1人当たりの図書貸出冊数	冊/年	7.3	8.0
⑰公立図書館における電子図書閲覧数	回/年	31,901	40,000
⑱定住意向	%	86.4	86.4
⑲市政情報の発信ができていると思う人の割合	%	51.0	55.0

附属資料

## <附属資料 目次>

附属資料1	SDGsと総合計画.....	129
附属資料2	指標一覧.....	132
附属資料3	策定経過.....	134
附属資料4	策定体制.....	136
附属資料5	意見聴取・周知.....	138
附属資料6	芦屋市総合計画審議会.....	142
附属資料7	芦屋市総合教育会議.....	149
附属資料8	芦屋市総合計画等推進本部.....	152
附属資料9	原案へのパブリックコメント.....	160
附属資料 10	芦屋市総合計画に関する規則.....	161
附属資料 11	まち・ひと・しごと創生法(抜粋).....	164
附属資料 12	芦屋国際文化住宅都市建設法.....	166
附属資料 13	芦屋市市民参画協働推進会議.....	168
附属資料 14	芦屋市市民参画協働推進本部.....	172
附属資料 15	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例.....	177
附属資料 16	芦屋市文化推進審議会.....	181
附属資料 17	芦屋市文化推進基本計画推進本部.....	185
附属資料 18	文化芸術基本法.....	191
附属資料 19	芦屋市文化基本条例.....	199

## ■SDGs とは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年に国連サミットにおいて採択された、貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守り、持続可能な世界を実現するための国際社会が共通に掲げる「持続可能な開発目標」のことです。2030年を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されており、これに全世界が取り組むことによって、『誰一人として取り残さない』世界の実現を目指しています。

## ■我が国での取組

国は、SDGs 推進本部を設置するとともに、国家戦略として「SDGs 実施指針」を決定しており、指針には、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むこと、各地方自治体には各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励すると示しています。また、地方創生の原動力としてもSDGsを位置付けています。

## ■SDGs に地域で取り組む意義


SDGsは、先進国も途上国も含む幅広い社会課題のほとんどを網羅した目標であり、個々の地域の社会課題との高い整合性があります。また、「誰一人取り残されない包括的な社会をつくる」という理念は、全ての住民のQOL(Quality of Life:生活の質)の向上に通じるものです。「国際社会共通の目標」というと地域には関わりが無いように感じるかもしれませんが、SDGsを活用して取り組むことは、地域住民にとって暮らしやすいまちづくりの実現につながるものです。

## ■総合計画への位置づけによる実現

本市では、SDGs という世界共通のものさしで設定された目標を第5次総合計画に組み込み、市の施策をSDGsのターゲットと関連付けて、「誰一人として取り残されないまち」を目指して取組を推進していきます。

### SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール/ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
 <p><b>目標1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>

ゴール/ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
 <p><b>目標2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p><b>目標3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p><b>目標4 質の高い教育をみんなに</b> 全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p><b>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。</p>	<p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p><b>目標6 安全な水とトイレを世界中に</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p><b>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p><b>目標8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p><b>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p><b>目標10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>

ゴール/ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
	<p><b>目標 11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p><b>目標 12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p><b>目標 13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p><b>目標 14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p><b>目標 15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p><b>目標 16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p><b>目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

(出典) 編集: 自治体SDGsガイドライン検討委員会発行: 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 (IBEC)「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン - (2018年3月版(第2版))」

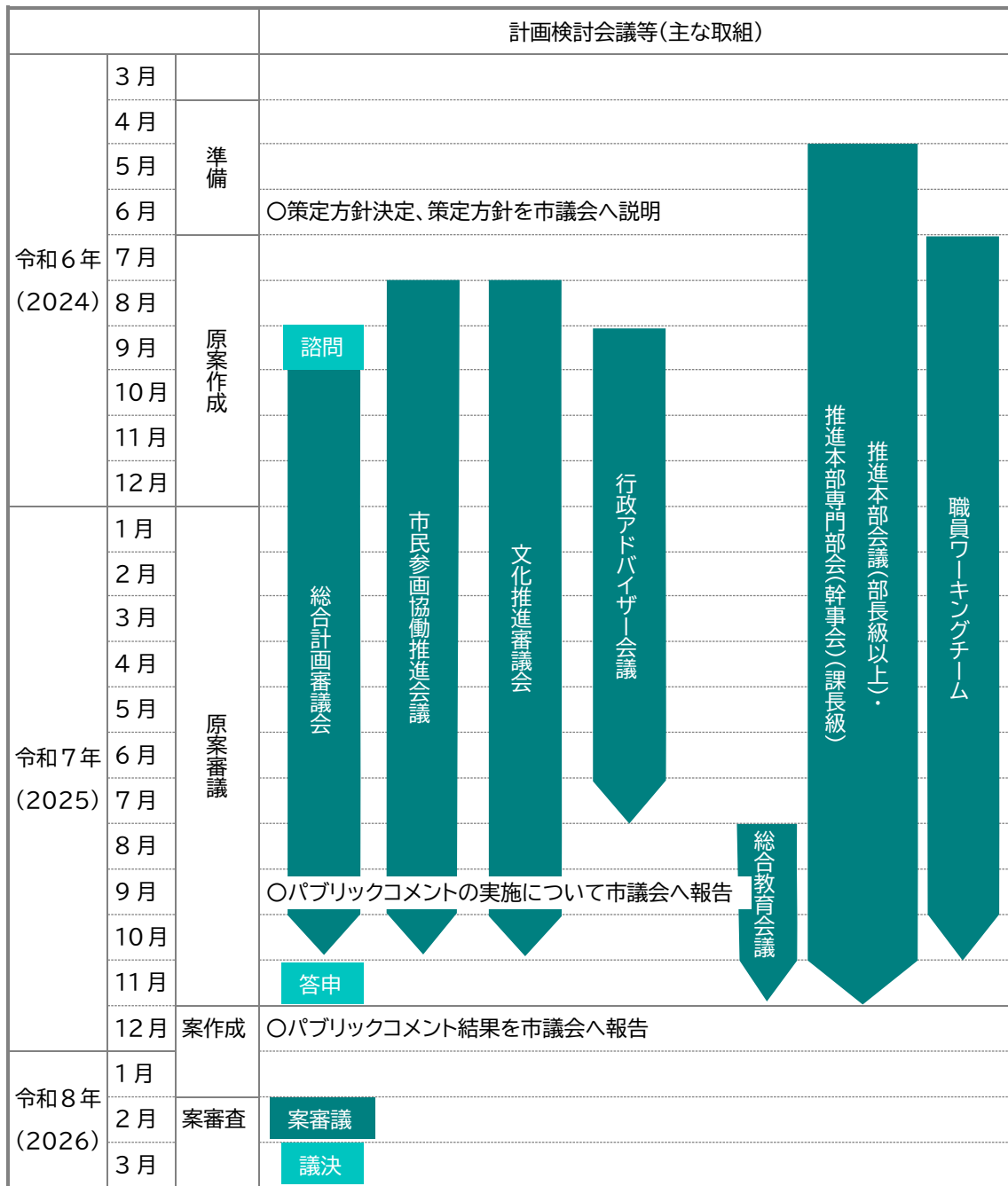
## 附属資料 2 指標一覧

施策目標	指標		最新実績(R6)	目標(R12)	
施策目標1 誰もが安心して 生み育てら れる環境が充 実している	① 入所待ち児童数(人)		109	0	
	② 放課後児童クラブ待機児童数(人)		0 <sub>*3</sub>	0	
	③ 放課後児童クラブ利用者の満足度(%)		96.4	100.0	
	④ 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合(%)		89.0 <sub>*2</sub>	98.0	
	⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用者数(人)		26,728 <sub>*2</sub>	51,384	
	⑥ 子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)		23.0 <sub>*2</sub>	29.0	
施策目標2 未来への道を 切り拓く力が 育っている	① いじめはどんな理由があ ってもいけないことだ と思うと回答した児童生徒 の割合(%)	小学生	94.6	100.0	
		中学生	95.5	100.0	
	② 若者の自己肯定感(%)	中学生	48.6 <sub>*2</sub>	50.0	
		15~39歳	57.1 <sub>*2</sub>	60.0	
	③ 将来の夢や目標を持って いる児童生徒の割合(%)	小学生	80.0	87.0	
		中学生	67.0	72.0	
	④ 問題解決型学習に取り組 んだという実感を持った 児童生徒の割合(%)	小学生	80.9	100.0	
		中学生	77.6	100.0	
	⑤ 学校に行くのは楽しいと 思う。どちらかというと思 う。という実感を持った児 童生徒の割合(%)	小学生	80.7	88.0	
		中学生	81.7	85.0	
⑥ こどもと接する機会がある人の割合(%)		58.0	68.0		
施策目標3 生涯を通じた 学びの文化が 醸成されてい る	① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源を知っている人の割 合(%)		82.7	85.0	
	② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出してい る人の割合(%)		35.5	75.0	
	③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合 (%)		35.1	55.0	
	④ 図書館来館者数(人)		427,310	470,000	
施策目標4 あらゆる人が 心地よく暮ら せるまちづくり が進んでいる	① 日常生活で困った時に相談できる人や場所がある(ある) 人の割合(%)		69.5	75.0	
	② 高齢者や障がいのある人などが安心して暮らせるまちであ ると思う人の割合(%)		54.2	60.0	
	③ 夫婦間での家事・育児の 分担の割合が「同程度・適 宜分担」と回答した人の割 合(%)	家事	理想	58.2	60.6
			現実	30.2	34.6
		育児	理想	56.2	61.7
			現実	29.7	31.1
施策目標5 健康になるま ちづくりが進 んでいる	① 要支援・要介護認定率の 全国との比較(%)	全国	19.7	全国平均から +0.9%以内	
		本市	21.6		
	② 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)		23.5	50.0	
	③ 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)		74.8	75.0	
	④ ストレスを感じた時の相談相手がいる人の割合		69.9 <sub>*1</sub>	100	
	⑤ 麻しん風しんワクチンの接 種率(%)	1期	94.9 <sub>*2</sub>	100	
2期		92.3 <sub>*2</sub>	100		

施策目標	指標	最新実績(R6)	目標(R12)	
施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている	① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合(%)	92.2	94.4	
	② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	470.9	470.6	
	③ 地球温暖化防止に向けた取組全5項目のうち、実施項目数(平均)	2.68	3.00	
	④ 主に市内で日常生活に必要な物(食料品・日用品・衣料品・医薬品・書籍・化粧品)を購入する人の割合(%)	51.6	55.0	
	⑤ 市の行政手続が利用しやすいと感じる人の割合(%)	60.3	70.0	
	⑥ 電子申請可能な市の主な手続き(%)	-	100.0	
施策目標7 災害に強いまちづくりが進んでいる	① 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	44.4※2	70.0	
	② 3日以上以上の食料備蓄をしている割合(%)	41.1	50.0	
	③ 地域の防災訓練に参加している割合(%)	7.9	9.0	
	④ 芦屋市の防災メールやアプリ、SNSの登録者数(人)	22,396	27,000	
施策目標8 日常の安全安心が確保されている	① 特殊詐欺の認知件数(件)	45	41	
	② 「芦屋市くらしの安全情報」によるXの年間投稿件数(件)	34	50	
	③ 交通事故の発生件数(件)	人身	251	240
		自転車関係	87	82
④ 救急119番通報受信から現場到着までの時間(分)	7.0	6.0		
施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている	① 定住意向(%)	86.4	86.4	
	② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合(%)	14.2	20.0	
	③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観が美しいと感じている人の割合(%)	95.1	95.1	
	④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	45.1	55.0	
施策目標10 持続可能なインフラ整備が進んでいる	① 対策が必要な橋梁の割合(%)	6.9※2	0.0	
	② 水道管耐震化率(%)	44.9	50.0	
	③ 下水道管耐震化率(%)	24.95	27.29	
	④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	74.1	74.1	
施策目標11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる	① 市民参画・協働を必要だと思う人の割合(%)	64.0	67.0	
	② 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	32.6	40.0	
	③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	51.0	55.0	
施策目標12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている	① 経常収支比率(%)	92.7	94.0	
	② 実質公債費比率(%)	8.4	16.0 未満	
	③ 将来負担比率(%)	30.5	66.6 未満	
	④ 公共施設の市民1人当たり延べ床面積(m <sup>2</sup> )	4.3	上限4.2	
施策目標13 急速な社会変化に対応できる組織になっている	① 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	30.3	50.0	
	② 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	84.3	85.0	
	③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	96	100	

注：※1=令和4年度(2022年度)実績 ※2=令和5年度(2023年度)実績 ※3=令和7年度(2025年度)実績

# 附属資料 3 策定経過



附属資料

附属資料

市民の参加			
令和6年 (2024)	3月	OR5.6～R6.3 転入アンケート	
	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月	○対話集会(学び・文化)	
	11月		
	12月		
	令和7年 (2025)	1月	○対話集会(総合計画・市民参画)
		2月	
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月		○子ども向け意見募集	
11月			
12月			
令和8年 (2026)	1月		
	2月		
	3月		

大学生へのアンケート

市民意識調査

団体アンケート  
(市民参画)

団体アンケート(文化)

パブリックコメント  
募集

## 附属資料 4 策定体制

第5次総合計画後期基本計画、第3期創生総合戦略・第4次市民参画協働推進計画及び第3次文化推進基本計画は、次の体制で策定する。

### (1) 総合計画審議会(附属機関)

学識経験者、市議会議員、市民団体の代表者及び特に市長が必要と認める者(公募市民を予定)で構成し、総合計画基本構想・後期基本計画・創生総合戦略について審議する。

### (2) 行政アドバイザー(附属機関)

まちづくりに関し、識見を有する者、産官学金労言士の各分野に属し、識見を有する者及びその他市長が特に必要と認める者で構成し、創生総合戦略に関する指導及び助言を行う。

### (3) 市民参画協働推進会議(附属機関)

学識経験者、市民及び市民団体の代表者で構成し、市民参画協働推進計画の策定及び進行状況等について調査審議する。

### (4) 文化推進審議会(附属機関)

学識経験者、市民及びその他市長が適当と認める者(市職員を予定)で構成し、文化推進基本計画について審議する。

### (5) 総合教育会議

市長、教育長及び教育委員で構成し、後期基本計画のうち教育施策分野について協議する。

### (6) 総合計画等推進本部(庁内組織)

市長、副市長、教育長及び部長級以上の職員で構成し、第5次総合計画前期基本計画及び第2期創生総合戦略の検証及び第5次総合計画の基本構想の一部改定、後期基本計画及び第3期創生総合戦略策定について協議する。

### (7) 総合計画等推進本部専門部会(庁内組織)

推進本部の所掌事務に関する具体的な施策を検討及び推進するために設置する。施策目標ごとの13の部会で構成し、部会員は各担当の課長級職員とする。

### (8) 職員ワーキングチーム(庁内組織)

推進本部の所掌事務に関する具体的な施策を検討及び推進するために設置する。若手・中堅職員で構成し、主に情報発信の分野において協議・アイデア出しを行う。

## **(9) 市民参画協働推進本部(庁内組織)**

---

市長、副市長及び部長級以上の職員で構成し、市民参画協働推進に関する施策の総合的な推進等について協議する。

## **(10) 市民参画協働推進本部幹事会(庁内組織)**

---

企画部長、企画部市長公室長及び課長級職員で構成し、推進本部の所掌事務に関する具体的な施策を検討する。

## **(11) 文化推進基本計画推進本部(庁内組織)**

---

市長、副市長、教育長及び部長級以上の職員で構成し、第2次文化推進基本計画の検証及び第3次文化推進基本計画策定について協議する。

## **(12) 文化推進基本計画推進本部幹事会(庁内組織)**

---

企画部長、教育部長及び推進本部の所掌事務に関連する担当の課長級職員で構成し、具体的な施策を検討する。

## **(13) 事務局**

---

総合計画及び創生総合戦略については、企画部市長公室政策推進課に設置し、総合計画等の策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

市民参画協働推進計画については、企画部市長公室市民参画・協働推進課に設置し、市民参画協働推進計画の策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

文化推進基本計画については、企画部国際文化推進室国際文化推進課に設置し、文化推進基本計画の策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

## 附属資料 5 意見聴取・周知

### (1) 意見聴取

#### ア 転入アンケート(総合計画)

- ・実施時期:令和5年6月1日(木)～令和6年3月31日(日)  
※配布は、令和6年3月29日(金)まで
- ・対象:新たに本市に転入して来られた方
- ・回答者数:430世帯

#### イ 大学生へのアンケート(総合計画)

- ・実施時期:令和6年9月25日(水)～令和6年10月30日(水)
- ・対象:包括連携協定を締結し、協力いただいた大学(※)に通う大学生
- ・回答者数:734人 (※)芦屋大学、武庫川女子大学、神戸女学院大学

#### ウ 市民意識調査(総合計画・文化・教育・市民参画)

- ・実施時期:令和6年10月17日(木)～令和6年11月1日(金)
- ・対象:3,000人(市内居住18歳以上・層化無作為抽出)
- ・回答者数:1,439人(回答率:48.1%)

#### エ 対話集会(総合計画・文化・教育・市民参画)

##### (ア) 学び・文化

回数	日程	場所	参加者数
第1回	令和6年10月20日(日)	うちぶん(打出教育文化センター) 大会議室	27人
第2回	令和6年10月20日(日)	オンライン(※)	15人
第3回	令和6年10月23日(水)	福祉センター 多目的ホール	27人
第4回	令和6年10月31日(木)	上宮川文化センター ホール(※)	17人

(※)「高校生相当の年齢以下のお子さまのいる保護者」が参加対象

##### (イ) 総合計画・市民参画

回数	日程	場所	参加者数
第1回	令和7年1月18日(土)	ミラタップパーク芦屋(芦屋市総合公園) 会議室	26人
第2回	令和7年1月18日(土)	リードあしや 会議室C	23人
第3回	令和7年1月23日(木)	ウィザスあしや 大会議室1	16人
第4回	令和7年1月23日(木)	オンライン	8人

## オ 団体アンケート(文化・市民参画)

### (ア) 文化分野

- ・実施日:令和7年1月10日(金)～令和7年1月29日(水)
- ・対象:文化に携わる団体及び個人(インタビュー等)
- ・回答者数:20人

### (イ) 市民参画分野

- ・実施日:令和6年10月1日(火)～令和6年12月27日(金)
- ・対象:芦屋市立あしや市民活動センター(リードあしや)利用団体
- ・回答者数:187件(団体数:31団体)

## カ 子ども向け意見募集

- ・実施時期:令和7年10月10日(金)～令和7年10月23日(木)
- ・対象:市立小学校・中学校に通う児童生徒
- ・回答者数:134人

## キ その他(大学生と市長のお話し会)

- ・実施日:令和6年12月26日(木)
- ・対象者:「イ 大学生へのアンケート(総合計画)」のうち、希望者5人
- ・備考:令和6年12月27日(金)読売新聞朝刊、令和7年1月6日(月)神戸新聞朝刊にて掲載

## (2) 周知

ア ホームページ 計画策定経過について随時更新

イ 広報あしや 令和7年3月号にて途中経過を掲載

ウ 総合計画の今を知るペーパー「そうけい、いま、つくってます！」(不定期発行。ホームページで公開)

回数	発信月	掲載内容
第1回	令和6年8月号	総合計画の内容、第1回職員ワーキングの取組内容について
第2回	令和6年9月号	第2回職員ワーキングの取組内容について
第3回	令和6年11月号	第1回総合計画審議会の開催について
第4回	令和7年1月号	大学生への授業とアンケートについて
第5回	令和7年2月号	大学生と市長のお話し会について
第6回	令和7年3月号	第3回職員ワーキングの取組内容について
第7回	令和7年4月号	第2回、第3回総合計画審議会の開催について
第8回	令和7年5月号	第4回総合計画審議会の開催について
第9回	令和7年6月号	神戸女学院大学での授業について
第10回	令和7年7月号	大手前大学での PR 動画作成オリエンテーションについて
第11回	令和7年8月号	芦屋大学での授業について
第12回	令和7年9月号	第5回総合計画審議会の開催について
第13回	令和7年11月号	第4回職員ワーキングの取組内容について
第14回	令和7年12月号	第6回総合計画審議会の開催及び答申について
第15回	令和8年3月号	総合計画を策定しました

エ 大学生へのアンケートに伴う講義

大学	実施時期	実施内容
芦屋大学	令和6年9月25日(水) 令和6年10月4日(金) 令和6年10月7日(月)	①総合計画や市政参画に関する講義を実施 ②受講者に対し、アンケートを実施
武庫川女子大学	令和6年9月26日(木) 令和6年10月16日(水) 令和6年10月23日(水)	同上

注:神戸女学院大学については、全学生に対し、メールにてアンケート配布

オ 大学生への総合計画に関する講義

大学	実施時期	実施内容
神戸女学院大学	令和7年6月20日(金)	①総合計画を例にした行政の意思決定プロセスについて ②総合計画と各種個別計画を通じた市民生活・地域との関連性 ③地域福祉計画に基づく地域福祉の現状と課題について
芦屋大学	令和7年7月9日(水)	①総合計画を例にした行政の意思決定プロセスについて ②総合計画と各種個別計画を通じた市民生活・地域との関連性
武庫川女子大学	令和7年10月1日(水)	①総合計画の概要について ②総合計画の基本計画について ③パブリックコメントの紹介

カ 大手前大学と芦屋市の連携による総合計画に関する映像企画・制作の取組

	日程	実施内容
オリエンテーション	令和7年7月8日(火)	①市民と行政の協働について ②芦屋市総合計画について
プレゼンテーション	令和7年11月7日(火)	企画案の確認と意見交換

キ SDGs ポスターの作成(総合計画の策定に関するもの)

- ・ 掲示期間:令和6年12月～令和8年3月末
- ・ 掲示箇所:市役所内、阪急阪神ホールディングス(阪急電車・阪神電車内(※令和6年10月～12月、令和7年4月～6月))、第一生命、芦屋市内郵便局(東山・公光)、ネットヨタ夙川店、明治安田生命、ホンダモビリティ、芦屋大学、武庫川女子大学、神戸女学院大学、大手前大学、兵庫県東京事務所、日本生命

以上

## 附属資料 6 芦屋市総合計画審議会

### (1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

平成18年3月24日

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議	20人以上	(1)学識経験者 (2)市議会議員 (3)市民団体の代表者 (4)特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

## (2) 芦屋市総合計画審議会規則

平成18年3月31日  
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### (3) 諮問書

---

芦企政第 412 号  
令和6年9月17日

芦屋市総合計画審議会会長 様

芦屋市長 高島 峻輔

#### 第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期創生総合戦略 の策定について(諮問)

第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期創生総合戦略を策定するに当たり、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

以 上

## (4) 答申書

令和7年11月11日

芦屋市長  
高島 峻輔 様

芦屋市総合計画審議会  
会長 林 昌彦

### 第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び 第3期芦屋市創生総合戦略(案)について(答申)

令和6年9月17日付け芦企政第412号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり成案を得ましたので、下記の意見を付して答申します。

#### 記

- 第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期芦屋市創生総合戦略(案)(以下「本案」という。)は、芦屋市のまちづくりを進める上で指針となるものである。本案は、第5次芦屋市総合計画の将来像として掲げる「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を実現し、多くの人に憧れと夢を持って選ばれるまちを目指している。
- 本案は、後期基本計画と創生総合戦略を一体的に策定し、人口減少を乗り越えて持続可能なまちづくりを行う上で、SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた取組を表明している。SDGsは、社会、経済、環境の3側面を不可分のものとして捉え、統合的な問題解決を意図していることから、総合計画にふさわしい目標である。また、SDGsは「誰一人取り残さない」ことを基本理念としていることから、市民一人ひとりを排除や差別、孤立から守り、支え合う地域社会をつくることに意を用いていただきたい。
- SDGsの目標17に「パートナーシップで目標を達成しよう」とあるように、多様な人々が連携しながら目標を達成することが強調されている。本案においても将来像や基本方針を構成する視点として「人のつながり」を挙げている。様々な課題を解決し、持続可能性を高めるために、市民、地域団体、事業者と行政が共に取り組むことを心に留めていただきたい。
- 本案の特徴は、「学び」、「文化」、「協働」の3要素を各種施策に共通する観点として位置付けたことである。「学び」は生涯にわたり多様な人々と学びあう中で未来を切り拓く力を育む基盤、「文化」は地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤、「協働」は課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤である。これらの要素がかみ合うことで、まちの魅力(芦屋らしさ)

を高め、持続可能なまちとして将来世代へ継承していくために、芦屋市の未来を「共に創る」という考え方が浸透するよう努めていただきたい。

- 本案の施策分野1は、子育て・教育である。芦屋市は従来から教育を重視し、多様なこどもに対して公正で最適な「ちよどの学び」を実現する努力を重ねてきた。他方で学校段階間の接続、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育・保育の推進、いじめや不登校、こどもの貧困やヤングケアラーなどの課題が認識されている。これらの解決に当たり、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨に基づいて、こどもは権利の主体であるという理解の下、未来を担う世代との対話を重視することを心掛け、こどもの主体性を尊重した「ちよどの学び」の実現を目指していただきたい。
- 「国際文化住宅都市」として培われた文化の力を活かし、各種施策の実施において、ソフト、ハード両面に、美しさ、ゆとり、潤い、安らぎといった文化の視点を取り入れ、文化振興と地域活性化を一体的に推進することが重要である。それにより、景観やまちなみ、風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる要素となるとともに、教育、福祉、国際交流などの面でも、教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成など、心豊かな暮らしの実現に寄与すると考える。このような文化の力を活かしたまちづくりという考え方が、広く理解されるよう努めていただきたい。
- 市民、地域団体、事業者、行政との間で協働を促進するには、それぞれの立場の違いを乗り越え、新たな関係をつくることのできる人材が不可欠である。「まちづくりは人づくり」と言われる所以である。特に市職員には、法令や規則に基づく職務能力に加えて、市民、地域団体、事業者の参画のもとに計画を立案し、これらの人々と協働して計画を実施する能力、すなわち、政策形成能力を高めることが求められる。その際、デジタル技術の活用は喫緊の課題である。それは業務の効率化にとどまらず、市民サービスの向上、さらに参画と協働を促進するコミュニケーションの手段として活用することまでを視野に入れて取り組んでいただきたい。
- 本案に掲げた目標を達成するには、適時に進捗度を測定し、目標達成に至るプロセスを管理することが必要である。ただし、測定すること自体が重要ではなく、測定結果と関連する情報を市民、地域団体、事業者との間で共有し、施策の実効性を高めていくことに留意されたい。また、社会情勢が大きく変化したときは、たとえ計画期間内であっても、目標、それを達成する手法、組織体制などを柔軟に見直すことも考慮していただきたい。
- 本案を確実に実施するため、本案の趣旨が市民、地域団体、事業者及び市職員の一人ひとりに届くよう、様々な機会を通じて周知されることを期待する。

以上

## (5) 委員

委員構成	委員名	所 属
学識経験者	浅見 雅之	合同会社 人・まち・住まい研究所 代表社員 ※市民参画協働推進会議会長
	石黒 一彦	神戸大学大学院海事科学研究科 准教授
	加藤 義夫	大阪芸術大学 客員教授 ※文化推進審議会会長
	寺見 陽子	大阪公立大学 客員研究員
	苫野 一徳	熊本大学教育学部 准教授
	林 昌彦	兵庫県立大学大学院社会科学部 教授
市議会議員 (第1回～第4回)	大原 裕貴	芦屋市議会
	川上 あさえ	芦屋市議会
	ひろせ 久美子	芦屋市議会
市議会議員 (第5回・第6回)	浅海 洋一郎	芦屋市議会
	川上 あさえ	芦屋市議会
	西村 まさと	芦屋市議会
市民団体代表	天井 裕一	芦屋市自治会連合会
	越野 睦子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会
	塩路 伸世	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会
	永瀬 隆一	芦屋市商工会
特に市長が必要 と認める者	植田 恵梨華	公募市民
	妹尾 洸季	公募市民
	藤山 美子	公募市民
	山口 真叶	公募市民

(順不同。ただし、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条内 50 音順)

## (6) 開催日程

回	日時	審議内容
第1回	令和6年9月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会に関する説明及び会議録の公表等について</li> <li>・これまでの過程について</li> <li>・将来人口推計・人口動態分析について</li> <li>・今後の取組・市民意識調査案について</li> </ul>
第2回	令和7年1月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の予定について</li> <li>・市民の皆さま等からいただいたご意見について</li> <li>・後期基本計画(素案)【施策目標5、7、12、13】について</li> </ul>
第3回	令和7年3月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回総合計画審議会開催後の変更点について</li> <li>・後期基本計画(素案)【施策目標4、6、8、9、10】について</li> <li>・第5次芦屋市総合計画(後期基本計画)策定中間報告</li> </ul>
第4回	令和7年5月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回総合計画審議会における課題対応整理について</li> <li>・後期基本計画(素案)【施策目標1、2、3、11、12、13】について</li> </ul>
第5回	令和7年7月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次芦屋市総合計画後期基本計画・第3期芦屋市創生総合戦略の策定スケジュールの変更について</li> <li>・後期基本計画(素案)について</li> <li>・第3期創生総合戦略(素案)について</li> </ul>
第6回	令和7年11月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント及び子どもの意見募集の実施結果について</li> <li>・第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期芦屋市創生総合戦略(案)について(答申)【案】</li> </ul>
	令和7年11月11日(火)	・答申書の手交

(1) 芦屋市総合教育会議運営要綱

平成27年5月22日

(趣旨)

第1条 芦屋市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の場所及び日時並びに会議において協議し、及び調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、会議を開催する日の2日前までに当該通知に係る事項を行政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、緊急を要するとき、又は非公開とすべき情報を公開することとなるときは、この限りでない。

(会議)

第3条 会議は法第1条の4第2項各号に規定する構成員のうち、市長、教育長及び教育委員2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要するときは、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 会議の議事進行は、企画部長が行う。

3 市長は、協議し、及び調整すべき事項を説明させるため、会議に職員を出席させることができる。

(会議の傍聴等)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度、市長が定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 鉢巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

4 傍聴人は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 協議及び調整に係る事項並びにこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを行政情報コーナーに備え置くとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分については、この限りでない。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、企画調整に関する事項を管掌する課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 構成員

役職名	氏名
市長	高島 峻輔
教育長	野村 大祐
教育委員 (第1回)	河盛 重造
	極楽地 愛子
	三宅 真理子
	森川 太一郎
教育委員 (第2回)	河盛 重造
	三宅 真理子
	森川 太一郎
	芳村 美由紀

(順不同。ただし、芦屋市総合教育会議運営要綱第3条内 50 音順)

## (3) 開催日程

回	日時	協議内容
第1回	令和7年8月13日(水)	・第5次芦屋市総合計画後期基本計画の教育施策分野について
第2回	令和7年11月6日(木)	・第5次芦屋市総合計画後期基本計画におけるパブリックコメントの結果について

### (1) 芦屋市総合計画等推進本部設置要綱

平成28年2月8日

#### (設置)

第1条 芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する計画(以下「総合計画等」という。)を策定し、総合計画等の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市総合計画等推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画等の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 総合計画等に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

#### (専門部会及びワーキングチーム)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討及び推進するために、専門部会及びワーキングチームを置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、本部長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 専門部会は、推進本部から付託された事項について協議し、その結果を推進本部に報告する。

#### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総合計画等の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事(こども家庭担当部長)
都市政策部長
都市政策部参事(都市基盤担当部長)
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)

## (2) 部員構成等

### ア 推進本部

(令和7年4月1日現在)

役割	所属	氏名
本部長	市長	高島 峻輔
副本部長	副市長	御手洗 裕己
	教育長	野村 大祐
本部員	技監	谷垣 博司
	企画部長	柏原 由紀
	総務部長	岡崎 哲也
	市民生活部長	和泉 みどり
	こども福祉部長	山田 弥生
	こども福祉部参事(こども家庭担当部長)	茶嶋 奈美
	都市政策部長	島津 久夫
	都市政策部参事(都市基盤担当部長)	足立 覚
	会計管理者	鳥越 雅也
	上下水道部長	上田 剛
	市立芦屋病院事務局長	奥村 享央
	消防長	野村 滋一
	教育委員会教育部長	萩原 裕子
	教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)	塩山 利枝

イ 専門部会

(令和7年4月1日現在)

部名	所 属
企画部	<p>【市長公室】 秘書・広報課長、市長公室主幹(広報・危機管理担当課長)、政策推進課長、市長公室主幹(総合計画担当課長)、DX 行革推進課長、市長公室主幹(行革担当課長)、市民参画・協働推進課長</p> <p>【国際文化推進室】 国際文化推進課長、スポーツ推進課長、市民センター長・公民館長、図書館長</p>
総務部	<p>【総務室】 総務課長、総務室主幹(管財担当課長)、法務コンプライアンス課長、総務室主幹(法務担当課長)、人事課長、総務室主幹(労務・給与担当課長)、総務室主幹(健康管理・厚生担当課長)、契約検査課長</p> <p>【財務室】 財政課長、課税課長、債権管理課長</p>
市民生活部	<p>【市民室】 人権・男女共生課長、市民室主幹(女性活躍支援担当課長)、市民課長、保険課長、上宮川文化センター長・隣保館長・児童センター所長</p> <p>【環境・経済室】 地域経済振興課長、環境課長、収集事業課長、環境施設課長、環境・経済室主幹(環境施設担当課長)</p>
こども福祉部	<p>【福祉室】 監査指導課長、地域福祉課長、福祉室主幹(社会福祉協議会担当課長)、福祉室主幹(地域共生推進担当課長・福祉センター施設担当課長)、生活援護課長、障がい福祉課長、高齢介護課長、福祉室主幹(高齢者施策担当課長)</p> <p>【こども家庭室】 こども政策課長、ほいく課長、こども家庭室主幹(保育向上担当課長)、こども家庭・保健センター長、こども家庭室主幹(管理担当課長)、こども家庭室主幹(健康増進・母子保健担当課長)</p>
都市政策部	<p>【都市戦略室】 都市政策課長、まちづくり課長、建築住宅課長、建築課長</p> <p>【都市基盤室】 都市整備課長、都市基盤室主幹(整備推進担当課長)、道路・公園課長、都市基盤室主幹(維持施設担当課長)、基盤整備課長、防災安全課長、都市基盤室主幹(地域防災担当課長)</p>

上下水道部	下水道課長、下水処理場長、水道管理課長、水道業務課長、水道工務課長
病院事務局	総務課長
消防本部	【消防室】 総務課長、警防課長、救急課長、予防課長、消防署長、高浜分署長
教育委員会	教育部 【教育統括室】 管理課長、教職員課長、教育統括室主幹(教職員人事担当課長)、社会教育推進課長、青少年育成課長 【学校教育室】 学校教育課長、学校支援課長、保健安全・特別支援教育課長、打出教育文化センター所長、青少年愛護センター所長 【学校教育改革推進室】 学校教育改革推進室主幹(学校教育改革統括担当課長)
委員会等	会計課長

## ウ ワーキングチーム

目的	若手・中堅職員の視点から、情報発信分野を中心とした課題に関する解決策について積極的にアイデア出しを行い、各構成職員の経験を踏まえ検討を行うことを目的とするもの。
参加者	係長級以下の職員 12 人
参加者 募集方法	公募
開催形式	ワークショップ形式で意見を提出し、とりまとめる。

(令和6年7月1日現在)

部 名	所 属 等
企画部	【市長公室】 (市民参画・協働推進課)榎野 開人 【国際文化推進室】 (国際文化推進課)森山 由香里、(スポーツ推進課)三浦 真衣
総務部	【総務室】 (法務コンプライアンス課)阿部 純治
市民生活部	【市民室】 (人権・男女共生課)和田 実奈、(保険課)片岡 睦美、 (保健課)名方 領
こども福祉部	【福祉室】 (地域福祉課)藤岡 那緒、(高齢介護課)池田 悠誌
都市政策部	【都市基盤室】 (道路・公園課)梅林 健祐
教育部	【学校教育室】 (学校支援課)池原 征紀、(保健安全・特別支援教育課)坂根 拓実

### (3) 開催日程

#### ア 推進本部

回	日時	議題
第1回	令和6年 5月13日(月)	・第5次芦屋市総合計画後期基本計画策定方針(素案)について
第2回	令和6年 8月28日(水)	・将来人口推計・人口動向分析について ・現在の取組状況について ・市民意識調査案について
第3回	令和7年 1月8日(水)	・市民の皆さま等からいただいたご意見について ・後期基本計画(素案)【施策目標5、7、12、13】について
第4回	令和7年 3月19日(水)	・第2回総合計画審議会開催後の変更点について ・後期基本計画(素案)【施策目標4、6、8、9、10】について
第5回	令和7年 4月23日(水)	・第3回総合計画審議会開催後の変更点について ・後期基本計画(素案)【施策目標1、2、3、11】について
第6回	令和7年 7月16日(水)	・第5次芦屋市総合計画後期基本計画の策定スケジュールの変更について ・後期基本計画(案)について ・第3期創生総合戦略について ・第3次芦屋市文化推進基本計画(素案)について
第7回	令和7年 11月5日(水)	・パブリックコメント及び子どもの意見募集の実施結果について

#### イ 専門部会

回	日時	議題
第1回	令和6年 7月12日(金) ～ 7月31日(水)	・今後の進め方について ・13 の各施策目標の取組、課題、今後の施策の作成について
第2回	令和6年 12月16日(月) ～ 令和7年 3月5日(水)	・13 の各施策目標の取組、課題、今後の施策の最新状況について ・指標の見直しについて

ウ ワーキングチーム

回	日時	テーマ
第1回	令和6年 7月31日(水)	・「周知・啓発」について ・市民意識調査項目の検討について ・今後の取組について
第2回	令和6年 8月29日(木)	・大学生アンケートとの協働について ・周知・啓発項目について
第3回	令和6年 12月23日(月)	・市民意識調査・大学生アンケート結果について ・総合計画の周知・啓発の必要性について
第4回	令和7年 10月23日(木)	・総合計画の策定経過について ・パブリックコメントについて ・総合計画に関する映像企画・制作の取組について

## 附属資料 9 原案へのパブリックコメント

### (1) 意見募集結果

意見募集期間	令和7年9月14日(日)から令和7年10月23日(木)まで								
内容の閲覧場所	市ホームページ、市役所(南館2階政策推進課、南館地下1階市民参画・協働推進課、北館3階国際文化推進課、北館1階行政情報コーナー)、ラポルテ市民サービスコーナー、男女共同参画センターウィザスあしや、市民センター(公民館図書室)、市民活動センター(リードあしや)、うちぶん(打出教育文化センター)、図書館本館、保健福祉センター、潮芦屋交流センター								
内容に対する意見の提出方法	意見募集専用フォーム、ファクス、郵送、政策推進課、市民参画・協働推進課、国際文化推進課に持参								
意見提出件数	35人 102件								
意見等の取扱い	<table> <tr> <td>原案を修正します</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>ご意見を踏まえ取組を推進します</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>原案に盛り込まれています</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>原案のとおりとします</td> <td>75件</td> </tr> </table>	原案を修正します	3件	ご意見を踏まえ取組を推進します	12件	原案に盛り込まれています	12件	原案のとおりとします	75件
原案を修正します	3件								
ご意見を踏まえ取組を推進します	12件								
原案に盛り込まれています	12件								
原案のとおりとします	75件								

### (2) 周知

ホームページ等での既存の周知方法に加え、SNS 広告を活用した周知を実施した。

バナー広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・媒体: Yahoo、Google、LINE、Instagram</li> <li>・配信期間: 令和7年9月19日(金)～令和7年10月23日(木)</li> </ul>
動画広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・媒体: LINE、Instagram、YouTube、TikTok</li> <li>・配信期間: 令和7年9月19日(金)～令和7年10月23日(木)</li> </ul>
配信地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋市、西宮市、尼崎市、神戸市(東灘区、灘区、中央区)</li> </ul>
配信結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インプレッション数(表示回数) 2,645,211回</li> <li>・クリック数 12,700回</li> <li>・CTR(クリック率) 約0.48%</li> </ul>

## 附属資料 10 芦屋市総合計画に関する規則

昭和44年2月20日

規則第3号

注 平成23年4月1日規則第3号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市行政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものをいう。

(平23規則3・全改)

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、基本施策を重点的に推進することにより計画的かつ効果的な行政を確立し、行政の各部門が有機的な連携を保ちつつ総合的な成果をあげるように策定しなければならない。

(平23規則3・全改)

(基本構想及び基本計画の期間)

第4条 基本構想の期間は、10年とする。

2 基本計画の期間は、前期5年、後期5年とする。

(平23規則3・全改)

(基本構想及び基本計画の策定)

第5条 基本構想及び基本計画は、総合計画に関する事務を所管する部長(以下「総合計画担当部長」という。)が各部長(これに相当する職を含む。以下同じ。)と調整の上、原案を作成し、市長が決定する。

2 基本構想及び基本計画の原案作成に当たっては、市民及び一般職員等の参加に努めるものとする。

(平23規則3・全改)

(実施計画の期間)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3年間の計画として策定するものとする。

(平23規則3・全改)

(実施計画の策定)

第7条 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するため、各部長が作成した計画を、総合計画担当部長が調整して原案を作成し、市長が決定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前条の規定により策定するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(平23規則3・全改)

(総合計画審議会への諮問)

第8条 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとする場合においては、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市総合計画審議会に諮問するものとする。

(平23規則3・全改)

(計画の調整等)

第9条 総合計画に関する事務を所管する課長(以下「総合計画担当課長」という。)は、総合計画に関し必要があると認めたときは関係課長(これに相当する職を含む。以下同じ。)を招集し、会議を開くことができる。

(平23規則3・全改)

(計画の実施)

第10条 総合計画に定められた施策は、これを実現するように努めなければならない。

2 各部長は、総合計画の実施に当たり、必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、事業が円滑に行われるよう図らなければならない。

3 各課長は、上司を補佐し、所管事項に係る総合計画についての事務を処理しなければならない。

(平23規則3・全改)

(計画の進行管理)

第11条 総合計画担当部長は、別に定めるところにより、各部長から計画の進行状況について取りまとめ、市長に報告しなければならない。

2 各課長は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料を作成したときは、総合計画担当課長に送付するものとする。

(平23規則3・全改)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年5月2日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成11年4月1日規則第20号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月24日規則第39号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第3号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成26年11月28日法律第136号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

## 附属資料 12 芦屋国際文化住宅都市建設法

改正 昭和43年6月15日法律第101号

〔都市計画法施行法30条による改正〕

平成11年12月22日法律第160号

〔中央省庁等改革関係法施行法1055条による改正〕

### (目的)

第一条 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

### (計画及び事業)

第二条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第百号)第四条第一項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

二 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

### (事業の執行)

第三条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

二 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

### (事業の援助)

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

### (特別の助成)

第五条 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

### (報告)

第六条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも6箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

二 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。
- 三 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

附 則(昭和43年6月15日法律第百一号)

この法律(中略)は、新法の施行の日(昭和44年6月14日)から施行する。(後略)

附 則(平成11年12月22日法律第百六十号)

この法律(中略)は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

## 附属資料 13 芦屋市市民参画協働推進会議

### (1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

平成18年3月24日  
条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8人以内	(1)学識経験者 (2)市民 (3)市民団体の代表者	2年

## (2) 芦屋市市民参画協働推進会議規則

---

平成19年3月30日  
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市市民参画協働推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のとき、議長が決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、市民参画に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### (3) 委員

委員構成	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎ 浅見 雅之	合同会社 人・まち・住まい研究所代表社員
	○ 井関 崇博	兵庫県立大学環境人間学部教授
	松井 順子 (第1回～第3回)	静岡県立大学短期大学部社会福祉学科教授
市民団体の 代表者	出口 睦子	特定非営利活動法人あしやNPOセンター
	宮平 太	芦屋市社会福祉協議会地域福祉係長
	高橋 洋一 (第1回～第3回)	芦屋市自治会連合会理事
	足立 裕一 (第4回)	芦屋市自治会連合会副会長
市民	眞伏 しらべ	公募市民
	松井 有里加 (第4回)	公募市民

◎会長 ○副会長 (順不同)

## (4) 開催日程

回	日時	審議内容
第1回	令和6年8月23日(金)	・令和5年度第3次芦屋市市民参画協働推進計画の事業実施結果について ・芦屋市市民参画協働推進計画の芦屋市第5次総合計画(後期)統合に伴う市民意識調査項目について
第2回	令和7年4月24日(木)	・第3次芦屋市市民参画協働推進計画の総括及びアンケート調査の結果報告について ・第5次総合計画(後期基本計画)の施策目標について
第3回	令和7年6月26日(木)	・第3次芦屋市市民参画協働推進計画取組の評価について ・芦屋市総合計画後期基本計画について ・市民参画・協働の取組について
第4回	令和7年10月29日(水)	・第5次芦屋市総合計画後期基本計画・第3期芦屋市創生総合戦略・第4次芦屋市市民参画協働推進計画及び第3次芦屋市文化推進基本計画への市民意見募集の結果について ・令和8年度以降の市民参画協働推進に係る取組について

## 附属資料 14 芦屋市市民参画協働推進本部

### (1) 芦屋市市民参画協働推進本部設置要綱

平成18年4月24日

(設置)

第1条 本市における市民参画協働を推進するために、芦屋市市民参画協働推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民参画協働推進に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 市民参画協働推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参画協働推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画部長をもって充て、副委員長は、企画部市長公室長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民参画協働推進を担当する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長
技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事(こども家庭担当部長)
都市政策部長
都市政策部参事(都市基盤担当部長)
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)

別表第2(第5条関係)

企画部市長公室政策推進課長
総務部総務室総務課長
市民生活部環境・経済室地域経済振興課長
こども福祉部福祉室地域福祉課長

都市政策部都市戦略室都市政策課長  
上下水道部水道管理課長  
市立芦屋病院事務局総務課長  
消防本部消防室総務課長  
教育委員会教育部教育統括室管理課長

## (2) 部員構成

### ア 推進本部

(令和7年4月1日現在)

役割	所属	氏名
本部長	市長	高島 峻輔
副本部長	副市長	御手洗 裕己
本部員	教育長	野村 大祐
	技監	谷垣 博司
	企画部長	柏原 由紀
	総務部長	岡崎 哲也
	市民生活部長	和泉 みどり
	こども福祉部長	山田 弥生
	こども福祉部参事(こども家庭担当部長)	茶嶋 奈美
	都市政策部長	島津 久夫
	都市政策部参事(都市基盤担当部長)	足立 覚
	会計管理者	鳥越 雅也
	上下水道部長	上田 剛
	市立芦屋病院事務局長	奥村 享央
	消防長	野村 滋一
	教育委員会教育部長	萩原 裕子
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)	塩山 利枝	

## イ 幹事会

(令和7年4月1日現在)

役割	所 属
委員長	企画部長
副委員長	企画部市長公室長
委員	企画部市長公室政策推進課長 総務部総務室総務課長 市民生活部環境・経済室地域経済振興課長 こども福祉部福祉室地域福祉課長 都市政策部都市戦略室都市政策課長 上下水道部水道管理課長 市立芦屋病院事務局総務課長 消防本部消防室総務課長 教育委員会教育部教育統括室管理課長

### (3) 開催日程

芦屋市総合計画等推進本部及び専門部会で協議事項を取り扱ったため開催なし

平成19年3月20日  
条例第5号

### (目的)

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。

### (基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。
- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかわる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。

(市の責務)

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。

3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

(市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手續の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更

(4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手續を行わないことができる。

(1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの

(2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

(市民参画の手續)

第7条 この条例における市民参画の手續は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の活用

(2) 市民提案の活用

(3) ワークショップの開催

(4) パブリックコメントの活用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用

2 市は、手續の実施に当たっては、前項各号の手續のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

(審議会等)

第8条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等に市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。

(市民提案)

第9条 市民は、市民提案により具体的な施策を提案することができる。

2 市は、市民から施策に対する提案を求めようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

(1) 対象事項の目的

(2) 提案の提出先、提出方法及び提出期間

(3) その他提案に関する必要な事項

3 市は、市民からの提案について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)の趣旨に照らし、公表することが不相当と認められる部分(第11条第3項において「非公開情報部分」という。)については、公表しない。

(ワークショップ)

第10条 市は、ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。

(パブリックコメント)

第11条 市は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

(1) 対象事項の案及び関係資料

(2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

(3) その他意見に関する必要な事項

2 意見の提出期間は、原則として1月以上とする。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ないときは、その理由を公表した上で意見の提出期間を短縮することができる。

3 市は、提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、非公開情報部分については、公表しない。

(市民参画の手續の実施時期)

第12条 市は、市民参画の対象となる施策の決定前のできるだけ早い時期から市民参画の手續を実施するよう努めなければならない。

(市民参画の手續の公表)

第13条 市民参画の手續に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

(1) 担当の所管課での閲覧

(2) 市広報紙への掲載

(3) 市ホームページへの掲載

(4) 行政情報コーナーでの閲覧

(5) その他効果的に周知できる方法

(実施予定及び実施状況の公表)

第14条 市は、毎年度、その年度における市民参画の手續の実施予定及び前年度における市民参画の手續の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(協働の拠点)

第15条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体(次条において「市民活動団体等」という。)の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。

(市民活動団体等への支援)

第16条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。

(推進計画)

第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定め、実施するものとする。

2 市は、推進計画を定め、又は変更するときは、その内容を公表するものとする。

(芦屋市市民参画協働推進会議への諮問)

第18条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。

(補則)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、市民参画の手続を実施することが困難なものについては、第8条から第11条までの規定は適用しない。

(検討)

3 市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

## 附属資料 16 芦屋市文化推進審議会

### (1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

平成18年3月24日  
条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市文化推進審議会	文化の推進に関する重要事項についての調査審議、文化の推進に関する事項について意見を述べること及び文化の推進に関する施策の評価	10人以内 (その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1)学識経験者 (2)市民 (3)その他市長が適当と認める者	2年(臨時委員は、担当事項についての審議が終了するまでの期間)

## (2) 芦屋市文化推進審議会規則

平成22年4月1日  
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市文化推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要と認めるときは、当該事項を明示して臨時委員若干人を会長の意見を聴いて委嘱又は任命することができる。

2 臨時委員は、その担当事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、芦屋市文化推進審議会に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日規則第42号抄)

この規則は、公布の日から施行する。

### (3) 委員

令和7年4月1日

	氏名	所属・役職等
1	加藤 義夫	大阪芸術大学 客員教授
2	平井 章一	関西大学 教授
3	枝元 益祐	京都外国語大学 教授 (芦屋市立図書館協議会)
4	飯尾 由貴子	兵庫県立美術館 館長補佐兼課長 (芦屋市立美術博物館協議会)
5	西本 望	関西国際大学 教授 (芦屋市公民館運営審議会)
6	桑田 敬司	芦屋市商工会 副会長
7	池内 清	公募市民委員
8	岡田 和治	公募市民委員
9	柏原 由紀	企画部長

(順不同)

## (4) 開催日程

回数	日程	審議内容
第1回	令和6年8月7日(水)	・令和6年度芦屋市文化推進基本計画評価報告書(令和5年度実績)について ・市政モニターアンケート実施結果について ・次期文化推進基本計画策定に関する市民アンケート(案)について
第2回	令和7年3月21日(金)	・文化推進基本計画に基づく事業実施状況の評価及び報告について ・次期文化推進基本計画策定に関する市民アンケート実施結果について ・第3次文化推進基本計画の骨子(案)について
第3回	令和7年5月30日(金)	・第3次芦屋市文化推進基本計画(素案)について
第4回	令和7年6月20日(金)	・第3次芦屋市文化推進基本計画(素案)について
第5回	令和7年10月30日(木)	・第3次芦屋市文化推進基本計画の市民意見募集結果について ・令和7年度芦屋市文化推進基本計画評価報告書(令和6年度実績)について

(1) 芦屋市文化推進基本計画推進本部設置要綱

平成28年1月12日

(設置)

第1条 芦屋市文化基本条例(平成22年芦屋市条例第1号)第8条第1項の規定に基づき、芦屋市文化推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、芦屋市文化推進基本計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の推進及び関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ、本部長が指定する副本部長が、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画部長をもって充て、副委員長は、教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てるほか、推進本部が必要と認めるときは、本部長が指名する者を委員とすることができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、基本計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

技監
企画部長
総務部長
市民生活部長
こども福祉部長
こども福祉部参事(こども家庭担当部長)
都市政策部長
都市政策部参事(都市基盤担当部長)
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)

別表第2(第5条関係)

企画部市長公室秘書・広報課長  
企画部市長公室主幹(総合計画担当課長)  
企画部市長公室市民参画・協働推進課長  
企画部国際文化推進室市民センター長  
企画部国際文化推進室図書館長  
総務部財務室財政課長  
市民生活部市民室人権・男女共生課長  
市民生活部市民室主幹(女性活躍支援担当課長)  
市民生活部市民室上宮川文化センター長  
市民生活部環境・経済室地域経済振興課長  
市民生活部環境・経済室環境課長  
こども福祉部福祉室地域福祉課長  
こども福祉部福祉室主幹(福祉センター施設担当課長)  
こども福祉部福祉室障がい福祉課長  
こども福祉部福祉室主幹(高齢者施策担当課長)  
こども福祉部こども家庭室こども政策課長  
都市政策部都市戦略室都市政策課長  
都市政策部都市戦略室まちづくり課長  
都市政策部都市基盤室道路・公園課長  
市立芦屋病院事務局総務課長  
教育委員会教育部教育統括室管理課長  
教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課長  
教育委員会教育部教育統括室青少年育成課長  
教育委員会教育部学校教育室学校教育課長  
教育委員会教育部学校教育室学校支援課長  
教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長

## (2) 部員構成

### ア 推進本部

(令和7年4月1日現在)

役割	所属	氏名
本部長	市長	高島 峻輔
副本部長	副市長	御手洗 裕己
	教育長	野村 大祐
本部員	技監	谷垣 博司
	企画部長	柏原 由紀
	総務部長	岡崎 哲也
	市民生活部長	和泉 みどり
	こども福祉部長	山田 弥生
	こども福祉部参事(こども家庭担当部長)	茶嶋 奈美
	都市政策部長	島津 久夫
	都市政策部参事(都市基盤担当部長)	足立 覚
	会計管理者	鳥越 雅也
	上下水道部長	上田 剛
	市立芦屋病院事務局長	奥村 享央
	消防長	野村 滋一
	教育委員会教育部長	萩原 裕子
	教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)	塩山 利枝

イ 幹事会

(令和7年4月1日現在)

役 割	所 属
委員長	企画部長
副委員長	教育部長
委員	企画部市長公室秘書・広報課長 企画部市長公室主幹(総合計画担当課長) 企画部市長公室市民参画・協働推進課長 企画部国際文化推進室市民センター長 企画部国際文化推進室図書館長 総務部財務室財政課長 市民生活部市民室人権・男女共生課長 市民生活部市民室主幹(女性活躍支援担当課長) 市民生活部市民室上宮川文化センター長 市民生活部環境・経済室地域経済振興課長 市民生活部環境・経済室環境課長 こども福祉部福祉室地域福祉課長 こども福祉部福祉室主幹(福祉センター施設担当課長) こども福祉部福祉室障がい福祉課長 こども福祉部福祉室主幹(高齢者施策担当課長) こども福祉部こども家庭室こども政策課長 都市政策部都市戦略室都市政策課長 都市政策部都市戦略室まちづくり課長 都市政策部都市基盤室道路・公園課長 市立芦屋病院事務局総務課長 教育委員会教育部教育統括室管理課長 教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課長 教育委員会教育部教育統括室青少年育成課長 教育委員会教育部学校教育室学校教育課長 教育委員会教育部学校教育室学校支援課長 教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長

### (3) 開催日程

#### ア 推進本部

回	日時	議題
第1回	令和7年5月28日(水)	・第3次芦屋市文化推進基本計画(素案)について
第2回	令和7年7月16日(水)	・第3次芦屋市文化推進基本計画(素案)について

#### イ 幹事会

回	日時	議題
第1回	令和7年2月12日(水)	・文化推進基本計画に基づく事業実施状況の報告について ・第3次文化推進基本計画の骨子(案)について
第2回	令和7年5月15日(木)	・第3次芦屋市文化推進基本計画(素案)について

(平成13年12月7日 法律第148号)

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第6条)

#### 第2章 文化芸術推進基本計画等(第7条・第7条の2)

#### 第3章 文化芸術に関する基本的施策(第8条—第35条)

#### 第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第36条・第37条)

#### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術

活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第37条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第3号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

### 第3章 文化芸術に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整

備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個

人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日法律第73号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成30年6月8日法律第42号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月7日法律第26号）抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

平成22年3月26日  
条例第1号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第7条)

#### 第2章 文化推進基本計画(第8条)

#### 第3章 文化に関する基本的施策(第9条—第20条)

#### 附則

芦屋は、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北の六甲山から南に広がる大阪湾へ、緩やかな傾斜が織り成す美しい景観と温暖な気候に恵まれた地です。

歴史的には、有数の古墳群をはじめ、阪神間最古の遺跡を有し、永く自然豊かな村落としてその環境をとどめてきました。近代に入ると、鉄道の開通とともに、西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が築かれていきました。

戦後復興期の昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、芦屋のすぐれた環境条件を活かして、国際文化の向上と経済復興に寄与するまちづくりが進められてきました。

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいべき文化風土を形成しています。

そして豊かな芸術文化や生活文化がはぐくまれ、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっています。

これからの芦屋の持続的な発展のために、その基盤となる自然環境や景観、先人が築いてきた文化を守り、育て、更なる創造力を引き出し、次世代に継承していくことこそ、私たち市民の真の願いです。

ここに、市民一人一人が年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、多様な出会いや新たな人材をはぐくみあい、ゆとりと潤いのある心豊かな暮らしを実現することを願って、市民、事業者及び市の協働の下、国際文化住宅都市芦屋の価値を将来にわたって高めていくことを決意し、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、文化に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな人間性をはぐく

む人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、生活文化など文化芸術基本法(平成13年法律第148号)が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承することをいう。

(基本理念)

第3条 文化に関する施策の推進に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化に関する施策の推進に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化に関する施策の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動をするができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化に関する施策の推進に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化に関する施策の推進に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことに鑑み、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者(法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。))及び事業を営む個人をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、文化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、市が実施する施策に文化の視点を取り入れるよう努めなければならない。
- 4 市は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないように十分に配慮しなければならない。

(市民等との協働)

第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。

## 第2章 文化推進基本計画

### (文化推進基本計画)

- 第8条 市長は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する基本的な計画(以下「文化推進基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 文化推進基本計画は、総合的な文化に関する施策の大綱その他文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、文化推進基本計画を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市文化推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、文化推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化推進基本計画の変更について準用する。

## 第3章 文化に関する基本的施策

### (伝統的な文化の保存等)

- 第9条 市は、地域に残る文化財その他の伝統のある優れた文化を保存し、継承し、及び発展させるため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (文化活動を行う機会の充実)

- 第10条 市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化施設の充実及び活用、文化活動を行う個人及び団体との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (高齢者、障害者等の文化活動の充実)

- 第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者が行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (青少年の文化活動の充実)

- 第12条 市は、次代を担う青少年の文化活動の充実を図り、豊かな感性及び創造性をはぐくむため、優れた文化に触れる機会の提供、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (学校教育における文化活動の充実)

- 第13条 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (文化活動の担い手の育成)

- 第14条 市は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (良好な景観の形成)

- 第15条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた都市景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- (国内及び国外との交流)

第16条 市は、文化の向上を図るため、国内及び国外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第17条 市は、創造的で優れた本市の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある優れた文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する支援)

第18条 市は、本市の文化の向上に資するとともに、本市の魅力を高め、及び市民が誇りを持つことのできる文化の振興を図るため、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する民間支援活動の促進)

第19条 市は、文化活動に対する個人及び事業者からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第20条 市は、文化活動で顕著な成果を収めたもの及び文化の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成29年12月22日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市文化基本条例第8条の規定により定められている文化振興基本計画は、この条例による改正後の芦屋市文化基本条例第8条の規定により定められた文化推進基本計画とみなす。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の項附属機関の名称の欄中「芦屋市文化振興審議会」を「芦屋市文化推進審議会」に改め、同表市長の項担当事務の欄中「振興」を「推進」に改める。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の芦屋市附属機関の設置に関する条例の規定に基づく芦屋市文化振興審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、同項の規定による改正後の芦屋市附属機関の設置に関する条例の規定に基づく芦屋市文化推進審議会の委員に委嘱又は任命された者とみなす。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「芦屋市文化振興審議会」を「芦屋市文化推進審議会」に改める。

第5次芦屋市総合計画後期基本計画  
第3期芦屋市創生総合戦略  
第4次芦屋市市民参画協働推進計画  
第3次芦屋市文化推進基本計画

発行日 令和8年(2026年)3月

発行 兵庫県芦屋市企画部市長公室政策推進課

企画部市長公室市民参画・協働推進課

企画部国際文化推進室国際文化推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号



